

令和3年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
北 條 利 雄 君	9
宗 田 雅 之 君	26
関 根 浩 治 君	34
関 根 英 也 君	47
遠 藤 貴 人 君	55
前 田 武 久 君	66
会議時間の延長	87
承認第1号～承認第2号の上程、説明、質疑、採決	88
議案第1号～議案第9号の上程、説明	90
議案第10号～議案第19号の上程、説明	92
議案第20号～議案第29号の上程、説明	102
議案第30号～議案第33号の上程、説明	109
議案第34号の上程、説明	110

散会の宣告	1 1 1
-------	-------

第 2 号 (3月16日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 6
出席議員	1 1 6
欠席議員	1 1 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 6
職務のため出席した者の職氏名	1 1 6
開議の宣告	1 1 7
議事日程の報告	1 1 7
議案第 1 号～議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 1 0 号～議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 2 0 号～議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 3 0 号～議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 3 5
発議第 1 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 3 5
発議第 2 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 3 6
請願第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	1 3 7
日程の追加	1 3 9
発議第 3 号の上程、採決	1 3 9
閉会中の継続審査申出について	1 4 0
閉会の宣告	1 4 0
署名議員	1 4 1

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第1回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月10日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第8号））

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 7 議案第 1号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第 2号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための職員の特殊勤務手当に関する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第 3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第 4号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第 5号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第 6号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

- 日程第13 議案第 7号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第14 議案第 8号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第15 議案第 9号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第16 議案第10号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）
提案理由の説明
- 日程第17 議案第11号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第18 議案第12号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）
提案理由の説明
- 日程第19 議案第13号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第20 議案第14号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第21 議案第15号 令和2年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第22 議案第16号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第23 議案第17号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第24 議案第18号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）
提案理由の説明
- 日程第25 議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明

- 日程第26 議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算
提案理由の説明
- 日程第27 議案第21号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第28 議案第22号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第29 議案第23号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第30 議案第24号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第31 議案第25号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第32 議案第26号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第33 議案第27号 令和3年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第34 議案第28号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第35 議案第29号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第36 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）
提案理由の説明
- 日程第37 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物加工・直売所運営協議会）
提案理由の説明
- 日程第38 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）
提案理由の説明
- 日程第39 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）

提案理由の説明

日程第40 議案第34号 村有財産の無償貸付について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、鈴木隆寛君。

○事務局長（鈴木隆寛） 諸般の報告をいたします。

本会議に村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

受理した請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回鮫川村議会3月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案の審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、明日3月11日で東日本大震災の発生から10年が経過いたします。

犠牲になられた方は、関連死を含めまして約2万2,000人、いまだに行方が分からない方が約2,500人となり、皆様のご冥福をお祈りするとともに完全なる心の復興を願うばかりであります。災害は忘れたころにやってくるとの格言のごとく、去る2月14日の深夜には宮城・福島県沖を震源にマグニチュード7.3の地震が発生しましたが、本村は震度4であり、幸いにも大きな被害もなく安堵をしたところでもあります。しかし、災害は、大きな地震は必ず襲来するとの危機管理を強めなくてはならないと、襟を正したところでもあります。

次に、新型コロナウイルスの感染者確認から1か月余りが経過いたしました。

昨年秋から今年の2月までに感染者が急増し、全ての生活が一変し、経済にも大きな影響を与えております。現在は、ワクチン接種による感染防止に大きな期待をかけて、国・県からの情報収集とその指示を仰ぎながら、東白川医師会はじめ医療現場と連携し、円滑な接種、手順と村民への周知を徹底するよう努めているところであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。専決処分の承認が2件、条例の改定、改正議案が9議案、令和2年度の一般会計、特別会計の補正予算に関わる議案が10議案、令和3年度一般会計予算と特別会計予算を合わせて10議案であります。このほかに、公の施設の指定管理者の指定についての議案が4議案、村有施設の無償貸付けの議案が1議案、合計34の議案を上程させていただきました。各常任委員会での十分なる議案調査をしていただきますようお願い申し上げます。

令和3年度の一般会計当初予算は、昨年度と比べまして5億1,000万円減の26億8,900万円となりました。昨年度と比較して15.9%の減額であります。特別会計は、昨年と比較して4,393万8,000円増の13億5,259万円であります。一般会計と特別会計を合わせて、昨年度より4億6,606万円減の40億4,159万円となっております。

この予算編成の歳入は、地方交付税は昨年度と比較しまして4,842万6,000円少ない14億1,607万3,000円、国庫支出金は、昨年度より1億703万3,000円減の1億3,134万7,000円、県支出金は、昨年度より7,143万1,000円減の2億8,689万9,000円であります。村税につきましては、ほぼ昨年並みの2億5,663万5,000円を見込んでおります。

村債を1億4,100万円として、財政調整基金から1億9,500万円を繰り入れての当初予算となり、大変厳しい中での予算編成となっております。

今年度は「つながりで支え輝く村づくり」の理念に基づいて、第4次振興計画、人口ビジョン総合戦略の中間評価及び検証を継続して、新年度以降の振興計画につなげるために広く村民からのご意見、各村づくり委員や有識者の皆様からのご提言をお聞きしまして、多面的なかつ貴重なご意見をお預かりしております。村民主体の村づくりを推進するために、コンパクトビレッジ構想を掲げ、小さな村でも心豊かに、持続可能な村を村民とともに構築して、幸福度の高い村を目指していく必要があります。

令和3年度の1つ目の新しい事業として、村の将来を担う人材育成事業に着手をいたします。地域は人なりと言われております。地域のリーダーを養成する、育成する未来塾や若者・女性未来創生会議において、自由な発想で村づくりにも参画していただきたいと考えております。

2つ目として、ふるさとキャリア教育の着手であります。小中一貫、義務教育への協議を進めるとともに農業をはじめとする産業の仕組みについて、教育課程や体験を通じて学び、子供たちに生き抜く力を養っていただくとともに、郷土愛を醸成したいと考えております。

3点目として、移住定住促進への支援策の条件を拡大して、人口の村外流出に歯止めをかけるとともに、若者や定住者への定住促進を図りたいと考えております。また、子育て支援をさらに充実して、村独自の新たな教育と連携して子育て世代や若者にも選ばれる、小さくても豊かな村を目指していきたいと考えております。

これらの施策のほかにも、総合的な産業の振興、観光開発、健康及びスポーツ振興と生涯学習、そして福祉の充実等の継続事業にもさらに推進してまいる所存であります。

本定例議会におかれましては、6名の各議員より12の一般質問を通告していただいております。各質問におきましては、村が抱えております限りある財政の確保、農業振興、教育・福祉に関する各事項であり、村民に直結するご質問であります。通告していただいた議員の皆様には深く感謝を申し上げますとともに、誠意を持って答弁をさせていただく覚悟でございます。

提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 前田雅秀君 及び

9番 前田武久君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 去る3月3日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和3年度第1回鮫川村議会定例会の運営について協議をしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案36件、議員発議2件、請願のありました福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会に付託いたしました。このほか陳情書1件を受付しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定によりまして、その写しを議員配付することにいたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日3月10日から3月16日までの7日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。今般の定例会に、通告どおり3点の質問をさせていただきます。3点の質問ですが、事前に調査した結果、こんなに分厚い資料になりましたので、持ち時間90分、使い切るよう努力したいと思います。

まず、第1点でございますが、公共施設等管理計画の具体的推進についてであります。

公共施設等管理計画を円滑に推進する必要性は、少子化・高齢化の中で人口が減少し、財政がますます厳しさを増しており、現在の公共施設やインフラをそのままに全て維持更新しようとするれば、大きな財政負担が強られることとなります。こうした中で、利用されない過大な施設を持ち続けることは限界があります。

自治体経営において厳しく問われているのは、現在暮らしている住民のあらゆるニーズに応えるため、基金取崩しや借金を重ねて次世代の負担を増やしていくのか、あるいは、行政サービスの範囲を財政規模にふさわしいものに見直し、村独自の財源を少しでもつくって次世代の負担軽減を図るのか、このどちらを選択するかであります。

施設の老朽化が確実に進んでおり、放置すれば安全性や利便性に大きな問題が生じる状況が目前に迫っており、早急な手だてが必要であります。これまで引き継がれてきた公共施設の課題を明らかにした上で、現在の村民の暮らしを守りつつ、未来の世代に大きな負担を背負わせず、安心して暮らし、働き、学び続けることができる村、ふるさとでいつまでも幸せを実感できる持続可能な村を目指す必要があります。そのため、村が保有する全ての公共施設について、全体として身の丈に合った見直しが必要であることから、本村でも鮫川村公共施設等管理計画が策定され、公表もされております。

村民にとって本当に必要なもの、価値のあるもののみをえりすぐって継承していくこと、公共施設の選択と集中が必要であります。

地域においては、限界集落が増え地域社会そのものが存続できるのかといった、将来にわたる生活の維持や安全・安心の確保などが大きな課題であります。そのため、将来の地域の姿や暮らしの在り方をどのように考えるのか、その中で本当に必要な公共施設はどのようなものなのかを明らかにしていく必要があります。公共施設を単独で考えるのではなく、地域における生活拠点の配置、安全・安心な環境の整備、交通手段の確保など、持続可能な地域づくりと結びつけて検討していくことが重要であります。村民が自ら地域の将来像を考え、本当に必要な公共施設は何かを吟味・選択することです。村民と行政が課題を共有し、地域の村づくりと結びつけながら協働で公共施設の管理と経営の取組を推進しなければなりません。

過去の取組を踏まえ、現在の暮らしを守り、未来の世代に責任を持つ視点の堅持、公共施設の個々の再配置を具体的に進める際には、基本計画に基づき、行政経営の改革の視点と財政経営の改革、持続可能な財政基盤の構築の視点を、常に明確に持ち、状況の変化に応じて効果的な再配置や管理運営方法などについて、工夫を加えながら取り組むべきであります。

このため、公共施設等管理計画の下に関連事業の予算計上を行い、財政経営の観点を踏まえた管理経営を推進する必要があります。これら鮫川村公共施設等管理計画を推進するための基本的な考え方と具体的な基準、ガイドラインやマニュアルを定め、実務に関する留意事項等を整理し、実行すべきであります。

これらへの具体的な対応をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1点目のご質問、公共施設等管理計画の具体的な推進についてにお答えを申し上げたいと思います。

公共施設等総合管理計画をここでは以下、本計画と略させていただきますが、本村の本計画は、平成29年3月に策定、公表しております。この計画を推進するために、本計画の施設累型に分類した115施設、226棟を対象に適切なマネジメントを図るために、施設の状況を把握し、その役割や在り方を考慮した上で建物調査を踏まえた判定方法及び施設別の実施計画を定め、長期的な視点をもって長寿命化のための維持管理及び中長期保全計画を策定することを目的とした個別施設計画の業務委託を、今年度より開始しております。

本年度の実施計画に当たる個別施設計画は、役割、機能、利用状況、重要性などからの施設の優先順位を定め、業務委託費用が単年度に突出することのないように複数年で費用の分散化を図り、年度ごとに現存する個別施設を調査、計画するものとして進めております。今年度は、役場本庁舎を含む9施設を、3月下旬の履行期限として業務委託契約しているところであります。

北條議員おただしの鮫川村公共施設等総合管理計画を推進するための基本的な考え方と具体的な基準、ガイドラインやマニュアルを定め、実務に関する留意事項を整理、実行すべきであるということにつきましては、本計画の全庁的な取組体制の構築、情報管理、共有の在り方の中で、施設所管課が個別施設ごとに利用頻度や維持管理コスト、老朽化の度合いなどを施設情報としてまとめた施設カルテを作成し、施設評価における基礎的なデータとして活用し、情報の一元化、課の共有化を図るとしております。

また、施設所管課、総務課の両課は、施設評価の実施のために利用状況や維持管理費等について客観的かつ定量的な視点で評価を行うと定めており、本計画策定担当課の総務課と施設所管課が、施設カルテにより円滑な情報が図られ、本計画が円滑に推進するよう盛り込まれておりました。

しかし、前段の両課の情報共有が十分でなく、施設カルテの作成が滞り、現在において、情報と評価の共有が円滑に行えておりません。令和3年度からの個別施設計画の策定において、劣化状況に特化した調査票等の現状調査と報告を総務課から施設所管課に求めることから始め、調査結果を個別施設計画策定に生かして、円滑な情報と評価の共有推進を図ってまいります。

また、国では、本計画は令和2年3月末時点で全地方公共団体の99.9%において策定済みとして、個別施設計画においても、令和2年度末にはほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みが示されております。具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点を持って公共施設マネジメントを推進する観点により、令和3年度中に個別施設計画等を反映した本計画の見直しを行うことが重要とすることから、総務省から地方公共団体等に対して、令和3年1月に公共施設等総合管理計画の見直しに係わる通知がなされております。

これを受けて、村では令和3年度における本計画の見直しについて、施設所管課との円滑な情報共有を進めるとともに、令和2年度に策定した鮫川村庁舎等個別施設計画を踏まえ、村が保有する公共施設の状況を総合的に把握して、計画的な維持管理や長寿命化を図ることなどによって財政負担の平準化や安心・安全で持続的な施設サービスの提供を目指す仕組み

である公共施設マネジメントですね、の導入などの検討を加えながら実施してまいりたいと考えております。

以上で、1点目の北條議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 公共施設等の管理計画の具体的な推進ということで、素晴らしい村の公共施設等総合管理計画が策定されているんです。私も分厚い資料、見させていただきました。だけれども、この一つ一つの施設ごと、インフラのことも書いてはおりますけれども、これらに具体的に、この推進するための体制もうたわれているんですね。先ほど村長が述べたとおり行政全体の組織連携も含めて、やるっていうことをうたっているんです。うたっているんだけど、やられてこなかった。残念ですね。やはり、この公共施設等総合管理計画はどこの自治体もそうなんです、これに予算をかなり、維持管理に含めて相当予算を計上して、無駄な施設も含めてある中で、やっぱり財政をきちんと立て直すために、国が地方自治体全部に見直しを図って管理しろという話になったわけですね。

村長もカルテをつくって、各課連携で進めているということなんですが、やはりこれ、計画を策定されてから相当年数がたっているんですね。これまでやられてこなかったというのが不思議でたまらない。やはりどこの市町村もそうなんです、この素晴らしい管理計画を具体的に推進するため何が必要かといったら、やっぱりきちんとしたマネジメントと同時にマニュアルなんです。

例えば、これらは全て把握しているのは総務課だと思うんですが、総務課以外の施設管理者は、じゃ、どっから手出していいのかというのが分からない。全然手出しできないという状況があるんですね。やはり、ここはきちんとマニュアルをつくる、それからチェックシートですね、これやはりチェックシートをつくって、誰が見ても、この部分はこういうふうにチェックするんだというチェックシートをつくって、やはり、やる、そう時間をかけてやる必要もないんじゃないかなと思うんですが、こういうことが日常的に繰り返す、日常といっても最低限、年に1回くらいは点検させて、どういう状況なのかというのを把握、必要あるんですね。

全国でも、推進している自治体は、やはりマニュアルとかチェックシートとか、そういうものをきちんと策定しているんですね、見ていると。主管課である総務課あたりから各課に、この施設のこのチェックシートをチェックして出しなさい、そういうことをやりながら進めている。これをやらないでまとめてやろうといったって無理な話じゃないかって、私は思う

んですね。そういう部分では、この施設ごとのカルテをつくるというんですが、カルテを、これをどういう形で進めるのか、カルテをつくるために、毎月やるわけにもいかないだろうし、年に1回は必ずやるという部分で、そのカルテの中身についてちょっと、村長から答弁いただきたいんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 北條議員からは、この公共施設の長期的な施設計画につきましては、計画性を持って、前々の定例議会でも数々のご提言をいただいているところであります。

まずは、老朽化していく建物等、特にインフラ整備も含めて、年が過ぎていきますと間違いなく老朽化していくと。公共施設だけではなくてですね、水道施設、それから集落排水施設、様々な、道路も含めまして、公共施設等につきましては老朽化していくということで、やはり限りある財源の中で、計画性を持たないと、その年にどのくらいの費用がかかるのかという、そういったマニュアル等を計画して、これがないとまず財源は大変な状況になると思います。財源の標準化、これを図るためにも、カルテをつくって、そしてチェックをしていくと。

また、各課からの、現場の状況の報告も受けながら、そのカルテで本当にこの施設はあと何年もつのか、そして、どのくらいな頻度があるのか、それは今、発注しております専門家の計画ですね、劣化状況の計画も踏まえて、カルテに応じて計画的にチェックしていかなくてはならないというのは、北條議員のご指摘のとおりであります。

今後、カルテの進め方ですね、今までなかなか滞っていたとかということではありますが、そのチェックと評価、今後どのように計画性を持ってやるのかにつきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） ただいま北條議員からご質問ありました施設の管理であります、本課の計画上、これを十分な活用を行って、両課の情報共有を図っていくべきところでしたが、ご指摘のとおり滞っているところがございます。施設カルテについては、作り方もですね、様式をチェックしたところ、なかなかこう入っていきにくい部分があって、どのようにつくっていいか、両課とも迷っているうちに時間だけが過ぎてしまったという経緯がございます。

そういった中で、答弁書にも書かせてもらいました、述べさせてもらいました劣化状況に特化した調査票ですね、こちらは、表18条というような調査票になりますが、これは部位を

特定しまして、1つ目として屋根、屋上、2つ目としては外壁、3つ目としては内部仕上げ、床とか壁とか天井とか内部の建具、照明、エアコン、4番目としては電気設備、5番目としては機械設備、こちらについての劣化状況を、施設管理をしている担当課のほうから提出をいただきまして、それをもとにして令和3年度以降の個別施設計画に生かして、それを踏まえた上での発注を業者にしていきたいと。

令和3年度におきましては、ひだまり荘とかさぎり荘などの3施設の個別施設計画を予定しているところですが、今年度はそういったことを行わずに2年度でありましたが、3年度以降については、両課との情報共有を図って、その資料をベースとして発注を行っていきたいと、そういった考えでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長と総務課長から答弁いただきましたが、やはりマニュアルを策定する部分の中で、1つは、この管理計画にも書いてあるんですが、基本的なその考え方とか、基本方針とか書いてあるんですが、やはりこのやつを具体的に進めるのは総務課だけではだめだし、当然、施設管理をしている各課がきちんと認識していないと、これにも認識、職員の認識の共有なんていうのも書いてあるんですが、私が言わなくても当然、村では考えているんですが、やはりこれが実行になかなか移されていないということで、やはりこれをきちっと移してもらいたいということです。

それから、場合によっては公共施設の再配置とかが必要になるかも分からないんですが、こういうものの公営形成、それから住民との話し合い、それから民間に移譲するものもあるかも分かりません。それから、用途廃処分なども出てくるかも分かりません。こういうことを想定しながら、きちんと、やはりマニュアルを作成してほしいんですね。

先進的な自治体は、そのマニュアルを、どの部分でも、これはここに該当するので住民との話し合いもしなければならない、そういうその合意形成とか民間移譲とかいろんな形のパターンごとに具体的に記載してあるんですね。どんな職員が、どんな人が関わったとしても分かりやすくなっているんですね。やはりそこを、職員は当然いろんな職場に異動がありますから、私は関係ないくらいにはなっちゃうので、そこは誰が見ても、新しい職員が行っても、そこは連携できるようなマニュアルをやはり、先進的な自治体の例がありますので、ぜひここを見てもらって、やはり毎年1回は進めていただきたいんですね。

まさに本当、村の管理計画も、ほかの町村に負けない、遜色のないような計画であります

が、やはりこれを具体的に進めるのには、やはりもう少しいろんな分野で、業者というか全てイベント業者に委託するだけじゃなくて、職員が自ら携わって自分が管理する施設をきちんと点検できるようなマニュアルをつくって、シートもつくって、難しくないシートでいいんだと思うんです。やはりその部分ではきちんとそういうマニュアルをつくって進めてはいかかなと私は思うんですね。

やはりマニュアルがないと、実際、声かけても進まないと思うんですよね。毎年この月には施設管理している箇所全て点検するので、出してくださいという話くらいはできると思うんですね。それをまとめて、やはり毎年管理計画を見直したり、必要なものは残さなければならぬし、場合によっては、その行政区単位でもそうなんです、その地区にある公共施設、合意も必要になるんだと思うんです、物によっては。そういうこともスムーズにいけるように、こういうマニュアルをぜひ作成して、3年度から本格的にやるみたいですけども、やはりこのマニュアル、職員がやりやすいようなマニュアルをつくって、そして、住民にも合意いただけるような、そういうマニュアルをぜひつくってほしいんですが、村長の考え、もう一度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご提言のとおりであります。

まず、情報共有ですね、基本的な計画の情報共有するためには、誰が見ても分かるような、特に職員は人事異動ございます。これから管理職も退職ということも考えられますが、あと、長期的な計画を立てる以上はそういった基準となるものが必要であるかと思えます。

新年度以降、ご指摘のとおり誰が見ても分かるマニュアルと、あと手順ですね、それからあと、こぼれやすいのがやっぱりチェックなんですね。細かくチェックして、果たしてその目的に何年度まで達しているかという指数も定めながら、計画を職員全部で共有する。

また、施設の内容によりましては、議会の皆様にもご提案しなくてはならない、また、全協でご相談しなくてはならない。さらには、必要あらば村民の公聴会、村民のご意見も有識者のご意見もいただかなくてはならないというところの施設であれば、その都度情報公開しながらマニュアルを公開して、チェックを強めてまいりたいと思っております。

何せ、今後また、財政が非常に突出して歳入が倍に見込めるという時代ではありません。何とか工夫して、効率のよい公共施設の今後の計画に結びつけるためにも、ただいまのご提言、お受けしまして、新年度以降、計画づくりに進めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 先ほど、職員もこういうチェックマニュアルをつくってチェックできるような体制をと言ったんですが、施設によっては指定管理者制、今回も条例、指定管理者制度、提案されておりますけれども、やはり施設を管理している人の、指定管理者の方々、この方々にも、やはり日常管理しているわけですから、現場でね、この人たちにも分かりやすいことを、チェックできるように、これも一緒に進めていただきたいんです。職員だけじゃありません。職員は、例えば教育委員会がトレーニングセンター管轄してるからといっても、管理してるのはスポーツクラブなんですね。現場でやってた人たちがよく分かる。教育委員会、多分、教育長もたまに1月に1回か2回は行くんでしょうけれども、それでは全然分かんないんですよ。そういうことも含めれば、指定管理者も含めて、やはりきちんとこの辺は周知徹底して、そういう指定管理者も分かりやすいようなチェックシートもつくっていただきたいと思います。

公共施設等管理計画、本当に先ほど村長が言ったとおり、これらを維持、更新していくには莫大な予算が必要になります。やはり、ここは点検して、我慢できるものとか、もう除去していいような施設、こういうことも含めて判断する時期になってきているんだと思うんです。こういうことを繰り返しやっついていかないと、なかなか予算編成も大変だなって感じるわけなんです。

こういうことも含めてこの公共施設の具体的な推進、本格的に平成3年度から始まるみたいですが、これらの推進に向けてご期待申し上げて、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に行きます。

次に、2点目ですが、未利用公有財産と借地等の解消について伺います。

財源確保の観点から、未利用公有財産について、この財産が村民共有の貴重な財産であることを踏まえ、その処分に当たっては最大限の利益を財産の付託者である村民に還元するため、積極的な処分により価値の最大化を図る必要があります。

また、既に貸付けしている普通財産は、貸付け先への優先的譲渡を検討すべきであります。

さらに、新たな公益的な利用が期待される用途廃止財産や譲渡が困難な公有財産にあっては、処分までの貸付けまたは定期借地により、財産の経済的価値を發揮させることに留意しなければなりません。

一方、歳出抑制の観点からは、存続する公共施設の新設・増築・改築・大規模改修等に当

たっては、施設整備方法や将来費用等を吟味し、最も効果的な手法を選択する必要があります。

また、村が民有地を借地として公共施設に使用しているところがあります。その時代の流れの背景の中で、生活環境、サービス提供などへ大きな役割を果たされてきたものであります。しかし、未使用借地となっても借地解消がなされず現在に至っているものがあります。中には、契約などで行政の瑕疵があると思われる事案により、解消のめどが立っていないものがあります。これらは将来にわたり放置せず、解消すべきであります。地権者との話し合いはもちろんのこと、借地であるが、買収や場合によっては法的な手続きを、そして手段を含めた解決を選択すべきであると考えます。

これら未利用公有財産と借地等の点検と解消、その考え方と具体的な対策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2点目のご質問、未利用公有財産と借地等の解消についてお答えを申し上げます。

本村は、住民ニーズや生活様式の多様化とともに必要となる公共施設やインフラ整備を整備してまいりました。阿武隈高原の頂上部に位置する本村は従来、平場が少なく、一定規模の平地が貴重な敷地であることから、新たに整備する公共施設の用地取得の協力が得られず、本村には借地によって整備した施設が多数存在しております。人口減少、少子高齢化に比例した税収減少が続いていることに増して、新型コロナウイルス感染症の影響により住民税や法人税等の税収減が見込まれ、より厳しさを増していく財政状況の中で、本村の借地料は年間約471万円に及び、借地料の削減に取り組まなければならない状況にあります。

借地料の査定方法には、借地の買収や交換、返還等の手法がありますが、これは公共施設の再編なしに実行することはできず、北條議員の1点目のご質問で答弁いたしましたとおり本村でも適切なマネジメントを図るために、平成29年3月公共施設等総合管理計画を策定したところであります。ただ、この公共施設の再編は、数十年の中長期スパンとなるために、当面の縮減方法として借地の買収、借地料の見直しに取り組むものとして、借地の買収に関わる協議につきましては、私自らが職員と共に交渉に臨むことから、昨年より調整を進め、本年2月下旬より取組を始めております。

北條議員のご指摘の、契約などで行政の瑕疵があると思われる事案の解消につきましては、平成25年9月定例会における代表質疑においてただされております。道路管理センター、集積場の契約更新の折に、借地分を分筆して村に売っていただけるようお願いしましたが、話し合いは成立しませんでしたとする平成21年5月に関係者へ打診をした内容及び平成27年3月の契約時期に買収する協議を継続する旨を答弁しております。

村では、道路管理センター、集積所及び他の借地を含め、議員ご提案のように未利用公有財産と借地等の解消を図る取組を進めてまいりますので、可能な限り借地を買収させていただくことを基本に、契約更新の機に、また令和3年度は契約更新時に限らず、関係者との協議にて打診を続けてまいる考えであります。

以上で、2番目の北條議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 未利用公有財産と借地の解消です。

今、最後のほうに村長が答弁されたとおり、大きなところで目立つのが、石山、これの件についてなんです。あそこの面積、多分共有地なんだろうと思うんですが、多分一筆の面積、山林面積というのはどのくらいあるんですかね。それと、もし村が買収しなければもう解決できないんだと私、思うんですけれども、だとすれば山林そのものを分筆して、必要なものは村で買収するしかないんじゃないかなと思うんです。いつまでたっても何かこれは、後に残されても困るような財産だと私は思うんです。

やはり、例えば地権者も村に十分に、山林の砂利取りのために活躍したし、十分利用されたということが分かっているし、もうこれも終えた、その役割を終えたというの分かっている中で、やはりいつまでもその、お互いに分かっている中で前に進まないというのは、相手はもう、あそこの現場を見ると石ばかりで、逆に言ったら、木を植えたって、山林とは言いながら、新たな人工林も多分植林できないんだと思うんです。だとすれば、部分的に、一部でもいいから分筆してやっぱり買収する、申し訳ないけれども買収させて村の所有にさせてくださいという話まで含めて、やはり交渉すべきじゃないかなと思うんですが、その辺、もう一度村長から。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今、再質問のおただしの山林面積は3,000平米でありますから、山林で約3反歩ということですが、11名ですか、の共有地のようではありますが、今月末に契約が切れるようであります。今月末までに契約更新をしなくてはならない折に、財政と昨

年から相談してまして、1軒ずつ、11軒ですか、お宅にお邪魔しまして、代表者の方いらっしゃるんです。代表者の方にまずお伺いして、皆さんの合意形成をいただけるためにお話を、こちらの、前にも分筆してお譲りいただけないかというお話が成立しなかったということであったも、やはり村の財政事情をきちんとお伝えして、そしてきちんと誠意を持ってお伝えしない限りは地主さんの合意、了解を得られないと思いますので、そういった地道な交渉、心ある、誠意を持った交渉を進めていって、新年度の更新またできるのであれば、3,000平米の山林を買収させていただくか、また、分筆ということになりますかね、長年、村で恩恵を受けた砂利山で本村の、今でこそ舗装道路になりましたけれども、昔はぬかるみの砂利道を、その碎石で村の村道を保全していたという恩恵にもあやかって、きちんと交渉させていただきたいと思っております。

行っても無駄だということは考えておりませんから、必ず諦めずに交渉を続けていきたい。そのほかの土地等々の返還、さらには地代の交渉、これにつきましても契約期間が来る前に足を向けて、新年度以降ですね、遠くの方もいらっしゃいますから、ここにいらっしゃらない方もおります。前もってご丁寧なる通知をしておいて、実際、私も職員と一緒に足を運んでお願いしてきたいなど。そしてまた、そういった今の借地料の件、さらには用途がないところへの買収交渉につきましては、誠意を持って取り組みたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 石山、そういう形で前に進めるということであります。

確かに時代が変わっても生活環境とかサービス提供で十分に役に立ってきたんですね。今の借地、村で公共施設を建てるにしても、一部は民有地の借地でやってたということはあるんですが、やはり時代が変わると、借地してまで村が公共事業、公共施設を置く必要は今はないんだと思うんです。ただ、昔から比べればそういうのが少なくなってきたとはいえ、やはりこれは後々残すわけにはいかないと思うんです。

やはり石山については特に、早く言うと、関根村長に期待しながらぜひここを解決していただきたいんですが、交渉する職員も大変だと思うんです。今まで、逆に言うと関わったことがないものですから、それを洗い出しながら交渉していくというのは職員の苦労もあるんだと思うんですが、でも、そこを解決すれば職員の仕事のやりがいて、最高じゃないかって、笑うことはできないんですが、思っています。

ぜひ、こういう部分も含めてやはりできれば借地解消、きちんと。まして村の職員は、村長の指示があればいろんな登記も分筆も、いろんな形でできることがあるんですね。ですか

ら、職員自らができるものが、登記も含めて、分筆も含めてできますので、ぜひそういうことを利用しながら前に進めていっていただきたいなと思います。

いずれにしても公益上、それから財政運営上の観点から、借地を取得するとかすることが大事なんです、これらの借地を解消するとかっていう部分のやつは、先ほど第1問でお話ししました公有財産の中に、村有財産の有効利用、そのほかの村有財産の有効利用に関するその何か基本方針というのは村でお持ち、管理計画のほかに何かお持ちであるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問につきましては、担当課長。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） 村有施設の有効利用についての決めににつきましては、ただいま持ち合わせている資料ではちょっとございません。これから調べてみたいと思います。

ただ、経費を最小限の費用で最大の効果を生むための利用を図っていくということは、根底にある考え方でございますので、北條議員がご指摘する有効な活用をこれからも図っていきたいという考えでございます。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） できれば、先ほどこの石山については、村長は前向きに検討しながら交渉するということなんです、時代が変わってきてもそういうものがまた出てくるかも分からない。そういうことはあってはならないんですが、できれば村にも村有財産を有効に利用できる、そういうその基本方針というのは、公共施設管理計画以外に定めたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、そんな件数がないから定める必要はないと思えばそうなんです、できればこういうことも含めて、ちょっと定めておいた方がいいのかなと思うんです。財政も本当に、これから3年度の予算審議もやるんですが、やはり財政運営上の観点からも、該当物件の有効活用、処分、こういうものをきちんと考える、もう少し具体的な、先ほど言ったマニュアルをつくるついでにじゃないんですが、やはりもう少しその基本方針というか、有効活用の方針をもう少し整理すべきじゃないかなと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公有財産の有効活用ということで、まず現在、利活用されている施設

につきましては、公共施設の管理等の長期計画の中で、先ほどご指摘ありましたようにマニュアルの中で維持管理の計画にのっとり、いつ時点までその施設がもつのか、そして、特に教育施設、公民館等教育施設等につきましては、いずれ時がたてば新築をしなくてはならないという義務制もありますが、その他の施設につきましてはの有効活用、そしてまた有効活用の中には、民間に譲渡、さらには貸付け等という方法もあります。

さらには、劣化しているものにつきましては取壊し処分と。あと、土地ですね。村有地が、県で求めた村有地もございますが、村有地の譲渡、有効活用、それも含めて目で見えて分かるようにして、この物件は売却する予定であるとか、ここの用地につきましては将来的に公共施設の移転を前提に活用したいとかというものがあれば、今後、計画性を持って有効活用の基準になるかと思しますので、先ほど言われたマニュアル、そしてチェックシートにも合わせて、そういった村の公有施設の一覧表をにらみながら、学識者も入れながら、村民、そしてまた議員の皆様の意見を頂戴しながら、活用の仕方につきましては今後、原案を、たたき台をつくっていきたい。

そしてまた、議会の承認が必要な物件も中には出てきます。そういったときには、皆様の議会に相談をして、それで皆さんの声から頂戴して、議決を経てですね、処分、それから、私あんまり取得というのは考えておりませんが、先ほど言った石山のような理由がある山につきましては、取得をしてそのような方法を講じてまいりたいと思いますが、今後ご意見参考にさせていただきまして、前に進んでいきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村にもそういう財産の処分とか交換、譲与とか無償貸与に関する決まり事があります。財産の処分に関しては議会の議決も受けなきゃなんないし、例えば長期契約締結する場合の定める条例もありますし、それから財産の交換とか譲与、それから無償貸与等に関する条例もあります。こういうことも条例があるものを見定めながらやる必要もあるんですが、こういうことも含めて、ぜひ的確な判断をいただいて、今まで残された石山も含めて、ぜひご努力いただきたいことを申し上げて、2問目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、3点目です。

3点目は、不要備品、それから物品と資材等の処分についてであります。

庁舎内や出先機関など公共施設で使用されていた使用されない事務用情報機器、公共土木関連の資材など、備品の多くが各所に現存していると思われます。12月定例議会でも同僚議員が資材等についてご質問されておりますが、これらがあります。

現在再利用している軽トラック、消防車など、再利用できるものは極力利用するといった考えの下に、一部は現在も活用と再利用がなされております。しかし、事務事業の改編や備品の高さや大きさに不釣合いがあり使用しづらいことや、職員の業務組織人数などの理由から、再利用が難しいといった面もございます。今なお多くの備品や資材が各所に保管、山積みされております。さらに、施設の周辺にも整理整頓がなされず数年にわたり放置状態の箇所もあります。

こうした状況は、緊急時や災害時に即座に対応できるのか疑問であります。あるものを利用や使用できない状態でなければ、探し出せなければ、新たな購入での経費負担が生じることになります。

これらの眠り続ける備品（物品）や資材などは、放置すればするほどさびなどが発生し、利用や使用価値がなくなることや、日常業務の妨げになるものであります。まだ十分使用できる状態の今だからこそ、早急に処分すべき判断が必要であります。

例えば、以前に実施した村民への公売会を行う。各行政区に必要であり使用できるものは無償譲渡する。ネットオークションに出品する。リサイクル業者による入札を行うなどの方法が考えられます。

各所や保管庫に眠り、保管されている不要備品（物品）の見極めとチェックを行い、公売または処分を検討すべきであります。たとえ少額であっても、新たな財源確保も含め、有効な利用手段を講じるべきであります。行政が保管すべき重要なものを除き、業務執行と施設内と施設周辺の環境整備にもつなげるべきであります。

不要備品（物品）と資材等の処分についての考えと対応をお伺いいたします。

なお、今回も2月1日付で公用車5台の車両の公売が広報紙やホームページで周知もされております。これらの結果状況も併せてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3点目のご質問、不要備品（物品）と資材等の処分についてお答えを申し上げます。

不要備品（物品）の処分につきましては、北條議員おただしのおり再利用できるものは極力再利用する考えの下に、村では令和3年2月1日、車両入替えにより使用しなくなった公用車5台を売却する一般競争入札の回覧文書を区長、組長へ通知しており、2月26日の期

限までに予定価格以上で最高価格の入札をした者を買受人として契約締結を行っております。最低価格が1台5万円が4台、さらには最低価格3万円が1台の、5台の入札を行いまして、非常に高い、高いといえますか、その最低価格から5倍、車種によっては5倍、6倍以上の金額で落札されております。詳細につきましては後ほど、車種とその金額につきましては、担当課長よりご答弁を申し上げたいと思っております。

不要になった車両を所管する施設に仮置きして、5台程度の一定数を取りまとめすることから、入札、売却までの期間は、廃車の放置のように見えることと存じますが、有効利用のためでありますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

現在、備品及び資材等は、それぞれが所管する課において管理する方法をとっており、各課が所管する備品等のデータにつきましては総務課で管理を行っております。また、廃棄や変更、または所管替えの際には、規定の様式にて総務課へ提出することとしております。備品、資材等につきましては、学校、こどもセンター、また各施設などで使用する専門性の高いものから各課等が共有化のできるものまで幅広く保有しているところでありますが、時代の変化や技術の進化に伴い不要物品が発生することは確かであります。

平成25年度に行った幼児送迎バス1台とともに不要物品20件の物品売却から8年が経過しております。各課等の意見を参考にする機会を設けるなど、不要備品の確認と処分方法の検討を図るとともに、施設や倉庫内外に保管し、有事の際に使用する備品、資材等におきましても、整理整頓を常として早急な対応を可能とする適切な管理に努めてまいります。

また、令和2年12月定例議会の一般質問にておただしのありました旧国保診療所につきましては、書庫を倉庫としての利用を行ってまいりましたが、施設機能の維持が難しい状態であることから、保管を行っている各課等に対して現状の確認と保管物の計画的な移設を行うよう2月の課長等会議にて周知をしたところでございます。建物につきましては、解体に向けた検討を今後進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、3点目の北條議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 不要備品、物品、いろいろたまるんですね。この本庁舎の周りも車のタイヤやいろいろ、日常活動しているからその都度きれいに片づけておけるといってもなかなか言いづらい部分があるんですが、でも、住民の人たちがここに来たときに、たまたま玄関だけ見てきれいだね、すっきりしているねって思われるだけじゃなくて、周り、周りでも重なっていると、何だこの、何をやってんだって言いたくなるんですね。私もそのほうな

んですが。そういうことで、備品なんかじゃなくて物品も、やはり必要ないものもあるみたいなんです。そういうものを。それから、例えばトレーニングセンターなんです、トレーニングセンターに昔からの焼却炉が裏にあります。あれは当然使っちゃ駄目だよって言う話なんです、私がいる頃からあって大変申し訳ないんですが、そういうその処分、もう要らないものは処分していいんだと思うんですね。あれ必ず処分していただきたい。

それから、公共施設の各施設の周囲、それから施設内でもそうです。こどもセンターもそうですが、昔からのものがいっぱいあるんですね。鮫川保育所、渡瀬保育所、それから鮫川幼稚園という3つの施設が統合されてこどもセンターができたんですが、あの施設内にも重なってあるんですね。そういうこと、ちょっとチェックして、本当に使っていないんだと思うんですけども、大事だから、思い出のあるものだからって残しておくのはいいんですが、やはりそれを続けていくと、施設内が満杯になっちゃうような気がするんです。ぜひ、各施設にあるそういう要らないもの、もう1回洗い出して、通常業務の中でなかなかやれって言っても難しいんですが、やはり1回整理してはいかがかなと私は思うんです。

それと今回、必要でない母子センターですか、先ほど言ったのは。それを解体するのかな。ああ、診療所のほうね。旧診療所もそうです。旧診療所も、見てのとおり、この前、議員のみんなでちょっと見てもらったんだけど、外から段ボール重ねた、書類の段ボールが横になって、斜めになってて、いや何が入っているんだか分からないような、見栄えも悪いよね。あそこを通る人たちが、何で村の施設で、あそこに書類が重なってるんだけど、段ボールが斜めになって保管されている。そういうことって、あそこに今、事務書類の保管期限があるんだろうけれども、ああいうものも含めて、ちょっと整理するとか、例えば、書類で整理できなければやっぱりもう少し簡易なコピーをとって処理するとかっていうことも必要なんだと思うんです。

いずれにしても鮫川の場合は各所に施設が散らばっているし、終われば村の保管庫になっている、それを整理してこなかったんですね。できれば、そういうもの必要、先ほどの公共施設の管理もそうなんです、やはり、なくなったら廃止するとかというのが必要だと思うんですね。

例えば、青生野小学校も、小学校の話はこれからどうするのかというのは、あれだって決まっていない。例えばあと渡瀬は、山王の里宿泊施設が必要だといって地元指定管理を委託しながらやっている。本当にそこに今、始まった当初は、指定管理すればうまくいって言ったけれども、本当にどれだけの利用者があるのか。富田小学校、あの校舎、どういうふ

うに利用されているか、ちょっと分からない。あそこだってやはり利用したことない人は無駄な施設だなんて思っているかも知れない。そういうことで各所にあります。

それから、例えば、中の沢集落センターは指定管理でやっていると思うんですが、あれはやはり指定管理じゃなく、本来的には必要性があって指定管理にして、村の所有の中で地元の指定管理を受けているんですが、時代とともに、やはりほかの地区との関わりからいけば基本的には地元の方に譲渡してもいいんじゃないか、無償で譲渡でも何でも。そういうことが、考える必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうことで不要備品とか物品、あります。

できれば公共施設はみんなが、村民が利用する大切な施設なので、いつでも利用できるような施設の整備、環境もそうですが、やはりきちんとやっていただきたいと思います。

先ほど来からの一般質問では、公共施設の管理計画とか、それから、3問目の不要備品、物品の資材等の処分もそうなんですが、いろんな役目を果たしてきました、そして村民のサービスにも貢献してきたし、簡単には処分できないものもあるんですが、必要ないものは必要ないんですね。これを無理して取っておく必要ないと思うんです。やはりきれいに整備して、村民の皆さんが利用しやすいようにしていただきたいと思うんです。

例えば、教育長には質問の通告していないんですが、歴史民俗資料館、あそこも立派な施設です。中にも大切なものも保管されていますけれども、やはりあそこを、閉鎖はしていませんが、来れば、中に入ることができるんですが、何かあそこに、歴史民俗資料館は動いていない、鮫川の歴史が全然進んでいないのかなって、いつも眺めて思うんですが、あの施設、これからどうするのか、質問になかったんですが、教育長、どうしたらいいと思いますか。ちょっとお答えいただきたいんですが。

〔「いや、質問は出してないから」と言う人あり〕

○6番（北條利雄君） 通告していませんので。これの答弁は結構ですので、ぜひその辺をもう少し、次回にやるかも知りませんが、ちょっとお調べいただいて、大切な歴史民俗資料館ではございますので、ちょっといろんな、自分でも確認しながら、やっていただきたいと思います。

以上で、私から3問の質問、終わりますが、私も職員としてやってきたし、村民の人からどういうふうに見られているのかな、どういうふうに言われるのかなって思いながらやってきたんですが、やはり一般村民になるとものすごく気になる。できれば、自分がやってこれなかったこともあるのですが、職員の皆さんにはそういう部分も配慮いただきながら、大変

な一般業務の中でさらに業務時間を取られるということもありますけれども、やはりみんなで協力しながら施設の管理、それから物品とか、そういう処分も含めてです。頭の中に入れていただいて堅実に、確実に対応していただければと思います。

以上で、私からの3問の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和3年度第1回議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、人口減少下における地域の在り方についてお伺いいたします。

人口減少をめぐる状況は年々深刻化し、身近な暮らしにも変化が確実に表れ始めております。住民が減った上に高齢化が進み、地域における防犯、防災、医療への不安、さらに隣近所の空洞化に伴い共助が保たれず、孤独感に陥るものでないかと危惧されます。

現状、人口減少は誰にも止めることのできない事象であり、現状を踏まえての集約化、拠点づくりなど地域の在り方を検討すべき時期ではないかと考えます。

村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1点目のご質問、人口減少下の地域の在り方、災害時の対応はという質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員おただしのとおり、少子高齢化と後継者不足、若者を含む村民の村外への流出等が村全域の空洞化を引き起こしている人口減少は、年々深刻化する大きな課題であります。人口減少対策は、村づくり全般に総合的な施策として取り組まなければならない重要課題と認識しておりますが、その対策は、福祉、医療、教育、雇用、産業などの多岐にわたり複合的かつ継続的に取り組む必要があり、1つの課所で対応することは難しい点がございます。

庁内を横断的に組織し、実働させ、実効性を図るとする考えの下、平成28年の行政改革に伴い各課の業務分配を行った空き家対策事業を活性化するため、昨年4月に庁内3課による空き家対策等打合せにより業務の見直しを図り、7月に鮫川村空き家等対策庁舎内検討委員会を立ち上げ、検討を重ねてまいりました。8月には、空き家所有者アンケートで住民ニー

ズを調査し、発送した44名のうち26名から回答をいただくとともに、うち5名の空き家所有者から空き家バンクへ登録をいただいております。また、平成28年度実施のアンケート回答者のうち6名の方から登録申請があり、空き家所有者登録数は11名となっております。

空き家バンクを利用する登録においては、令和3年2月末現在、7名が登録されており、先着順で物件案内を行っているところであります。今年度、20名からの問合せ、申込み対応と、7名の空き家現地案内に取り組むことにより、うち2件において空き家所有者との貸借契約の締結に至っております。契約者は、村外等からの村への移住を予定しており、村内の居住準備を進めているところであります。

次に、議員おただしの集約化、拠点づくりにおきましては、まず、従来ご説明してまいりましたコンパクトビレッジ構想につきまして、改めてご説明を申し上げます。

今月下旬に、議員の皆様にお配りする予定であります鮫川村人口ビジョン総合戦略2020年策定版の中に記しておりますが、コンパクトビレッジ構想は、コンパクトシティ構想が意図する住民を中心地を集める移住政策構想とは異なり、住民が暮らす地域を守りながら移住することなくコンパクトな行政を実現化するものであります。住民の幸福度の向上、これが構想の中の最大の目的であります。

令和3年度事業で計画しております地域リーダー養成講座、若者会議の中で仮の名称であります。中高生未来塾、若者未来創出会議等を開催し、村の未来を思い描く地域づくり団体の育成や、村の将来を担う人材を育成し、若い世代の村内定着を図る取組に着手し、若者と高齢者が手を組んで拠点づくりを各地にして、地域の活力をつけて、そしてそれを一つの大きな村づくりの力としたいと、このように考えております。

村にある素材や資源を利用しながら、様々な角度から移住・定住を図り、課題の対策に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いし、宗田雅之議員の1点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これ一応、統計、本に載っていることなんですけれども、2020年、昨年、女性の過半数が50歳以上ということは、これは人口減少期に日本は入っているということだと思います。そして2022年には、団塊の世代が病気にかかりやすい75歳以上になります。さらに2025年になると、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されております。

このような中で、今後、村で独り暮らしの高齢者が激増し、しかも集落は点在しており、人口減少で一軒家となってくるところも増える見込みであります。

地方自治体が、こうした独り暮らしの高齢者を巡回して見守るなどの行政サービスを維持していくことは、労力的にもコスト的にも大変な作業となってきます。さらに人口が減ったならば、様々な民間サービスも衰退し、さらに人口流出が進む悪循環に陥っていきます。

このような中で共助の精神を保つことの問題、さらに孤独感。そのために私は拠点化に力を入れたらいいんじゃないかなという思いで、今回質問いたしました。

例えば、同一エリア内、地域居住のための低家賃住宅に住んでもらい、そして各高齢者に役割を持った人の輪に加わるような仕組みをつくる。自宅から遠く離れていないので往来しやすい。往来は自治体負担。施設は既存施設利用。家財道具は自宅に置いてあるので1人当たりの居住面積はさほど広くなくても済む。

これは新たな施設を建てるということではないんですよ。今、北條議員が言ったように、施設を再利用。例えば青生野だったら青生野小学校、富田だったら富田小学校、もろもろ施設があるんですよ。そういうところを利用した施設づくりというのは、今後求められてくるもんだと思っております。

現状、今、空き家対策で村長が答弁されてましたが、全国的に人が減っている状態で、現状を見据えたときに、新たに村に人が入ってくるか。若い者は来ないと思います。来ないと思いますって、努力はしなきゃならないですよ。来る確率は少ないと思います。これは全国的にお互い取り合いですからね。それは努力は惜しむことはしてはならないと思いますけれども、かなり厳しい状況であると思います。まして高齢者も現状、住めなくなれば、これは移転する、利便性のあるところに移転する可能性もあります。そのための行政のサービスというのは、いち早く対応していかなかったら、ますます過疎化が進みます。そういうことを考えた上で、拠点化というのは考えるべきだと思いますが、村長の答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 宗田議員の再質問、全くいい考えだと思います。

宗田議員は、前から中心地に高齢者を、シェアハウスっていう言い方されてきましたね。中心地に高齢者を集約して今後の高齢者対策を考えなくてはならないというのは何度も、私、議員のときから聞いておりました。

それで、実はこの一般質問を受ける前から、実は地域整備課が担当なんですけれども、今、村の公営住宅の空き家が目立つんですよ。定住促進住宅は家賃が一定なんですけれども、公営住宅、要するに村営住宅、見渡、それから渡瀬、宿ノ入等は、収入が高くなると出なくてはならない。また、入居するときに17万5,000円でしたか、それ以上あると入れない状態で、

今、空き家が目立っている。特に渡瀬住宅は、今、6軒空いている状況であります。空き家にしておけば家賃はゼロ円ですから、これを何とか高齢者の方に入ってもらえるような規制緩和ができないかということで、今、県と国に交渉中であります。なかなか壁が高いようでありましてけれども、担当課、地域整備課の担当職員は、これは県議会、県議のほうにも相談をさせて情報を得て、今、交渉中であります。

その中で一番問題なのは、このままの規制で行くと家賃が2万5,000円とかになってしまうんですよ。そういう高い家賃で高齢者が入れるかというは無理です。ですから、そこが規制緩和できれば村独自の家賃設定をして、例えば5,000円台とか、そういった安い家賃を設定しながら入っていただくことが可能になります。

議員おっしゃるとおり、特に私は1軒ずつ高齢者の方のうち、よく知っています。特に渡瀬青生野地区には独り暮らしの方がいっぱいいらっしゃいます。それと、一番危険なのは、河川敷に住宅を構えている方がいらっしゃいます。有事の際には間違いなく、台風19号、あれ以上の雨が来た場合には、あのうちは流されるであろうというお宅もあります。そういった方々も含めて、入っていただけるように、そしてまた、ご指摘のように空き家に生産年齢の若い人が入っていただくのは、これは村としては最高の願いでありますけれども、しかしながら、空き家の中でも改修をして、高齢者用の住宅を構える。新しい施設をつくることは無理ですから。

そして、高齢化が高まり、あとは認知症が進んで介護認定が高まってきたときには、村の老人ホーム、今のひだまり荘のショートステイとか入居状況も重ねていけば、独り暮らしの高齢者の方々の安否も確認できるし、そしてまた、村の公営住宅の空きをなくして、そこに規制緩和をかけて高齢者用として安い家賃で入っていただくという、そのようなことを今、計画しております。ご質問ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 居住、移転が個人の自由であるというのは、これ憲法22条でうたわれております。ただ、現実を直視して、早急にこのような対応は図るべきだと思っております。誰もが取り残されない地域づくり、これはこういう小さい村だからこそできる施策であり、これは早急に検討委員会でも何でもいいですよ、私たち議員のほうにもお話しにかけていただいて、議員と行政と住民とで、どういう拠点づくりがいいんだか、意見を出し合って検討していければいいなど、私は思っております。ぜひとも、こういうのは進めていただきたいと思っております。

それでは、第2点目の質問に入ります。

I C T教育の現状と対応について教育長にお伺いいたします。

情報化社会の進展に伴い、I C Tの利活用は、次世代を担う子供たちの教育という観点から注目されております。本村でも、小・中学校でタブレットを利用した授業を開始するが、指導する教員のスキル、知識によっては学校間の格差が大きく出るものと考えます。

現状、教員の知識・能力は、また子供たちが端末を変えたり、有害サイトの閲覧、過度のゲーム利用など危惧されます。チェックと管理、情報モラル教育も重要であります。これらの対応をどのようにしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 10番、宗田雅之議員の2つ目の質問、I C T教育の現状と対応についてのご質問にお答えいたします。

高度情報化社会を生きる子供たちにとって、教育においてI C Tを基盤とした先端技術の活用は必要不可欠です。議員もご存じのように、現在、文部科学省において、児童・生徒に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の教育現場で持続的に実現させるG I G Aスクール構想が推進され、現在、全国の小・中学校で端末と高速ネットワークの整備が進められているところです。

本村の現在の整備状況ですが、既に児童・生徒1人1台分の端末、実物はこれです。そして、高速大容量のネットワークの整備も完了しております。他市町村に比べて比較的早く整備が完了いたしましたので、教育委員会としましては、できる限り早く子供たちの学習に活用したいと考えて、各学校で今、準備を進めているところでもあります。

議員おただしの、教員の知識、技能、能力についてですが、タブレットを活用して授業を行ったことのある教員はごく僅かで、自身でタブレットを使用していたとしても、授業での活用については多くの教員が未経験であり、知識・技能は決して深いものではないと思っております。もちろん、この状況は鮫川村だけではなくて、福島県全体を見ても、積極的にタブレットを導入して実践してきた学校は決して多くはなくて、タブレットを有効に活用して授業を実践できるのは、ごく一部の教員のみと推測しております。

このような状況を鑑みまして、本村におきましては、先生方一人一人の授業での活用力を高めるために、文科省のG I G Aスクールサポーター配置授業を活用し、小・中学校に技術

員を派遣し、タブレットの基本的な使い方から授業での活用法、そして同時に活用する電子黒板の活用について、3月末までに15回、さらに令和3年度においても教員の力量に応じた研修を計画しております。

しかし、授業での有効活用には、やはり実践をすることが必要であると思っております。各学校の先生方には、今後もサポーターの支援を受け、授業で実際に使いながら技量を高めていただきたいというふうに思っております。

次に、議員が心配されている子供たちの活用の仕方についてお答えいたします。

タブレットの使用につきましては、今年度中は学校のみでの活用とし、教師の指導、監督の下で使用しますので、特に心配はないかと思われませんが、やはり問題は、家庭に持ち帰ったときだと思えます。タブレットは学校だけではなくて、家庭学習や、万が一、臨時休業中のオンライン授業などでも活用する計画です。ですから、家庭で1人で使用する機会が必ず生じてきます。

そこで、まず、保護者の方々へタブレットに対する理解が必要と考えておりますので、教育委員会では4月に各学校で行われるPTA総会等でタブレット使用についての説明会を開催し、保護者に対して家庭における利用の仕方や使用のルール等について丁寧に説明する予定です。学習のみで使用する、安全に使用することなどについてお願いするとともに、家庭での使用については同意書を提出していただいた上で使用を認める考えです。

また、子供たち自身の使用の仕方については、教育委員会で小学生対象の使用ルールと、中学生対象の使用ルールを作成いたしましたので、使用する場合に各担任からしっかりと説明をして、正しい使い方ができるように指導していきます。

ただ、家庭で1人でタブレットを使用していれば、議員が心配されているような有害サイトへのアクセスやゲームでの使用、長時間の使用などが危惧されます。これらにつきましては、使用するタブレットを一括管理するシステム、MDMを導入しておりますので、次のように対応していきます。

まず、有害サイトへのアクセス防止ですが、タブレットにはフィルタリングがかけられておりますので、有料サイトやゲーム等にはアクセスできないようになっております。また、タブレットには必ずアクセス記録が残って、どのようなサイトを閲覧したかを一括して確認できるようになっておりますので、もし、何らかの問題が生じた場合には、すぐに対応できるようになっております。

そして、使用時間についてですが、これも集中管理しておりますので、例えば小学生の使

用については午後8時まで、中学生については午後10時までと制限をかけて、それ以降は使用できないようにすることもできます。

さらに、新たなソフトをインストールするとか、逆に入っているソフトを削除するとか、タブレットを勝手に変更することができないようにもなっております。

なお、紛失や盗難も心配なんですけど、その場合には遠隔操作でロックをかけたり、タブレット内の情報を削除したりすることができるようにもなっております。

このように、できる限り安全に使用できるような設定になっております。

ただ、タブレット等を使用する際には、やはり正しく使おうとする意識を高める情報モラルの指導は欠かせません。これまでも小・中学校において毎年計画的に実施はしておりますが、今後も情報モラルの指導を積み重ねていくよう小・中学校に指導してまいりたいと思っています。

以上を申し上げ、10番、宗田雅之議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは昔から、教育は百年の大計と言われて、本当に令和3年度、これ大きな教育変革なんですよね。私も孫があまたいるもんですから、そういうタブレットを使用した授業というのは、うちまで持ってきて、パスワードの管理だとか、そういうのをきちんとしなかったらば、これどういうふうなあれになっちゃうのかなど、本当に心配するところであるんですよ。だから、情報管理っていうのは本当に便利なようで危険なところを伴うのがあるんですよ。だから、そういうところは、今、教育長のお話を聞いて十分理解をさせていただきました。

ところで、これインターネット化することによって子供たちの語彙力、話す力、聞く力、これも相当落ちるのではないかなと思うんですけども、そういう対応っていうのは教育委員会のほうで考えているんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

このタブレットの使用ですが、まず、毎日毎時間これを使うということではありません。やはり学習内容や学習活動に応じて、使用することが効果的だというときに使う考えであります。ですから、ふだん、今心配されているように語彙力が少なくなるのではないかとかといったご指摘もあるんですけど、通常のこれまでの学習も同じように並行してやっていきますので、子供たちのそういった能力について、タブレットを使うことによって落ちるというこ

とはないのかなというふうに考えております。

さらに、このタブレットを使うことによって、発表活動も行います。表現力はさらに磨きがかかるのかなというふうにも考えております。やはり有効に使うという点で、しっかりと考えながら使用していくこととっておりますので、その点については大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ありがとうございます。

あと一つ、私、読書力っていうのも、これ、かなりの時間を要するものだと思っております。今、小学校に図書室、あとは村に図書館がございます。この利用の頻度を図るのに、ネットを利用した利用の頻度というのも私は重要かなと思うんですけども、そういう考えていうのは教育長、あるんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 最近、読書離れというのがよく聞かれるところなんですけど、正直私も、子供たちの読書量につきましては各学校に調査しております、今のところ全国平均よりはよく子供たちは読んでいるなという感じております。

このタブレットとの関係ですけれども、そうですね、特にタブレットに関しては、読書に関しては直接関わりはないかと思うんですけど、各学校で読書推進のために様々な活動を行っておりますので、そういったことも功を奏して現在の状況があるんだと思います。

子供たちは大変よく読んでいるなと思っておりますので、これにつきましては、これまでどおり読書の推進について各学校で取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私の質問の仕方が、教育長、申し訳ない、間違ったのかな。

インターネット通信を利用した本の、例えば学校から通信を通して図書館に通信で送って、本を借りるとか、そういう方法っていうのは、このICTを使えば十分、図書館に行かなくても借りることができると思いますよね。それによって、図書館の人が配達したり、子供たちに提供するっていうことができると思うんですよ。そういう施策というのもいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 現在、鮫川村の図書館におきましては、全てコンピューターによりまして管理しております、貸出しに際しても全てコンピューター使って管理しております。

ので、それを今度小学校でも実は導入して、子供たちがたくさん借りられるように、どんな本を読んでいるかとか、そういった傾向もつかめますので、そういったシステムを小学校にも導入したいと考えているところですが、正直、この前試算していただきましたが、400万円ほど設置にはかかるようなんですね。

できれば、小学校と中学校と図書館がネットワークで、システムでつながって、例えば小学生が図書館にある本を借りたいというときに、それが検索できるようなシステムが出来上がれば、さらにいいのかなと思っていますところですが、先ほど申しましたように、まだまだ経済的に厳しいところがございますので、できればそのようなシステムを導入したいと思っていますところですが、現在のところは鮫川村の図書館のみで、システムでもって管理しているような状況です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育、子供は未来を担う、村の人材、すばらしい宝物です。そういう子供たちにかかるお金は400万円だろうが500万円だろうが、ほかを削っても私はやるべきだと思いますので、ぜひともお願いいたします。

以上、2点をもちまして、今回の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） ここで、13時まで休憩をいたします。

（午前11時54分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 令和3年3月10日、鮫川村議会第1回定例会において、私のほうから質問をしたいと思います。

まず1つ目に、令和元年度豪雨災害の公共土木災害及び農地災害の災害規模と復旧工事進捗と完了状況についてということでお尋ねしたいと思います。

令和元年度の台風19号及びその後の豪雨災害において、村内では甚大な被害が発生し日常の生活にも支障を来しているところですが、災害発生規模とその復旧状況について、公共土木災害・農地災害の全体発生規模及び復旧工事進捗状況と、今後の完了予定について、どのような内容なのか、併せて工事遅滞状況と今後の進捗についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

初めに、災害復旧工事が進まずに、村民の皆様には日常生活にご不便をおかけしていますことに大変申し訳なく感じております。村としても、早期復興に向けて災害復旧事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

議員おただしのとおり、令和元年東日本台風第19号における記録的な豪雨により各地で河川の決壊による洪水や土砂崩れが発生し、本村においても交通やインフラ等に甚大な被害が生じました。

令和2年定例議会でお答えした答弁と一部重複しますが、本村の災害規模を、土木災及び農地災の査定結果でお答えします。

公共土木施設災害が27か所、決定額が約3億9,400万円、農地等施設災害が74か所、決定額が約2億600万円となります。台風等の降雨被害で受けた査定箇所数は過去最大級となっております。

復旧工事の入札と発注状況については、令和2年2月14日、公共土木災害復旧工事16件の入札を執行、令和2年3月6日、公共土木施設災害復旧工事1件、農地等施設災害復旧工事31件、農地41か所、施設19か所の計60か所を合併・合冊施工の入札を執行し、同日付で契約を締結いたしました。年度内に完成した工事は、公共土木災害復旧工事1件となっております。

公共土木災害復旧工事15件、農地等施設災害復旧工事31件につきましては、令和2年3月の定例議会において繰越しの承認を得て、3月31日付で変更契約を締結し、工期の延長を行っております。

令和2年度発注予定事業につきましては、令和2年6月5日、公共土木災害復旧工事7件

の入札を執行、農地等施設災害復旧工事9件、農地2か所、施設9か所の計11か所の入札を執行し、同日付で契約を締結いたしました。

残り、公共土木災害復旧工事3件、河川3か所、農地等施設災害復旧工事3件、施設3か所については、河川等の水量が減る冬期間に施工する計画で、令和2年12月14日に村内5社により指名競争入札を執行いたしましたが、全業者辞退により不調となり、再入札を令和3年3月5日に執行いたしました。同日付で契約を締結することで、公共土木災害復旧工事27件、うち河川15か所、道路12か所、農地等施設災害復旧工事43件、農地43か所、施設31か所、計74か所の契約を完了いたしました。

復旧工事の進捗状況につきましては、県内外の各地で災害復旧工事が集中的に発注されたことで、建築資材、特に間知ブロック、現在は生コンクリート等の確保が困難な状況となっております。また、各事業所とも手持ち工事が過剰な状況、キャパオーバーとなっていることから、各事業者に対して、事業量、工法、現場の状況、作業員及び資材の確保状況、安全管理等に十分に考慮し計画的に、また、農地災を優先で施工するよう指示しておりましたが、昨年10月からは年度末に向けて土木災元年度繰越事業を最優先に施工するよう指示しております。

工事の竣工件数につきましては、2月末現在で、公共土木災害復旧工事元年度事業、河川災1件、元年度繰越事業として河川災2件、道路災3件、計5件、2年度事業として道路災が2件、合計8件であります。農地等施設災害復旧工事元年度繰越事業として23件、農地28か所、施設9か所、計37か所、2年度発注事業として4件、施設4か所、合計27件、農地28か所、施設13か所、計41か所となっております。

残りの箇所につきましては、本定例議会における補正予算の中で繰越明許費として計上した箇所、公共土木災害復旧工事6件、その内訳は河川3か所、道路3か所、農地等施設災害復旧工事7件、農地1か所、施設8か所、計9か所を除いて、年度内完了に向けて各事業所とも全力で取り組んでいるところでございます。どうかご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で1番、関根浩治議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 未曾有の災害に見舞われて、こういった災害が発生しました。それで、今回、入札不調の経過なども今お話ありましたように、そういったことで入札がなかなか進まなかったというようなこともありますけれども、これらの今後の対応について、やはり3

年間という規定がありますので、今年度中、3年度中には全て完了するという認識で進めていただきたいと思います。

それから、農地災害等について、特に小規模のものについては、自費災害復旧とか、あるいは自分で隣近所の方をお願いして支出して、村で40万以下の災害規模でオーケーですよというようなことで、かなりの箇所すぐ復旧されたと思うんですが、それで、村の村費として支出された合計金額はどのくらいになるのか、ちょっと金額をお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの再質問は農地小規模災害の村の持ち出しの金額ということでもありますか。

それでは、まず小規模災害、一番最初、村では、50%、50%ということで議会に上程させていただきました。しかし、皆様の議会の中で、それではなかなか施工する方も少ないだろうということで、それを村の補助率を8割にしまして、2割は受益者ということで、再度、小規模2万円以上ということの枠の中で村民に救済をするということでありました。

最終実績の件数が258件となっております。総事業費が7,681万1,697円となっております、最終的な見込みです、これ。それから、村の持ち出しですね、5,367万9,000円という補助率となっております。

しかし、現時点の完了、どのくらい完了しているのかという数字をこれから申し上げたいと思います。2月末の支払い完了で総事業費、件数が153件です。合計になりますと206件なのか、これ。農地が139、農道が26、水路が41、計206件であります。現在の完了済みの金額が、総事業費として4,471万279円であります。交付額が3,175万6,000円ということになっておりますので、まだ100%終わっていない状況であります。小規模災害についても、作付に間に合うように、ただ、先ほど答弁しましたように、小規模災害も業者さんに依頼している方も中にいらっしゃるの、100%の完了ができるかどうかというところは、大変心配しているところでありますが、村の工事と併せて小規模災害につきましても完了できるように、農家の皆様にも、農家といいますか、発注された皆様にも完了していただくように業者さんにも話していただくよう通知をしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 公共土木災害と、それから農地災害の合計金額はどのくらいになるのか。それと残ですね、まだこれからやらなくちゃならないというような事業量もどのくらい

あるのか、ちょっと分かればお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公共土木災害の残ですね、何パーセントぐらい進捗しているのかということにつきましては、担当課長のほうから答弁申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、鈴木守弘君。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 地域整備課長です。

議員おただしの事業費なんですけれども、金額的には、現在はまだ工事が動いておりました把握はしておりません。

完了状況は、先ほど村長答弁で申しました繰越明許として計上した件数を除いては、できるだけ年度内完了に向けて各業者とも取り組んでいるところでございまして、繰越事業分につきましても、できるだけ早めに完了するようにお願いしてあるところでございます。

なお、金額等は個別に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長のほうからは、農地等小規模災害復旧支援事業のほうの村単独分の進捗状況についてご報告させていただきます。

先ほど村長答弁申し上げましたとおり206件の3,175万6,000円、こちらにつきましては、今年度に繰越した分で完了したものであるということで、それ以前に、昨年度完了しておりますのが233件、補助金で1,834万7,000円という交付が済んでおりますので、そちら両方合計しますと439件の5,010万3,000円というのが補助金として交付支出済みとなっております。

当初、499件の5,976万1,000円ということで交付決定しておりますが、事業費の変動や事業の取消し等も含めまして、最終的な見込みは459件の5,367万9,000円が補助金の支出見込みとなっております。

このうち、まだ実績報告が完了していないものが20件、357万6,000円というふうになっておりまして、2月末現在、補助金ベースで83.8%の完了ということになっております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、今、担当課長のほうから明細報告があったんですが、やはり災害もある程度、早急に災害復旧してあげなければ、次年度の作付なり、今後耕作放棄地が増えるというような、そういったことにもなりかねないので、早急にこれらについては、かなり資材等の不足によって、全国的に災害が集中しましたので、資材等の不足という

事態が発生しておる中での工事ということで大変だとは思いますが、それなりに業者さんとも協議しながら、完了に向けて頑張っていたきたいと思います。

以上で災害については閉じたいと思います。

2つ目の質問として、経営安定交付金事業の実施についてということで、村の基幹産業としての農業は、高齢化の進展に伴い生産額は減少傾向にある中、昨年のお米栽培は、天候不順と、コロナ禍での飲食店の営業自粛により販売価格は大幅な下落と収量低下で、減収状況にある中、村では飯米農家救済として、栽培面積10アール当たりに対して5,000円の経営持続交付金を実施しましたが、お米栽培農家は、飯米農家だけでなく、飼料米、WCS栽培、加工米農家と多様であり農家間の不公平が生じております。同等の対策を実施すべきと考えますが、また、畜産農家においても、特に肥育牛、繁殖牛については、コロナ禍により販売価格が急激に下落しているため、同様な持続化交付金を実施すべきであるが、村の対応について伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対しましてお答えを申し上げます。

12月の補正予算におきまして予算措置しました主食用米生産農家への支援金であります。コロナ禍の中で飲食店等の営業自粛による米の消費低迷で米余りが懸念され、販売価格が下落したこと、カメムシ被害の拡大による等級格下げによる農家所得が減収したために、次年度作付に対する意欲向上も含めて支援をさせていただいております。

対象農家291戸のうち273戸、1,943万1,000円を交付しており、残りは交付決定を保留している農家5戸、31万2,000円で、今回申請しない農家は13戸となっております。今回の補助の対象とならなかった農家は51戸となります。

今回の支援措置につきましては、国の補助を受けていないことを前提としまして交付したもので、WCS、飼料用米などの新規需要米については、経営所得安定対策の交付金として10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付されており、主食用米と同等以上の所得となるように設定されております。また、コロナの影響を受け米余りが予想されることから、令和2年産米につきましては、主食用米から飼料用米に複数年栽培する条件で作付を変更した農家に、10アール当たり5,000円の交付がされております。

次に、畜産農家への支援についてお答えをいたします。

繁殖子牛の販売価格は、全世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大で東京オリンピックが延期されたこと、海外からの旅行者が激減したことにより、令和2年に入ってから5月頃までに値下がりが続きました。コロナ禍における国の経済支援策等の牛肉消費拡大の効果もあって、現在は価格の回復傾向にあると見られ、経営の継続が困難となる価格ではないと思っております。

東日本大震災の発生した2011年、平成23年当時、子牛の価格は1頭40万円台で取引されておりました。原発事故をきっかけに阿武隈地域での繁殖農家の離農などにより出荷頭数が減少し始め、子牛の価格が高騰するとともに、2016年、平成28年には、子牛の頭数不足、輸出や訪日外国人、いわゆるインバウンド需要で枝肉相場が高値で取引されていたために、肥育農家も高値の80万円台での取引をすることができていました。

しかし、コロナ禍により需要が激減し、和牛の肉食需要は低迷が長期化しております。また、畜産クラスター事業などを活用した増頭による経営規模の大規模化などの要因で、繁殖雌牛の数は増加傾向にあります。

今後は、需要に応じた子牛の取引の相場も見据えながら国の事業を活用した持続可能な畜産事業体の育成を目指す必要があると考えております。

以上で、2つ目の関根浩治議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 水田については、次年度の作付意欲の低下懸念防止や耕作放棄地の防止、それから農村環境、景観保全、災害の未然防止効果など多大な貢献があります。

飯米作付面積緩和ということで県のほうから、今年度ですか、令和2年度に3年度の作付の目標面積ということで10ヘクタール減というような指示があったと思うんですが、それらの対応については、自然減で対応するのか、それらの面積について協議会等で協議して何か対策としてなされたのか、その辺お伺いしたいと思います。

それから、持続化交付金事業関係につきましては、他町村では、水稻農家への一律の交付という市町村が県内にもあります。そういうことで、再度これについては検討する気があるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 一番初めの次年度の作付の面積調整、どのように考えているかという再質問につきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

2番目の水田の持続化の今回の補助金であります。今回、まず1つは、12月定例議会で皆様に承認をいただきました1反歩1万円という要因は、議会でもご説明しましたとおり、まず1つは、予想以上に米価下落が開いていたということと、2つ目は、本村は他町村と比べて作付条件非常に悪いということに対する減収、そして3つ目は、カメムシによる大変な被害を被ったということで、当初1反歩5,000円という予算づけをしましたが、これではちょっと農家の方々の意欲がまだまだ高まらないということで、1反歩1万円の作付の支援をいたしました。

今後、今、米価下落基金が6,000万ありますので、その中の一部を充当してという今回の支援策の一つでありましたけれども、今後、米価下落がどこまで続くのか大変懸念をしております。決して上がることはないだろうと予測はされておりますが、今回、基金の活用におきましたけれども、コロナ対策交付金を一部充当させていただいて、そしてまた基金に1,000万戻したという経過がございます。

ですから、今後また米価の下落がどのように続いていくかという状況を鑑みて、今後の対策を検討していきたいと思っております。また、農家全体の状況がどのようになっているかということを含めて、特に本村は畜産と米、それに野菜ですから、特に基幹産業を担っているのは畜産と米ですから、こういった支援策も今後検討しながら、支援策を検討していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

私のほうからは、議員おただしの来年度作付目標10ヘクタール減というところの取組内容についてご説明いたします。

去る2月24日、鮫川村地域農業再生協議会総会の場におきまして、令和3年度作付目標への取組について協議いたしました。

基本的に10ヘクタールへの取組につきましては、飼料用米への作付誘導という部分を主眼に置いて、今後、各農家への取組を推進していくということで、3月の広報にも掲載しておりますが、飼料用米等への作付をした場合、複数年で計画した場合は、国と県で10アール当たり、1反歩当たり5,000円の助成金が出るという形での対策に取り組むということで、そちらのほうで推進するというので、総会での決議をされているところでございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君）　　そういうことで、次年度の水田の作付については、飼料用米で誘導を図るといような内容をお聞きしました。

　　そういうことで、畜産農家への支援については、やはり肥育とか繁殖について、他町村では2月から9月に市場に出場した、あるいは出荷した牛について給付金対応ということで、そういった取り組んだ町村があります。

　　子牛の価格については、全国の取引頭数は昨年度31万228頭で、前年より頭数で0.6%減、金額で12%減となっております。令和元年度の総平均は77万893円、2020年度は総平均が68万4,754円ということで、5月市場が最低でございまして、59万5,403円が最安値でした。

　　肥育牛の販売価格につきましても、令和元年度の和牛去勢A4ランクで2,408円、令和2年度で2,103円で、2年4月に至っては1,703円でした。これが令和2年度の年間の最安値ということで、こういったことで2月から9月までの出荷、あるいは出場した牛に対して給付金というような形で対応した町村もありますので、これらについても、村で遡ってやる計画があるのかどうか。そういった検討をする余地があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（星　一彌君）　　村長。

○村長（関根政雄君）　　ただいま、子牛市場の昨年5月が一番安かったらしいですが、その後少しずつ回復してきたということで、2月の子牛の平均取引額が75万7,143円、これ本宮市場ですか、ということで、元にちょっと戻ってこられたということになります、年間平均すると69万3,000円ということになって、実は、昨日と今日、本宮市場の出荷が今日2日目だということで、昨日も75万台から80万手前で平均取引されていると。今日は多分、それから少し安くなるのではないかというような情報であります、70万台は間違いなくこのところ戻ってきているということで、農家の繁殖牛の方々の経営を逼迫するような状態にはなっていないと思います。

　　今おただしの、遡っての交付金の考えがあるかということでありますが、今のところ、その考えはございません。今後またどのように、オリンピックがなされて、その後でどのくらいまで下落するのか、一時40万台に、先ほどの質問にもありましたように大変な、約半値近いところまで下がった時期がございましたが、今後そういった子牛価格の取引状況の価格、あと、この第3問目の質問でありますクラスター計画、これも総合的に畜産振興のためのクラスター計画を、どうやって計画して、農家の負担軽減、さらには下落した場合の補填につきましては、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、給付金事業については、幅広く国のほうでもいろいろと対応されたと思うんですが、本村の対応については、ちょっと住民への対応がまずかったのではないかなと私は考えております。

ある町村では、ホームページ上で給付金事業のPRをして、申請手続等の概要について、あるいは書類について、こういった様式ですというのまでお示しして手続して、農家のこのコロナ禍の救済ということでされている町村もあります。

鮫川では原発以降、そういった対応が本当に少ないので、特に今後こういったことを、いつそういった対応が求められるか分かりませんので、そういった緊急避難の場所については、やはり早急に立ち上げていただいて、村民に幅広くPRをして、そういった国からの助成金、交付金等を速やかに手続できるような部署の立ち上げなんかも、やっぱりその時々に応じて早急に手配して、職員なり、あるいは住民の方にお示しするというのが、やはり必要だと思います。一時金という形で次年度確定申告なり所得申告するわけですから、その中で、余ったものについては、村税なりという形でバックされてくるわけですから、そういった住民サービスについても十分考慮して、今後対応していただきたいと思います。

そういうことで、給付金事業については、それぞれ各町村間の温度差がかなりあります。鮫川でも少ない財政の中で、やはり幅広い対策を講じていただきたいと思って今回質問したわけですが、なかなかそういった観点から、ちょっと残念に思います。

そういうことで、今後十分協議していただいて、やはりコロナについても予防接種がようやく始まったばかりですので、今後、今年度中に収束すればいいでしょうが、どうなるか予測不能な状態ですので、そういったことで、住民の生活安定のために、ぜひお骨折りいただきたいと思います。

それから3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

畜産クラスター事業の立ち上げについてということでございます。

畜産クラスター事業については、私が議員活動をして、今回で3回目の質問になりますが、この事業については、畜産が村の基幹産業である中、ぜひとも取り組んでいただきたい事業であり、機会あるたびに要望いたします。

さて、全世界で猛威を振るっているコロナ禍で、国は経済対策について相当な予算を計上し、救済を実施しているところではありますが、農業施策についても、多様な施策を実施して

いるところです。特に畜産については、輸出産業として位置づけし、事業の拡大戦略として、多様な助成制度メニューへの取組を待っています。

今回、コロナ禍での補正予算においても、村で事業を立ち上げていれば該当になり、農家の負担軽減と規模拡大に貢献できたと自負しており残念に思い、畜産農家への多大な減収となっておりますが、村民の生活安定と生産性の向上や発展を基軸とする村長の再度の指導力を期待するが、ぜひとも早急に立ち上げていただきたいと思いますが、村の方針をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、関根浩治議員の3つ目のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

畜産クラスターにつきましては、昨年の令和2年3月議会におきましても同等の質問をいただきました。ありがとうございます。

クラスター計画の詳細の説明につきましては、省略させていただきたいと思います。

コロナ禍における畜産の現状につきましては、さきの質問で答弁したとおりでございます。今後、鮫川村において畜産業の振興を図るためには、畜産農家、地方公共団体、JA、畜産経営支援組織、畜産関連業者等が協議会を立ち上げ、畜産クラスター計画を作成し、それぞれの責任、役割の下、収益性向上のための取組を行うことが必要であると考えております。

本村の畜産農家の抱える課題や問題点の多くは、少子高齢化や後継者不足による経営が継続していけるのか、その不安かと思われませんが、多頭経営による畜産農家の大半は後継者がいない状況にあります。経営が継続できなくなった場合の事業継承が一番の課題ではないかと考えております。また、飼料作物生産などを担う事業体へ、コントラクターの育成などによる経営負担の軽減も取組を進めるべき課題と考えております。現在の経営規模の拡大を推進することも重要であります。事業の共同化や地域の担い手に円滑に継承できる環境づくりが必要ではないかと考えております。

国でも、畜産クラスター計画に基づく繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭に奨励金を交付する事業を展開しておりますが、一方では、後継者不足の経営者と地域の担い手に円滑に継承するための支援事業も創設されております。

村でも、長期展望に立った畜産経営の課題解決に向け、畜産クラスター計画の作成を検討

する時期であると考えております。そのためには、JAをはじめとする畜産関係団体と連携し協議会の立ち上げについて準備を進める必要があります。

以上で、1番、関根浩治議員の3つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 畜産クラスター協議会については、やはり関係機関との連携の重要性が挙げられると思います。これらについては、村、生産者、専門農協なり総合農協の関係機関、あるいは国・県なりから指導を仰いで、早急に協議会を立ち上げていただきたいと思います。

全国の畜産クラスター協議会の内容につきましては、北海道が109協議会、次いで鹿児島県が53、栃木県が47、岩手県が43、千葉県が36、宮崎県が34、茨城県が33、群馬県が28で、福島県が27協議会ということで全国9位で、特に茨城、栃木、群馬と近県で、畜種は違いますが、そういったことで福島県の南部のほうで協議会が設立されて、かなり効果を上げております。隣の太子町辺りでも肉用牛の協議会が立ち上げられて、旧牧場を利用した増頭が図られ、耕作放棄地は、同じ阿武隈山系ですから耕作放棄地もかなり出てきておりますが、牛の放牧等によってかなり景観もよくなってきているというような事業の効果も出てきておりますので、ぜひこれらについては取り組んでいただきたいと思います。

また、協議会の事務局ですね、協議会の会員ということで、市町村単位が419で約半数、農協単位が179、都道府県単位が171となっております。協議会の事務局については、農協が333協議会、市町村が314協議会で、両方で全体の約7割を担っております。

そういったことで、村についてはどのような対応がよいのか十分検討して、早急に立ち上げをお願いしたいところですが、やはり協議会の課題としては、飼養規模の拡大、飼養管理改善、自給飼料の拡大、労働力の軽減といったものが課題になっておりまして、それらの課題の解決の事業実施内容については、堆肥の利用促進、飼養衛生管理改善、草地改善及び利用面積の拡大、それから飼料用米利用拡大、稲WC Sの利用拡大など等の細かい事業実施内容になっておりまして、こういったことで事業が取り組まれております。

それから、今回、3次補正で行われました肉用牛の増頭に対して24万6,000円の助成があったわけなんですけど、これらが今回立ち上げていけば該当になったわけですが、鮫川では育成牛が現在114頭、更新牛がやはりそれらの同等数の親牛が更新されておりますので、こういった事業に取り組んでいけば、やはり農家の規模拡大、あるいは、このコロナで安くなった分を相当補填されておりますので、早急に、本年度中、令和3年度中にはぜひ立ち上げて

いただきたいと思いますが、再度、村長にその辺の確約をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 昨年の11月7日に、村内の繁殖部会の方々との、若い方々も含めて約二十数名の方々と懇談会を開催しました中にも、このクラスター計画を早急に立ち上げていただきたいというご要望がありました。もう一つは、繁殖牛のヘルパー制度を早急をお願いしたいという件、様々な経営状況のご要望もいただきました。

ただいま再質問の中にも、クラスター計画を立てていれば、今回のコロナ交付金も充当になったということで、協議会の立ち上げができていなかったことにも大変申し訳なく思っております。

事務局をどちらで担うか担わないかというのは、これは農協が半分、自治体が半分というパーセントであります。福島県で27協議会が立ち上がっているということではありますが、勢力的に村の産業は畜産であるということも、本村のこの地域の誇れる産業の主となるものですから、農協または関係団体、あと一番はやっぱり実際担う生産者の方々と協議をして、協議会の立ち上げの準備を新年度着手したいと思っております。

また、もう一つは、和牛繁殖ばかりでなくて、乳牛、養豚、養鶏等まで含めたクラスター計画が全国で展開されておりますから、本村には乳牛を企業化してやられている農業法人の方もいらっしゃいます。また、養豚も経営をされている担い手の方々もおりますから、そういった畜産全体を含めてクラスター計画のこの位置づけ、これを協議して、新年度、村だけではいけませんので、JAと関係機関、さらには生産者の方々と協議して着手したいと思っております。

先般、県の和牛畜産振興協議会の会議に出てきましたが、なかなか今、首長さんで参加する方はちょっと少なくて、私たまたま非常に大事な案件だったものですから、県のほうに2日前に出席をしてみましたが、非常に福島県はやはり大きく力を入れられているということですから、国・県のこのいい制度をやっぱり活用して、村の畜産を継続的に持続化できるようにするのが私ども村の仕事であるし、今後また協議をして、あともう一つは、いつも言うように担い手の方々、本当に担い手の方々に支援といいますか、育成できるような、そのような施策も併せて進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、特に畜産については、やはりこういった地理的条件

がありますので、やはり鮫川では、昔からやられてきた馬産地というような経緯もありますので、やはり繁殖牛、あるいは酪農といったような事業が一番合っているという、畜産に例外なしと言われるくらい、そういった事業でありますので、ぜひ畜種別じゃなくて、品目を横断して三畜種合わせた形で協議会を設立していただいて、ぜひ事業に参画していただけるようにご配慮いただきたいと思います。

それで、特に後継者あるいは担い手という問題が出てくるんですが、行く行くは公設民営で大規模な畜産基地を造って、外部から若いやりたい人たちを呼び込むというような、そういった方策に転じても私はいいのではないかと思います。今、若い人たちがやはり家畜に対して興味のある好青年もおりますし、全国からそういった方々を呼び込んで、村の活性化の起爆剤に取り組むというような、そういった一つの方法もありますので、これら協議会を設立して、内容をいろいろ十分練り合わせて持っていけば、豊かな村づくりになると思いますので、ぜひ立ち上げていただきたいと思います。

よろしく検討していただいて、今年度中に発会できますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の3つの質問を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

○7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

12月定例会と同じような質問で申し訳ありませんが、違った形から質問していきたいと思ひます。

それでは質問に入らせていただきます。

第3次新型コロナウイルス対策臨時交付金による、農業、農家への支援策をお伺ひいたします。

先般、国において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次増額補正予算が成立をいたしました。

国はこのことを踏まえ、全国の市町村に2月10日までに実施計画書を提出するよう求めておりました。その中で、臨時交付金の活用が可能な農林水産業の事業例として、農作物の次期作に必要な種苗購入等支援が挙げられております。本村の基幹産業は農林業であります、

最近、農家の生産意欲が急激に低下し、耕作放棄地が目に見えて増えてきております。地域の活力低下が危惧される状況下にあることは間違いありません。

一昨年の台風19号による農地等の被災、昨年から続くコロナ禍の影響、さらに、天候不順による農作物の減収が追い打ちをかけ、将来の不安から農業への諦め感も出始めております。村はこの間、2度にわたり交付されたコロナ対策臨時交付金による農業・農家支援策をほとんど実施しておりません。現下の深刻な状況を改善するためにも、第3次交付金を活用した農業・農家支援策は本村にとっても最重要課題だと考えております。

村長は、昨年9月と12月の定例会の質疑の中で、提案された農業支援策については、第3次の交付金で対応すべく検討したいと答弁をしておりますが、第3次臨時交付金による農業・農家への具体的な支援策についてお尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 7番、関根英也議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

これまでの議会において関根英也議員からは、農業・農家への支援策につきまして、幾度もご質問いただいております。農業全般にわたりましてご質問、大変感謝しております。ありがとうございます。

12月議会における質問でも回答しておりますが、全国民が少なからずとも経済の影響を受けていることを鑑み、村民全員に対する支援として、村民一人当たり1万円の商品券を交付する地域元気商品券事業を2回にわたり実施し、村民一人当たり2万円の交付を行ってきたところでもあります。新型コロナウイルス感染症により経済活動の低迷もあり、消費喚起を図ること、また、農家をはじめとする各家庭の経済支援を目的としての支援策でありました。

さらに、12月の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として、主食用米の取引価格が下がったことから、主食用米生産農家への生産意欲向上と米価下落に対する支援として10アール当たり1万円を交付いたしました。273農家に1,943万1,000円の交付を決定しております。詳細は関根浩治議員に答弁したとおりでございます。

また、営農の継続に意欲的な農家に対して、機械・施設設備費の補助制度も新設して対応したところでございます。これは、上限30万円として、意欲を持って取り組もうとする農業者への村独自の支援策であります。これにつきましては、さきの定例議会におきまして関根英也議員ほか各議員からの提言を受けての村独自の農業支援の施策であります。現在、予算

を当初予算よりもオーバーしまして、補正予算に追加の補正を組ませていただいた約70万台ですけれども、足りなくなってしまうと、コロナ交付を使って補正予算に盛り込みましたので、ご審議のほどをお願いしたいと思っております。

なお、機械・施設整備費の補助金につきましては、今申しましたとおり、当初の予算を大きく上回る申請が出ました。本定例会において補正予算を計上したところでもありますので、趣旨をご理解の上、ご賛同いただきながらご承認をお願いしたいと思っております。

以上、7番、関根英也議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁ありがとうございます。

1番議員の立派な質問のお答えとそんなに変わらないかなと、このように思っておりました。

しかし、12月の定例議会の質問で、稲作ばかりでなく畑作、野菜、畜産も併せて調査し、支援策をする、多少希望のある答弁をいただいております。しかし、残念ながら、農業への支援策、これはなかなかされないようで、私はこのコロナの特別交付金、これはやはり実際コロナによって被害を受けている、この経済的な支援策に相当意味合いを含めた交付金だと思っております。それが、村長は商工業のほうで会長なんかもやられまして、商工業の被害は、やっぱり長く経験したことで、すぐに感じ取れると思うんです。私もやっぱり商工業の皆さんの、宿泊業や飲食店の打撃はすごく大きかったと思います。それで、一律70の事業所に5万円ずつの支援策は、これは本当によかったなと思っております。

ただ、同じなりわいとして、この鮫川村で農業を営んで、米価も2,000円も下落した。本来なら、この米価の下落というのは、コロナのせい、それから緊急事態発生でやはり外食関係とかそういうものが冷え込んで米価下落になったんで、本当は国のほうで補償してもいいのかなと、そのように思っております。しかし、残念ながら、こういう規模の小さい中山間地では、まだそこまで意を通してもらえませんが、ただ、国で見えるものは国で大きく補償すると。ただ、こういう本当に低辺の被害については、この臨時交付金で各自治体で対応してくれる意味合いでも交付金が来ていると思います。それが残念ながら、農家にはまだ支援策は、本当に米だけで、少なくて残念だなと思っております。

私は、村長は、本当に困っている人がいれば手助けをしなくちゃならない、助けてあげたい、本当に優しい気持ちの人だと3年前に感じたんです。というのは、3年前、ふくしま駅伝、前の年は同僚議員と行ったんですが、今年は3人で行こうということで、村長の車で、

初めて電気自動車というものに乗っていただきました、福島まで。その帰り道に、村長から、当時、関根政雄議員からこういうお話を聞きました。4号線を走っていたらヒッチハイクの青年に会ったと。それで、かわいそうと思って、行って話をし乗っけてあげたと。本当は白河から真っすぐ来れば鮫川まで早いんだけど、その人を乗っけてあげたんですね。だから、話しながら行ったんだけど、送っていった先は忘れましたが、大分遠くまで送ったと。ご飯を食べさせて、そして帰り際にポケットマネーからお小遣いもあげて、それで、頑張るようにと励まして戻ってきたんだと。その話を聞かされたときに、自分だったら、手を挙げていても、面倒くさいから見て見ぬふりして通り過ぎるだろうなど。本当に心の優しい人なんだと、このように思っておりました。

今回、農業に支援策が講じられないというのは、やっぱり村長、ちゃんと理解していないんだと思います、この内容を。それで、少し話をしてみたいと思います。

肉用牛の販売収入というのは子牛だけじゃないんですよ、農家が期待しているのは。実際、親牛は永久に子をなすわけじゃなくて、常に更新しなくちゃならない。大体親10頭で、平均すると5頭か6頭なんです、子牛をなすのは。中には人工授精をしても腹に入らなかったものとか。そうすると、大体和牛でも1年に10%から15%ぐらい更新をしていかないと、経営が続かない。その更新をするための親牛を出したその親牛の価格が非常に安くなっている。これは、理想肥育だとAの4とかになれば、結構二千何百で高いんですけども、Cクラスになりますと本当に800円とか。去年の6月の定例会に、同僚議員に乗っけてきてもらうんですが、そのときに、同僚議員が、2頭更新する、親牛を2頭出荷した。令和元年の12月、2年の1月頃までは1頭50万ぐらいで取引された。ところが、6月に出したら20万しかしなかった。100万目標のところは40万にしかならなかった。そういう例もあります。

先ほど1番議員も話しましたが、鮫川の和牛農家で百十何頭の子牛を残した。更新のために残すんですが、そうしますと、大体100頭ぐらい親牛が出荷されていたんです。1割と見ますと、800頭いれば80頭は回転のために出荷します。それが、令和元年度は50万ぐらいしていたのが、実際は、今はまだ回復していません、多分20万ぐらいです。そういう子牛だけでなく、そっちのほうの損害もあるんですよ。

酪農もそうなんです。牛乳絞るためには子牛が必要だと。乳牛に和牛の種をつけますと結構肉質がいいもんですから、素牛として結構高く売れます。一時、令和元年度には和牛の子牛生産農家の人に、高値で取引されていましたが、今は半分です。

こういう状態を村長が分かれば、もっと早く、多少支援策はあったなと思う。ちなみに石

川町、これは肥育牛はちょっと幾らだったか、これも支援しています。和牛の親、乳牛の親として一律5,000円を支援しています。

あと、機械購入ですが、石川町は最高200万です。機械400万までで、その50%、200万です。私の知っている人も、いや買えないと思ったんだけど、200万もらって400万のトラクター買ったんだと。そうでなかったら買えなかったと喜んでおりました。石川町と鮫川村の、確かに鮫川村は耕地も若干状況が悪いんですけども、機械の補償に対しても大分違うなど。結構、こういう情報というのは、うちのほうは石川と近いので情報交換してみんな知っているんです。だから、そういうことを含めて、やっぱりもう少し、農家に対してもっとこう、村長は農業のほうは苦手なほうだと思いますが、もう少し手厚い政策はぜひ必要だと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回の米価下落に対しての一律10アール1万円、さらには機械の購入・修繕として上限30万円という、こういった施策を村独自には講じましたけれども、他町村にない村独自の、東白管内では米価下落の支援はなかったものですから、これは村独自の支援策だと思って、本当に皆さんに喜んでいただけるなと思っておりましたが、石川町辺りの支援策の情報、ちょっとなかなか情報不足でありましたし、過去には、和牛肥育には小野町が支援しているということとか、浅川町が一部支援したということの情報が入っておりますが、頭数が非常に少ないということもあったそうではありますが、決して私は、商工業者であって、前回12月議会でも英也議員のほうから、農家を重視していないのではないかという質問がありましたけれども、そういったことは全くございません。ただ、実態が分からないと手を打てないということもありまして、昨年11月7日には、当面繁殖牛の皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思ってご意見をいただいたわけであります。

今後また新年度以降は、やはり皆様ときちんとお話をして、何にお困りなのか、どのような状態になっているのかというのは、経営者の皆様方、特に農業を支える担い手の皆様方と話をして、困っている実態に合わせた施策を講じていきたい。

そしてまた、第3次コロナ交付金であります。この用途につきましても、全産業に均等にきちんと、産業振興ばかりのお金ではありませんけれども、これはコロナ対策として医療関係とか、様々な多面的な活用ができる交付金でありますから、その中の一つとして産業の振興、全産業の振興にわたるような状況をまずは把握して、そして議員おただしの農家をもう少し勉強しろと、間違いなく私も足を運んで、また、担当課も一緒になって、横断的な

職員の中で村の産業がどこにお困りになってどうなっているのかということ把握した上で、支援策を講じてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） もう一つ、野菜農家支援の件についてお伺いします。

日曜日に、学校給食にお願いされて野菜を栽培していた方とお話しして、学校が一斉休校になって、野菜困っておいたんだけど、その後何もない。しょうがないから手・まめ・館に売って、あと、いわきのほうで欲しいという人いたから、大根が来たから20本ずつ持たせたんだけど、20本代だけ金もらって、あとはサービスしたんだなんて、そういう話して。じゃ、役場のほうから、契約していたとしたらば、これがキャンセルだとしたらば、何か話あったでしょうと言ったら、何もないと言うんですね。

学校給食には牛乳も付き物です。これは全国で牛乳は利用されているんですが、この牛乳に対しては、学校給食が休みになったときに、それは国から直接酪農家のほうに特別補給金として3部にわたって補償されております。鮫川村も給食センター、地場産品を使うということで全国的に評価されて、立派な給食を出しております。

そこに、地元の農家の人をお願いをしておいて、1か月とか学校が休みになったとき、何もないというのはどう思いますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 12月定例議会でご答弁をさせていただいたときに、野菜の出荷の関係で、これがどのような影響になっているかというときに調べたのが、手・まめ・館の出荷量でした。多分、データを課長は持っていると思いますけれども、前年度比として、そんなに大きく変わっていないので、野菜農家のコロナ禍に対しての出荷量の収入減は大きく変わっていないのだと、こう判断しておりましたけれども、今、学校給食の休校日に対しての出荷の話聞かせていただいて、はたと気がつきました。間違いなく臨時休業、今年度は当初にもありましたので、そういったところで、どのくらいの農家の方々が出荷量の軽減を受けたのか、ちょっと調べて調査したいなと思っております。

なお、本村の野菜、豆、エゴマ、そのほかハウス野菜等々ありますけれども、そういった方々の生産量がどのくらい落ち込んでいたのかということと、コロナ影響とどのように因果があったのかということは調査いたします。また、そういった中で収入減があるとすれば、今後またその補填に関してはちょっと検討していきたいと思っております。

当面、答弁の冒頭にもお話ししましたとおり、まずは村民の方々に一律にと思ひまして、元気交付金を商品券として2回にわたって約6,000万近いお金は交付金として活用させていただきましたが、今後、おただしのように隔々までまめに、村民がお困りになった状態、調査させていただきながら、今後そのような対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） ぜひ、民間でしたら、キャンセルしたらキャンセル料は絶対必要です。本当に農家の方々が、子供たちに新鮮な安全で安心な野菜を提供するために一生懸命作付し、また、冬、手間暇かけて品質が悪くならないように保存をして、学校が休みだから、それで何の連絡もなかったら本当に、来年は少しにするかななんて、そういう話もしていました。ぜひ補償を、1か月分の補償は、ぜひすべきだと思います。ぜひ考えていただきたいと思ひます。

最後に、もう一つ質問をいたします。

現在、我々一生懸命農業を営んでいるわけですがけれども、数多くの方が農業をしております。また、今後、若い人たちも農業に挑戦する。そういう挑戦する意欲を湧かすためにも、今はコロナ禍で大変ですが、ポストコロナを迎えての鮫川村の農業施策、村長はどう考えているのか聞かせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は3月1日に、鮫川高の卒業式に臨んでまいりましたけれども、卒業生の代表の本村出身の高校生が答辞を読みました。

その中には入っておりませんでしたけれども、お父さんから聞きました。

僕は将来この村に残って畜産をやりたいと。畜産で家業を支えていきたい。畜産農家ではございません。しかし、そのために今、鮫川高を卒業して農業短大に行き、そして畜産を学んで、さらに村に戻って、皆さんに羨ましがられるような畜産をしたいという子が1人おりました。

先ほど、答弁書の中に後継者不足という文言が入っておりましたけれども、私は、他町村よりも本村の農業後継者は非常に光っていると思ひますし、特に畜産の若い方々が非常に育っております。若くて勤めから家業、お家に入って、そして繁殖牛をやるという若い人が他町村より非常に多いです。やっぱりここが一番肝腎なところで、担い手育成は欠かせない。そして、そういった方々が、若い人が何に困っているのか、新規就農者の支援事業も、県の事業もありますけれども、村としてもそういった若い人たちと、あと、現在やられている先

輩方との継承、これをうまくできることになれば、本村の、これから既にもう農業の時代だと皆さん言われているんですけども、やっぱり稼ぐことができなければなりませんし、もうからないと若い人は村を後にします。もうかるような農業を何とか構築できないかということで、若者農業未来塾という話も去年出しました。若い人たちが先輩方と連携を取って、あと一番は鮫川に住んでいて、そしてここで生計が成り立って、もう一つは、やっぱり、できるのであれば、光った後継者にお嫁さんが来ていただいて、そして農業経営を軸としてここに家庭を持っていただくこと、これがやっぱり、全ての産業の中でも通ずることではありますが、村の大きなこれからの目標であります。

ですから、皆様方の意見を頂戴しながらも、国・県の有利な補助金も活用しながら、村独自の施策とかみ合わせて、そして農業の振興、農業の振興がなされれば商工業の振興につながりますから、そういった農商工連携も含めまして今後推進したいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） じゃ、1つ要望をして質問を終わらせていただきます。

先ほど1番議員からもありましたが、公有民営方式、今、川内村とか葛尾村ではやっている。今、川内村でもイチゴ農園が始まったと思いますが、ああいう方式で、あれは多分村で施設を造って、千葉県の人ですか、経営者になる人、あの人に多分無償で貸していると思う。葛尾村でも酪農家を2軒造りましたね。あの1軒は知っている人なんですが、施設を全て村で造って、あとは、牛と労力は借りた人がやると。ですから、土地・建物は村なんですね。そうしないと、仮に和牛の、肉用牛の50頭、100頭を一遍にやろうとしても何億もかかっちゃうんですね、施設が。今、ものすごく工事費が高いです。

そういうことも含めて鮫川の農業を、できれば、今、都会のほうで畜女とか、もう林業入る人とか、女の人結構、若い女性が農業に関心あるんです。私の知っている雪割牧場というところがあるんですが、そこで募集するとすぐにいっぱいになる、そう言っていましたし、鮫川村でも、ぜひこういう、地域でもイチゴ栽培とか花栽培の施設を造って、そこに女性を雇い、あと畜産の繁殖の300頭とか500頭のやつだって、そこに若者を、若い人に経営をみんなやらせるんじゃなくて、行政である程度施設を造って法人化して、みんな働くと。そして畜産でも、土曜日も日曜日も、最低でも週1回でも休めるような、そういう作業形態になっていけば、鮫川村はまだまだ魅力のある村だと思いますので、ぜひ村長にお願いして、質

間を終わります。ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） 最近、気温が随分と上がってまいりまして、過ごしやすい日々が続いておりますけれども、気温が上がることと時を同じくして、村内の山林からは黄色い粉体が飛散しまして、それが私の喉や鼻を苦しめております。鼻声ですので、非常にお聞き苦しいところ、多々あるかと思いますが、どうぞデリケートな私にお付き合いいただければと思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

新型コロナワクチンについてです。

新型コロナウイルス感染症収束に向けてのロードマップでは、今回の緊急事態宣言での対策、時短営業、外出自粛、テレワーク、イベント制限等で沈静化しない場合、医療従事者や高齢者及び基礎疾患のある方等へのワクチン接種が一段落すると見込まれる今春までは、厳しい状況が継続するであろうと予想されております。

これを国では三つの段階で整理するとしており、第一段階では、基本的対処方針の策定及び緊急事態宣言の発令。第二段階で、新型インフルエンザ等対策特措法及び感染症法・検疫法の改正。そして第三段階として、ワクチン接種の体制整備と迅速な普及としておりますが、ワクチン接種は全く見通しが見えない中で、1月末時点ではありますが、クーポン発送だけが決まっている状況でありました。

それから1か月程度時がたちまして、随分と確定されている部分もあることかと存じておりますが、定額給付金と同様、不確定要素を予想しながら臨機応変に対応していくことは大変に困難であると感じております。

村民へのワクチン接種体制は、どのように構築されているのかをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の1点目のご質問、新型コロナワクチンについてお答えを申し上げます。

過日の議会全員協議会でも、新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種についてご説明をいたしました。コロナワクチン接種につきましては、各自治体前例のない一大プロジェクトであり、様々な不安や課題を抱えながら日々準備に取り組んでおります。

本村においても、過去に例を見ない事業でありますので、日々国などからのワクチン接種に関する情報等を確認、精査し、また、新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種の実施に関わる手引に準じて接種体制の構築に努めているところであります。

本村のワクチン接種体制につきましては、集団接種を考えており、接種会場まで交通手段が必要な高齢者のために送迎バスの確保に努める考えであります。また、接種会場につきましては、国保診療所で接種する予定としております。接種に必要な職員等につきましては、医師1名、予診をしていただきます。看護師3名、接種1名、薬液詰め1名、経過観察1名の方で、3名で看護師は従事をしていただきます。事務7名の内訳は、受付1名、予診票確認3名、誘導1名、駐車場案内1名、済証発行1名。次に、送迎車の運転手は2名を必要としております。合計13名を想定しております。

集団接種をする上で、感染対策をしっかりと行い安全かつ効率的にできるよう、動線、手順を見極めるための接種シミュレーションを数回にわたり実施する予定であります。さらに、接種者が万が一副作用を起こし、緊急搬送が必要になる場合も考慮して、鮫川分署へサポート体制の依頼をする考えであります。

現在、65歳以上の高齢者に対する接種を優先に準備を進めている状況であります。3月1日付の国の通知には、4月26日の週には全市町村に1箱ずつ配送する予定であると通達がありました。

1箱には195バイアル、195本入っております。これは本村で高齢者全員が1回接種できるようになっております。その後、どの程度のワクチンが供給されるかは、いまだ明確な通知がない状況にあります。また、現時点では、接種本格化は4月26日以降と想定されることから、接種券、予診票の発送は3月下旬と考えております。

接種予約受付開始は、4月中旬から電話等で開始予定としております。予約申込みにつきましては、大変電話等が混雑すると考えておりますので、行政区の組ごとに予約を取り、接種日を割り当てることとしております。接種開始時期につきましては、5月のゴールデンウィーク明けと想定しておりますが、ワクチン確保や供給配分により、後ろにずれ込むことも考えられます。

ワクチン接種は公費負担となり、希望者は無料で接種可能であります。また、16歳以上の

方が接種対象となりますが、強制接種ではなく、本人の意思に基づいて受けていただくものでもあります。

本村としましては、村民が自ら接種の是非を判断できるようワクチンの有効性、安全性や予防接種による感染症予防の効果と副反応についての情報発信、さらには村民の不安軽減を図るために、行政区を通じ全戸へ文書で配布、村ホームページにての掲載、防災無線で周知する考えであります。

また、ワクチン接種につきましては、ワクチンの供給量や配付時期が決まらない状況であります。配付され次第、安全かつ速やかに接種ができるよう、また、村民が安心して接種できるように、その環境づくりに努めていきたいと考えております。

しかしながら、すぐに多くの方がワクチン接種を受けられるわけではありませぬので、引き続きマスクの着用、手洗いの徹底、密閉・密集・密接の3つの密を避けていただいて、感染防止対策をお願いし、遠藤議員の1点目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） まさにこれは、本当に誰しもが経験のない、本当に前例のないことでありまして、今の答弁の中にも決まっていぬことが多々あるということで、こちらの事案は住民福祉課が担当しているかとは思うんですけれども、非常にこれは困難で、ご苦労されているということが容易に想像できます。この職に当たっておられる担当の職員、本当に頭が下がる思いではあります。

諸外国で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まっているということが、ニュースや新聞報道などに載っておりますけれども、日本国内では、過去の薬害や副反応に対する扇情的な報道などの影響でワクチンに対する懐疑的な感情が根強いことから、普及がほかの先進国に大きく後れを取るんではないかというような見方が広がっているようであります。潜在的に我々の頭の中に、ワクチンは副反応があるというようなことがこびりついていて、ワクチンへの信頼度に関する意識調査でも、調査を実施した国のうち、日本が最も低い国の一つであることも明らかになっているようであります。ワクチンを避ける国民感情には、過去に何度か起きた薬害が影響しているということをお先ほど申しましたが、ジフテリア予防接種での健康被害や、はしか、おたふく風邪、風疹を予防する、いわゆる三種混合ワクチン、このワクチン接種での無菌性髄膜炎などがそれらに当たるようであります。

これらを背景に、94年の改正予防接種法では、定期接種に課せられた義務接種が努力義務へと変更された経緯もあります。最近ですと、子宮頸がん予防のためのワクチン接種をめぐ

る副反応が大きな話題となりました。ワクチンの恩恵を最も大きく受けるのが高齢者である一方で、高齢者にとっては、センセーショナルに報道される昼間の情報番組が重要な情報源となっていることも一つの要因かもしれません。

新型コロナワクチンの接種を普及させるためには、メディアが積極的に広報の役割を果たすことが求められますが、子宮頸がんを予防するワクチンでは、メディアが副反応を大きく取り上げた結果、最終的には政府が積極的な勧奨を差し控える事態ともなりました。副反応を心配する人の不安を和らげる意味でも、行政に携わる我々や医師が積極的にワクチンを打つ姿勢を見せることは、とても大切なことだと考えています。こういったメッセージはどんどん出していってもらえたらと感じております。

順番的には、医療従事者、65歳以上の高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する方、そして最後にそれ以外の方ということで、私の順番は一番最後になりますが、順番が来たら速やかにワクチンを接種したいという思いであります。

村長自身は、このワクチン接種に関して、ぜひ積極的に接種を受けていただいて、村民に対するメッセージとしていただきたいという思いがありますけれども、村長の考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、ワクチンを受けるか否かは本人の意思であるということと、あと、薬を服用している、主治医をお持ちの方は、主治医の判断ということもありますから、そちらも併用して自分の意思を決定しなくてはならないということでもあります。

私は、村の執行者としてそのような立場にございますので、まず感染しては、全村民が感染してはならないわけですが、私個人としても率先して、順番が来ましたら、きちんとワクチンを受ける覚悟であります。全村民の中で、一体じゃどのくらいの割合の方が受けるのかという想定は約7割と、こう今読んでいるわけですが、今、副反応を起している方がどんどん出てきております。ですから、そういった報道を村民の皆様が見られて、どのように判断されるのか。特にまた、お医者さんにかかっている方々は、主治医と相談の上、いかどうかということ聞いてからということになりますので、最終的には自分の判断ということになります。当然私も65を過ぎましたので高齢者の一人です。順番が来ましたら、早くやってくれというのではなくて、大字区の何かあるらしいので、区分けがあるということであれば、それに準じて受けたいと思っております。

さきの報道では、ワクチン接種者が約65%ぐらいあれば、多分感染が収まるのではないかと

という、そのような報道もされておりますが、大変副反応が怖い、心配だという方は、やっぱりお受けにならない選択肢もあるのかなと思っておりますが、私とすれば、順番が来ましたらすぐにワクチンを受けさせていただきたいと思っております。

今朝あたりの報道では、1瓶から6回じゃなくて、針を小っちゃくすれば7回できるという、そういう注射といいますか、そういう器具も出てきているということではありますが、なるべく早く希望する村民の方に、混雑といいますか、現場が混乱しないように、ワクチン接種できるように、これからまた係とも国の指導を受けて、ワクチンの入り次第、迅速な手順で進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、村長自身がおっしゃったように、もちろんこれは最終的には本人の判断ですね。これは決して強制するものではありませんし、人それぞれ価値観というか、こういったワクチンとか副反応に関する考え方も違うものですから、もちろん最終的に個人で判断していただくことになるんですけども。

ただ、我々こういった行政職に少なからず携わる者たちが、やはり副反応とかそういったことに恐れをなしてワクチンを受けないということが、やはりこれは村民に対するメッセージとしては、非常に不安になってしまうものだというふうに思っていますので、村長、やはり村の当然トップリーダーでありますから、そういったトップが、これはもうワクチンを打つんだと。そして、ワクチンを打って、1年以上苦しめられたこのウイルスとのお付き合いを一段落させるんだというような、そういった強いメッセージを、ぜひ村民に届けていただきたいというような思いで、私、今、村長の考えを確認させていただいたところであります。

重ね重ねになりますけれども、やっぱり一人でも多くの村民の方、そして国民の方が、ワクチン接種をしていただいて、そして、本当に様々な分野で、今回で出ている一般質問もこのコロナ関係の質問たくさんあるわけです。ですから、こういったウイルスとの本当に付き合いを、1年以上続いたこの付き合いに一つ区切りをつけるという意味で、私自身も積極接種をしていきたいというふうな考えであります。

以上で1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目に入らせていただきます。

休憩中にリーフレットのほうをちょっとお配りしていただいたようで、ありがとうございます。まさに配られたこの資料の小中一貫教育について、2点目の質問をさせていただきます。

小中一貫教育では、既存の小学校や中学校の枠にとらわれない自由な教育カリキュラムを組むことが可能で、9年間という6・3制の義務教育では難しかった長期的な教育が可能であるとされています。

同じ担任や教職員が小学校と中学校の時間枠を超えて生徒を指導できたり、生徒それぞれの能力や個性を把握して特性に応じたフォローがしやすいことが利点とされていますが、子供たちの人間関係や相互評価が固定化されてしまうのではないかといった課題も指摘されています。

小中一貫校は学校施設の立地や運営形態によって幾つか種類があるようですが、実際の教育においてもそれぞれに特色があるとされています。長期的な教育課程の実施や、新しい環境に不応を起す「中1ギャップ」の解消など、既存の小学校と中学校が抱える問題点をカバーできる小中一貫校に今後どのように取り組んでいくのかお示し願います。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） まず初めに、花粉症の皆様には、本当に切ない時期になったなというふうに私も感じます。遠藤議員にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、3番、遠藤貴人議員の2つ目の質問、小中一貫教育についてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、これまで村の広報紙や報道機関の取材等で、小中一貫教育の実現に向けて取り組んでいくという考えを述べさせていただいておりますが、議員の皆様には説明する機会がなかなかございませんでした。

今回、遠藤議員から小中一貫教育にどのように取り組んでいくのかと質問をいただきましたので、少し詳しく小中一貫教育への取組について説明し、遠藤議員への答弁とさせていただきます。

なお、今回、教育委員会で作成した「小中一貫教育を導入するに当たっての基本的な考え方」の資料と、リーフレットになっていますカラーの「小中一貫教育リーフレット」を配付いたしましたので、答弁に併せてご覧いただくと幸いです。

さて、少子高齢化、核家族化、情報化、国際化など、社会の急激な変化を受け、人々の価値観や生活様式が多様化するなど、子供を取り巻く環境が大きく変化してきています。

このような状況を背景に、過疎化、少子高齢化が一層進む本村の今後の教育については、

子供たちによりよい環境において、より質の高い学校教育を提供するため、小・中学校という義務教育の在り方について根本から考えていかなければならない時期に来ていると感じております。

これまで本村が推進してきた小・中学校連携教育やふるさと教育を踏まえ、9年間の義務教育を一くくりとして系統的な教育活動を実践したり、ふるさとキャリア教育などの特色ある学校教育を進めることで、若い世代の人口減少に歯止めをかけ、将来の鮫川村を支える人づくりにもつながるものと考えております。

そこで、これからの鮫川村の小・中学校の教育の在り方を考える基本として、近年、積極的に取組が進められている小中一貫教育の導入を検討しているところです。

小中一貫教育とは、リーフレットの1ページにもございますが、小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。

これまで取り組んできた情報交換や交流を中心とした小中連携教育をさらに一步進めたもので、小学校と中学校が一つの学校として、小学校と中学校の教職員が一丸となって同じ目標に向かって系統的な指導を行っていくこととなります。

このような小中一貫教育を導入することにより、次のような効果が考えられます。

リーフレットは2ページになりますが、まず、小中一貫教育では、小・中共通の目標を設定することになりますので、鮫川村の義務教育の目標が明確になり、目指す子ども像に向けて、教職員はもとより、地域住民も一体となって鮫川の教育に取り組むことができます。

また、9年間を見通した教育カリキュラムを作成することで、小学校1年生から中学校3年生まで、系統的で連続性のある教育課程を編成することができます。必要に応じて各学年の学習内容を前倒し、あるいは後送りが可能となり、子供たちの学習意欲や学力の向上にもつながっていきます。

さらに、小中教育一貫校では教育課程の特例が認められており、設置者の判断で、例えばふるさと科や鮫川学など小中一貫教育の軸となる独自の教科を設定することができます。本村が推進しているふるさとキャリア教育の充実にもつながります。

そして、小学校段階における教科担任制の導入もしやすくなります。中学校教員の協力を得て、小学校高学年の段階から理科や英語、音楽など、専門性の高い教科で教科担任制を行うことが可能になります。また、逆に小学校の教員が中学校に赴いて授業をすることもでき、中学生になっても小学校時代になれ親しんだ先生の授業を受けることも可能になります。そうすることで、近年問題視されている中学校に入学後、新しい環境での学習や生活に不適應

を起こす、いわゆる中1ギャップの解消にもつながるものと思います。

そのほか、授業参観、学習発表会や文化祭、運動会や体育祭など合同で実施することもでき、幅広い学年の交流が図られ、絆を深めることもできます。また、保護者にとっても行事へ参加の負担軽減にもなると思われます。また、小学校の特設クラブと中学校の部活動の連携も可能になり、小学校高学年から部活動に参加するなど、文化・スポーツ活動の活性化も図られます。

なお、将来的に校舎を建て替える際には、小・中学校の施設を一体化することで、児童・生徒数が減少する中でも学校の適正規模を維持するとともに、より幅の広い年代の交流が可能ともなります。また、施設の一体化は村の財政を考えても経済的であると言えます。

このように、小中一貫教育を導入することで様々な教育効果が想定され、本村が抱えている教育課題を解決することができるのではないかと考えております。

もちろん小中一貫教育導入に当たって課題がないわけではありません。リーフレットの3ページに書いてありますが、例えば、議員ご指摘の子供たちの人間関係や相互評価が固定化されるのではないかと、これまでのように小学校高学年におけるリーダー制が阻害されるのではないかと、実施することで教員の多忙化が一層高まるのではないかなど、典型的に指摘されている課題が幾つかございます。これは決して簡単に解決できるものではございませんが、そういった問題が生じないように、様々な手だてを講じていく考えでおります。

ところで、この小中一貫教育を進めて学校のスタイルについてですが、リーフレットの1ページ目をご覧くださいなのですが、1人の校長の下で、1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校である義務教育学校と、小学校・中学校の枠組みはそのまま義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を行う併設型小学校と中学校の2つがございます。そして、いずれにおいても施設一体型でも施設分離型でも設置が可能となっております。

現在、鮫川村には、築40年を超える鮫川小学校と築50年になる鮫川中学校の2つの校舎があります。教育委員会としては、最終的には、校舎改築を迎えるときに施設を一体化した義務教育学校の設置を目指していますが、まずは早い時期に、現在の小学校・中学校の校舎及び組織を活用しながら施設分離型の併設型小学校・中学校で小中一貫教育を実現したいと考えております。

そして、施設分離型の併設型小学校・中学校の設置に向けての今後の取組についてですが、リーフレットの4ページ目になります。

昨年の10月より、小学校長と中学校長、村連合PTA協議会長、そして教育委員の代表をもって学校教育検討準備委員会を組織して話し合いを重ねてまいりました。そして、小中一貫教育を導入するに当たっての基本的な考え方をまとめ、今後の大まかな流れとスケジュールについてまとめました。

現時点では、施設分離型の併設型小学校・中学校の令和4年4月開校に向けて、令和3年4月より学校教育検討会を設置し、小中共通の教育目標や9年間を見通した教育カリキュラムの作成、教科担任制や部活動、合同行事等の具体的な進め方について検討していく計画です。また、並行して保護者の方々への説明会を開催し、小中一貫教育への理解を深めていただいてご協力をいただく計画となっております。

多少長くなりましたが、以上を申し上げ、3番、遠藤貴人議員の質問への答弁させていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 丁寧に説明をいただきました。

こちらの小中一貫教育に移行するに当たりまして、やっぱり直接的に関わってくるのは、児童・生徒、そして保護者というところが、まずは一番関わってくることになるかと思うんですけれども、児童・生徒や保護者にこの小中一貫教育への理解は、今現在で進んでいるというふうに教育長自身は感じていますか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 再質問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたが、今まで小中一貫教育に関しましては、村の広報紙、そして報道機関、そういったところでのみの、一般の方々には好評だったかと思います。ですので、今ご指摘があったように、まだまだ保護者の方々や子供たちに対しての理解は十分ではないのかなというふうに私自身思っております。

先日、子供議会、実際には行われませんでした。子供たちからも小中一貫教育についての質問がございましたので、それにつきましては答弁をさせていただきましたが、十分にこの内容については理解しているとは、私はまだ思っておりません。

したがって、今後、4月のPTA総会時等を利用させていただきまして、保護者の方々、そして子供たちにも、機会を設けて小中一貫教育の目的とかをしっかりと説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 過去に鮫川は村内6つの小学校がありまして、最後、青生野小学校が統合されたということで、6つの小学校が最終的には今の1つの学校に統合されたという経緯があります。

そちらを仮に第一段階とするならば、小中一貫教育を目指すことは、まさに第二段階になるんだらうというふう感じておりまして、まさにこの長い歴史の中でも、大きな変革のスタートを切ったんだらうというふう感じています。

教育には、教師、保護者、そして地域の連携が必要だということが、もう本当に私が学生の頃から声高に叫ばれていまして、まさにそのとおりでなというふう私自身も感じているんですけども、児童、保護者の理解は、もちろんこれは始まったばかりですので十分ではないけれども、これから進めていきたいというようなお話がありましたけれども、地域への理解というものも深めることも、これはやっぱり必要であらうというふうには感じておりますので、今後、何らかの形というか、地域へのそういった小中一貫教育に対する理解も深めていただければなというふう感じています。

質問の通告の中に、人間関係や相互評価が固定化されてしまうのではないかというような課題を書かせていただいたんですけども、もちろんそういった課題もあるかとは思いますが、どちらかというところ、そういった課題というのは、中規模程度以上というか、そういった小中一貫教育の場で課題となる部分であって、鮫川村に限っては、もともとこういった児童・生徒数が少ないといった、コミュニティーが小さいといったこともありますから、そちらよりも、どちらかというところ、この頂いたリーフレットでは④番のところですかね、やっぱり一番負荷がかかってくるのは教職員の方たちであらうというふうには思っているんですけども、鮫川でのこの小中一貫教育が、いい方向に進むのか否かというのは、まさに現場の教職員の人のパワーが必要になることというのは、これは間違いないんだらうなというふうには思っております。

午前中にICT関係の質問もあったかと思うんですけども、今、教育というのはものすごく変化が著しいので、変化が著しいということは、もう現場に負荷がかかっているんだらうなということは想像します。昔は憧れの職業に先生というものが入っていたかと思うんですけども、今現在は、教職員を希望してくる人も非常に少ないといった中で、ここに対する理解、ケア、その他というものが非常に大事になってくるんだらうというふうには思っていますが、教育長自身はそのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） まさに教職員の多忙化というのは喫緊の課題です。最近の資料ですと、長期勤務時間、勤務時間外の時間ですが、80時間を超えているという教員が、小学校で約10%、そして中学校では、何と40%が1か月当たり80時間を超えて勤務しているというような情報がございます。

そのせいか、一番のブラック企業だというふうな批判を浴びているところで、教員の成り手も少なく、たしか本年度も小学校で過去最低の、採用試験の競争率は1.7倍だったかと思えます。本当に成り手が少ない状況にあるわけで、その一番の原因が、やっぱり多忙化の問題なのかなというふうに感じています。

この小中一貫教育を進めていきますと、余計に忙しくなるのではないかという指摘が当然あるかと思うんですが、学校の業務改善は、やはりふだんに取り組まれるべきことなんだと私は思っています。特にこの小中一貫教育導入当初は、やっぱり戸惑ったりとか、あと取組になるまで時間がかかったりすると思います。校長をはじめとした管理職が取組の意義を分かりやすくやっぱり伝えたり、既存の校務や教職員の役割分担を大胆に見直したり、マネジメント力を十分発揮していただいて、負担感を軽減していったらいいのかなというふうに思っているところです。

また、校務に関しても、統合型校務支援システムを次年度から導入する予定です。そういったものも積極的に導入して、事務の軽減を図っていききたいなというふうにも考えております。

さらに、教科担任制の導入のこともお話ししましたが、これを導入することによって、教材研究も効果的に行えるようになりますので、少しでも先生方の多忙化や多忙感を減らすものになるのかなというふうに感じております。

このようにして、できる限り、今非常に問題になっている教員の多忙化、それに対応して、少しでも先生になりたいという、そういう魅力ある先生も育てていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 本当に現場の先生が、非常に大変な思いをされているということで、この業務改善とか働き方改革なんていうのが叫ばれていますけれども、なかなか、もちろん難しい部分もあるかと思えますけれども、何とか本当に先生にいい、そういった小中一貫教

育の現場をつくっていただきたいというような思いがありますので、そういったことに対して、やはり我々も一緒になってものを考えて、鮫川学園、（仮称）ではありますけれども、その実現に向けて鋭意努力していただきたいということを確認させていただきまして、私の今般の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回、令和3年の第1回の一般質問ということで、村長に1点ほど質問させていただきます。

まず1点、行政改革について。

村長は令和元年度に就任し、第3回までの定例会で、村の財政はますます厳しくなるから行政負担となっている目的を果たした施設、物件をなくし身軽にしたい。交流施設は、長年の目的を果たし終えた施設と思う。今後、宿泊旅館オープンと併せ、村が直接経営することは、再来年度以降、新年度以降協議をし、民間が望めば適正価格で譲渡も視野に直営から切り離したい。これは令和元年度最終議会、3月議会ですからね、再来年度というのは令和3年度ということになります。また、村有財産、施設取得、売却も言及しており、行財政改革に取り組む姿勢を公約されている。

そこで、次の点について尋ねる。

1、第4次振興計画後期基本計画で掲げている少数精鋭による維持可能な自治体経営を果たすための具体策について尋ねる。

2、借地解消への意欲を示されていたが、交渉努力をされたのか。

この2点については、先ほど6番議員から同様の質問もあり、重複の部分は省いて答弁していただいても結構であります。その成果と今後の働きかけは。

3、負担となって活用されない公有財産の処分と見直し。

4、指定管理者制度の施設への各財政支援状況について。

5、宿泊施設（旧つるや）開業内容と併せて、交流施設閉鎖、村からの切り離しについて。まず1問から答弁を5番までお願いしていただきまして、再質問に入りたいと思いますので、よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員のご質問、行政改革につきましてお答えを申し上げます。

本村は、組織機構改革を含めた平成27年度から平成36年度までの10年間の鮫川村定員管理適正化計画を策定するために平成27年7月に行政改革推進本部会議、また鮫川村組織機構再編成計画（案）を諮問、答申いただくために平成28年11月に鮫川村行政改革推進委員会を設置し、改革に取り組んできたところであります。

同年12月1日の答申を経て、課の削減及び課の名称を変更する課施設条例の一部改正案を平成28年12月定例会へ上程し、昨年12月9日に可決をいただいております、こうした経緯にて行政改革を実施しております。

1つ目の質問、第4次振興計画後期基本計画で掲げている少数精鋭による維持可能な自治体経営を果たすための具体策につきましては、後期基本計画の4、自治体経営（2）行政改革の推進に記しました点につきましてご説明を申し上げます。

まず、行政改革または機構を見直す上で組織の効率化、機能化が必要であると考えております。多様化する住民ニーズの新たな行政課題に迅速、的確に対応するため、より効果的で機能的な組織機構へ見直し再編成するとともに、それに見合った人員の配置を行うものでございます。

次に定員の適正化につきましては、鮫川村定員管理適正化計画に基づき、継続した行政運営に支障を来すことがないように必要な職員数を確保しながら、安定的な新規採用により各世代の職員数の平準化を進めていくことを求められており、それを実践するものであります。

職員研修につきましては、福島県自治研修センターが主催する新規採用研修、新任の係長、管理者、課長研修の費用を予算措置するほか、昨年10月に自治研修センター講師を本村に招いて基礎的な接遇の研修を開催しましたように、今後も全職員を対象にした職員倫理、コミュニケーション能力、アンガーマネジメントっていうんですね、感情的に振り回されないような組織の運営だそうです。アンガーマネジメントなどの基礎研修を、年度開催してまいる考えでございます。

2つ目のご質問、借地解消への意欲を示されていたが交渉努力をされたのかと、その結果と今後の働きかけにつきましては、さきの一般質問で答弁したとおりであります。借地料の軽減方法につきましては、借地の買収や交換、返還等の手法がありますが、これらを実行

していく上で公共施設全体を見直す公共施設等総合管理計画を策定したところであります。しかし、この計画の期間は数十年になるために、当面の縮減法として借地の買収、借地料の見直しに取り組むものとして、借地の買収に係る協議につきましては、さきの6番議員の北條議員にもお答えしましたように、私自らが職員とともに同行して交渉に臨むことから、昨年より調整を進め、本年2月下旬より取組を開始しているところであります。現状の借地を前進する交渉の中で理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

3つ目のご質問、負担となって活用されない公有財産の処分と見直しにつきましては、さきの一般質問でも答弁しましたとおり、車両の入替えにより使用しなくなった公用車5台を一般競争入札にして売却する、令和3年2月1日付で回覧文書を区長、組長に通知しており、2月26日の期限までに予定価格以上で最高価格の入札した者を買受人として契約締結をしたところでございます。また、活用されていない公有財産の処分につきましては、各課等の意見を参考にする機会を設けるなどで不要備品の確認と処分方法の検討を図るとともに、施設や倉庫内外に保管して有事の際に使用する備品、資材におきましても整理整頓を常として早急な対応を可能とするような管理を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、6番、北條議員の質問にお答えをいたしましたので、内容は答弁をしたとおりでございます。

次に4つ目のご質問、指定管理者制度の施設への各財政支援状況におきましては、改めて指定管理者制度についてご説明を申し上げます。

この制度は、公の施設を知識と経験のある民間事業者等に管理を行っていただく制度であります。地方自治法に定められている公民連携の手法の一つであります。平成15年の地方自治法の改正によって、従来制限されていた民間業者に公の施設の管理を任せることができるようになり、本村では平成18年4月より指定管理者制度を導入して、既に15年が経過しようとしています。指定管理者となった民間事業者には蓄積したノウハウがあり、こうした企画アイデアを生かすことで多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の本村にはなかった農業者トレーニングセンターで行う小学生低学年児童向けの運動教室の開催などのサービスを提供できるようになりました。

議員おただしの財政支援状況につきましては、公共施設の管理運営が協定書のとおりなされているかについて確認する必要があるために、協定書には管理業務の実施状況、事業状況、管理に要した経費等の収支の状況など村が定める事項について、年度ごとの事業報告書の提出、業務実施状況の確認が定められており、担当課等において一定の確認が行われてお

ります。これらを踏まえて、村と管理者の協議にて管理業務に対する委託料の額を毎年定めているところであり、複数年を締結する協定書における委託料の支払いについては、委託者の定める額として表記にしております。公共サービスの向上と持続的な提供に向けたよりよい施設運営が行えるよう取り組んでまいっているところでもあります。

本村は平成27年4月に行政改革のさらなる適正化、効率化を進め、定員を適正に図る定員管理適正化計画を改正し、平成28年に高度化、多様化する行政ニーズや少子高齢化の社会情勢の変化、地方分権や地方創生の推進、国・県を通じた厳しい財政状況の中で組織機構再編計画を策定し、行政改革に取り組んできたところでございます。住民に提供するサービスの向上を図るとともに、社会情勢の変化や行政需要に的確に対応できる組織機構の再編を進めてまいっております。

なお、人口減少、少子高齢化に比例した税収減少が続いていることにより、ましてコロナウイルス感染症の影響によって住民税や法人税等の収入減が見込まれ、より厳しさを増していく財政状況の中で、本村の借地料は年間約471万円に及んで、借地料の削減に取り組まなければならない状況にあります。借地料の削減方法につきましては、6番、北條議員に答弁を申し上げたとおりでございます。

続きまして、5点目の質問にお答えをいたします。

宿泊施設（旧つるや）開業内容と併せて、交流施設閉鎖、村からの切り離しについてお答えをいたします。

令和元年度に取得しました広畑地内の宿泊施設（旧つるや旅館）であります。昨年8月に工事入札を行い、8月25日の臨時議会において工事請負契約が承認され、改修工事を行ってまいりました。当初予定しておりました12月21日までの工事期間を延長し、先月の2月22日に工事が完了し、引渡しを受けたところであります。

今後の予定と経営の内容であります。本定例議会において議案を提案しておりますが、村所有の土地、建物及び設備等につきまして、経営者の坂本氏より5年間無償で貸付けをする予定となっております。これは経営者募集のときに提示しておりました条件の一つであり、議決日の翌日から令和8年3月31日までの期間で契約を締結するものであります。この契約により旅館業、一般飲食店、公衆浴場経営などの許可申請手続を開始することとなります。年度内の許可に向け、準備を進めていることとなります。

開業予定につきましては、当初、年度内で調整しておりましたが、施設の改修工事で当初予定していなかった工事等により工期を延長せざるを得なかったために、4月中旬には開業

できるのではないかと考えております。開業は食堂、仕出し、宴会などの飲食部門から営業を開始し、新型コロナ感染症の状況にもよりますが、夏頃から公衆浴場、宿泊などの部門を始めていく計画であると聞いております。また、飲食店及び旅館については「結び」という名前で営業することとしております。

続いて、村の交流施設ほっとはうす・さめがわについてであります。今年2月まで指定管理による経営のための委託先を募集しておりました。しかし、相手先が結果的には見つかりませんでした。先ほど説明しました温泉施設旅館につきましては、早くても夏頃の宿泊業務開始であるということ、また、村唯一の宿泊施設であることから、令和3年度につきましては、従来のおり直営で経営を行うこととして特別会計の予算を編成したところであります。現在も、指定管理による委託先や民間経営に向けた譲渡先の募集をホームページに掲載しております。令和3年度中には、村づくりや鹿角平観光牧場との関連性、公共施設としての在り方も含め、方向性を決定していく予定であります。

以上、9番、前田武久議員の5つ目のご質問の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） まず、第4次振興計画審議委員として私、会議が3回ありましたが、2回ほど出席いたしまして審議したわけでありまして。その中で、かなり、今後5年間に向けた、後期に向けた施策等が計画されまして、それが承認されたわけですが、その中で、行政の中で、少数精鋭主義というような項目がありました。それで先ほど村長が答弁されましたが、少数精鋭主義となれば、当然これは定員削減というふうに感じられるわけですね、現在の職員数を減らすと。そしてまた、精鋭主義となれば、職員の能力主義を重点に置くと。いろいろ個人によって能力は様々なんですよ。ものすごく頭がいいからいい職員かと、そうではないんですね、そうばかりはいかない。やはり村民の公僕として親切丁寧、村民のために犠牲になって働いてくれると、そういう職員が、一番やっぱり村民が、誰もが望んでおるわけでありまして、そういうふうな献身的な働きをしてもらおう職員、これが我々村民の理想的な方であるというふうには、誰もこう考えてるわけでございます。

村長も3年目に間もなく入るといような状態になると思いますが、関根村長になってから、役場職員の方は、村民と本当に職員との親近感ね、これは大事なんです。関根村長になってから職員の方の名前が全然分からないんだわね。

それで、役場に入ってきて、やっぱり職員さんは優秀な方ばかりだから、農家、村民の方、それから商人の方、会社員の方も役場に入ってくるのは緊張するんだわね。俺は何も分かん

ないんだけど、いろんな事務手続なんかしたいんだけども分かんないから教えてもらおうべと思うんだよね。そうすると真っ先にネームプレートを見て、名前が分かれば気安く誰々さんって、こう言えるんだわね。以前、大楽村長の後半になってからネームプレートが外れてきちゃって、それからそれが慣例化したんだか何だか分からないけれども、関根村長になってからね、俺は、これはそこら辺を考えてくれてね、村民との対話も随分持ってるし、村民といかに職員さんが親しみやすく、気安くお付き合いできるか、役場に気安く来れるか、そういう環境をつくってもらえればばっかり思ったんだよね。

私、二、三日、税務相談に行ったんだけど、やっぱり税務相談に行くと、これは計算的にも疎いし、なかなか聞かれても対応できない場合あるんだよね、幾ら自分の計算書でも何でもね。名前を言うかと思うと「あ、誰だっけな、本当、ちょっと物忘れしちゃって」というふうな、私もそういう感じだからね、当然、税務相談に来た方もそう感じると思うんだよね。それにここ間違ってるよってというようなことで言われれば、もうちゃーと頭さ血が上っちゃってね、何だっけな、俺、随分計算してきたんだけど、何が何だか分かんなくなっちゃうってというような状態なんだよね。

だから、あまりこんな余計な話長くしてもしょうがないけれども、やっぱり職員さんの名前分かるような目印ね、これは村長、今はそういうあれは職員さんに渡してねえのかい。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） それがないければ、村民が来るんだからね、名刺くらいあると思うから、名刺くらい渡して、私こういう者ですと、お願いしますと、そういうふうに言われればね、本当に気休めになるんだよね。村民の役場だっぺ、村民が気安く来れるような環境、これは村長ね、村民と対話やってるときに、真っ先に村民にそのことを、気安く何でも言ってくださいって言ってんだっぺけれども、関根政雄さんという名前はみんな分かっかもしんねえけれどもね、職員さんの名前は分かんないんです。そのことについて。

それで、少数精鋭というのは能力主義でやるのか。だから定員を削減するとすれば何人にするのか、何人が理想的なのか、そのことを当然、庁内で検討してるんでしょう。2年間で1回もそういうことは話してないんですか、そのことについて。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 少数精鋭、さらにはこれ当たり前のことでありますから、少ない人数で能力以上の仕事をするのは、どこの企業も公務員も、どこの事業所も同じであります。私も過去に、皆様と一緒に下條村を視察しましたけれども、あそこも4,000人台の村が40人台

で職員をしている。しかしその後ちょっと増えたようではありますが、決して職員削減だけが少数精鋭で効率化ではありませんが、まずは、その職員の適正人数というのは何人ぐらいが適正なのか、今、村では71人と定まっておりますが、その後そういったその適正数の検証が必要であると思います。

2年間やっていなかったのかと言われましたが、やっておりません。そして、今はその適正化計画の中で動いておりますが、新年度以降、組織改革、機構改革をしたいという総務課の意向であります。私もそのようにしたいと思っておりますから、その中での人員の配置、それからその全課としての全職員としての適正な配置になっているかどうかというのは、現場の状況も鑑みながら決めていかななくてはならない。いついっかまで何人減らすというのは、今申し上げることができません、まだ決まっておりますから。ただ、少ない人数で少しでも、一番はやっぱり人件費ですから、人件費の削減をどうするかということでは計画的な雇用をしていかななくてはならない。何でかんで適正が71人だから、1人減ったらまた1人増やすという方法ではないです。ですから今後、どこの現場でどのぐらいな、どこの課でどのぐらいな業務執行のため必要かというのは、これから適正数を決めていかななくてはならない。

あともう一つは、今後の退職の、60歳定年ではありますが、まだ閣議決定はしておりませんが、65歳になるということもささやかれておりますが、そこがまだはっきり分からないうちの採用といいますか、そこはやっぱり慎重にならざるを得ません。5年間定年が延びることによって、当然、減ったから採用するというやり方をしてきたのでは、定数、職員数が増えるばかりでありますから、そこもやっぱり考慮しなくてはならないし、適正数はこれからきちんとした内部の検証を踏まえて決定してお示しをさせていただきたいなと思っております。

次に、やはり議員ご指摘のとおり、行政はサービス業なんです。やっぱりいらっしやいませなんです。普通はやっぱり初めてお会いしたときに、相手から名刺を出される前に名刺を出すのが礼儀であります。私も初めてお会いした方には、名刺を差し出される前に自分からできるだけ早く挨拶するようにする、お客様来たときには出迎える、お送りするときにはもっと先でお送りする、名刺は先に出すのを心がけておりますが、やはり今ご指摘のように名前が分からない、私も就任したときに、まだ名前全て分からない職員さんおりましたが、やっぱり決められたネームカードはみんな持っておりますし、ましてや村民が来庁したときには、きちんと私はこういう者ですと言う、さらには名刺を出して、礼儀正しくご挨拶するように、これからまた指導を徹底いたします。

昨年、自治研修センターから来ていただいて基本的な接遇の、全職員対象に2回に分けて研修をいたしました。私、ある方から言われておりました。鮫川村の役場に電話すると「はい、鮫川村役場です」と出ますよと。個人的な、鮫川村の何の何々ですという、そこがあればあなたの役場いいですねということを何度も言われました。今は改善しました。きちんと電話いただいた方には、必ず自分の名前を名乗って、それで応対をするように今なっております。少しずつできるところからやって、村民の方が入りづらいという役場はやっぱり作りたくないんです。ですから今、ご指摘のあったような、できるところから変えていって、職員の基本的な接遇ですね、挨拶、それから返事、それもまだ少しずつよくなってはきていると言われておりますが、今後徹底していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番。

○9番（前田武久君） 村長が採用の話ちょっとしたから、質問しますけれども、今年もいよいよ入替え時期に入るわね、3月。もう内定されてると思うんだよね、確定してると思うんだよね。それで、3月、本会議のときにできれば採用者の名前、これ公表してもいいと思うんだよね。よその自治体ではやってるみたいですよ、3月に、新採用者誰々と。そうすれば、必然的に、これ議会だよりをすぐ出しますから。これでも公表できるし、広報でも流せるわね。今度は、今まで大変鮫川村に貢献された、働いた職員さんが、誰々が退職されると、今度は新たに誰々さんを採用すると。大体は村民は分かってるんだよね、今年は大体誰らが退職者かなと、そうすると今度誰らが入ってくるのかなと、みんな期待しているんだよね。本当に我々のために働いてくれる立派な職員さんを採用してくれればいいなど、こう期待しているわけだ。そういう人を今日あたり、大体今日は既に分かってるわけだからね。我々のところに、資料ぐらいやっぱりもらってもいいしね。そうすれば我々議員だって本当に、同僚議員はみんな職員さんの名前知っているかもしれない、私は疎いもんだから全然分かんないですよ。

だからそういうことで、できるだけ分かりやすく、親しみやすく、執行者として気を遣っていただきたいなど。また職員の指導をお願いしたいと思います。

それで、元に戻りますが、少数精鋭主義ということはいいことばかりじゃない、あと能力主義も私はあまりにもね。私も商売やっていますから、もう一生懸命働いてね、仕事はかかって収益が上げれば、幾らかいても惜しくないんですよ。

鮫川村のラスパイレス指数、それどのぐらいなっているんだかね、ちょっと、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私の記憶では、100.01か100.1か、101か。

[発言する人あり]

○村長（関根政雄君） 知っているの。じゃ、正式な数字を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） 総務課長です。

正確な数字ではございませんが、今現在100は切ってる、98か99.何ぼという、100を切った状態というふうに認識してます。

○議長（星 一彌君） 9番。

○9番（前田武久君） 私前にね、これは十数年前になるけれども、やっぱりちょっと質問して聞いたときには、かなり職員の方も年齢層が高かったんです。そうするとラスパイレス指数は高くなるんだよね。国で百何ぼのが、102くらいになってたかな、鮫川はね。そういう状態で、これは当然、年齢層というか、若い方が職員として入ってくれば、その指数が下がってくるのは当然であります。村長はその削減に向けた考えというのは、今のところ持っていないということですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 削減に対する考えは持っております。ただ具体的な指数、何年度までに何%削減するかというその数値は今出せません。ただ、やっぱり今厳しい中で、矢祭、それから視察した下條、ただ矢祭町の状況、かなりつぶさに調査をしますと、かなり職員に負荷がかかっているようであります。ただもう一つは、当時の臨時職員、それから嘱託職員の数が多いということもその裏に隠れているようではありますが、ただやっぱり人口がこれだけ3,000人を切るか否かという状況の中で、果たして七十一名、二名という職員数が適切なのかというのは今後検証して、計画的にやっぱり削減できる場所はしたいと。削減することは採用計画をきちんとしないと、あと退職する職員、それから入る職員のバランスがありますから、それは今後検討していきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私も、この人口から比例してやっぱり職員の削減というのは、これは当然やむを得ないなというふうに考えるわけですね。そして、ましてこの庁舎を建築したときに全てオンライン化してるんですよ。これは当初は、ちょっと調べると分かりますけれども、当時の職員数の半分にするということで、その機械に投資しても全然村民から叱られないというようなことでやったんですが、全然変わんなかったですね。現在までそんなに変

わっていないと思うんですけれども。

これはやはり村長が言うように、これは十分、今、事務事業も、いかに機械化になったと
いったって大変なんですよね、職員の人たち。その苦労は分かりますけれども、これは必然
的にやっぱり削減は図らなければならないというふうに私も考えておりますので、これはよ
く検討されて、今後進めていただきたいというふうに考えております。

次に、借地解消ですか、これは先ほど、細かく答弁されておりましたが、早いもので平成
2年から始まって、令和に入ってまで借りているものがあるんですよね、借地料払って。そ
ういうことで現在来てるわけですが、さっき言った471万とか、借地料払ってるわけだ。

それで、中には昭和17年あたりから、17年じゃなくて27年か、その辺あたりから借りてる
もので、畑の単価なんですけれども、地目が畑なんですけれども、1反歩14万7,000円くら
いの借地料払ってるものがあるんですよね。私、これ今回質問する前に、本当に村当局から
資料を全部頂きまして、一応目を通して調べさせてもらったんですけれども、それが現在ま
で、そんなに土地交渉、地代交渉というのはやってこられなかった、やったにしても聞き入
れてもらえなかったというようなことで、何十年もその単価でもって支払いがされておると
いうような場所があるんですよね。

だから、先ほど、村長が昨年暮れから個別に回って、職員さんと回ったんだ何だというあ
れですけれども、交渉をされておるというようなことで話されておりましたし、先ほど6番
議員にも答弁されたマエダの採石場、3反歩ですか、3反歩のあれは、私、子供の頃からあ
そこで採石採ってるのは記憶あるんですよ。それで当時は、本当に村の悪路、村道、それか
ら生活道路のために、本当にあそこは貢献された場所であって、それに協力されたのが11名
の地権者、その地権者に対して村長回ったのかい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど答弁したとおり、石山の契約の期限が3月末なんです。3月
末、今年のことですから、今11名の方々には個別にまだ回っておりません。これから回って、
先ほど答弁したとおり、まずは代表の方にお話をして、あと10名の方にも村の事情と、そし
てその、長年払っているんだからってという言い方すると感情的になりますから、何で元に戻
ると多分言われるんであろうと推測するんですが、とにかく今までお世話になったことを御礼
申し上げながらも、とにかく分筆でお譲りいただけるか、あとは何年かですね、こちらの案
ですが、5年間だったら5年間分を地代先払いして、それでその契約を解除させていただく
ような、そのような交渉をしていきたいなと思っておりますから。

今後そのような案件のところが出てきたときには、1年で全ての交渉終わるとは思いませんが、地代の交渉にも足を運んでみたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 契約更新、3年だったかな、そんなもんだね。そういうことで、30年に再契約してるから、33年、今年だね。今年に恐らく終期になるから再契約の協議をしなくちゃならないですね。

それで、6番議員も言ったように、これは村で今まで感謝した気持ちを込めてお願いに行けば、そんなに鮫川の人悪い人ばかりいねえからね、みんな優しい本当に温情味ある人ばかりなんだから、これ聞き入れてもらえると思うんだよね。それが村長も、この前の全協で私1件1件回って自らその解消に向かうというような意志を示されて、あれから相当歩いてるのかなと思ったんですけども、まだやってないということなんで、ぜひ村民対話も一生懸命やってんだから、真っ先にそういうものを解決しなくちゃなんないものに取り組むと、これは一つの課題だと思うんですよね。

ひとつそういうことでやってもらいたいというふうに考えておりますし、そのほかに、村の主産業である湯の田温泉の周辺の土地ね、さっき私、畑と言ったのはこの近辺なんだよね、役場の周辺の近辺。これもやっぱり優先的に行って、土地の値下げの交渉くらいはやっぱりしてもらって、これ返してもらっていったって更地にしなきゃ駄目だし、主要建物がほとんどなんですから、今解体して更地なんかこれ当然無理な話ですね。だから、これはどうしても駄目な場合はしょうがないけれども、やっぱり交渉をやる役目は村長にあると思うんで、村長から行かれれば当然聞き入れてもらえると思うんで、その辺の交渉はすべきだと思うんです。

それで、さぎり荘周辺の土地、あれは交渉次第では何とかなると思うんですよね、つるやも求めたんだし、あの温泉公園を拡張するためには、あの周辺を村有地にして、そして土地の問題を解消するということが先決問題ではないかなというふうに考えておるわけですが、その辺どういう考えしてるか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） さぎり荘周辺の畑と宅地でありますので、両方合わせて約80万ほどの年間の借地料、平米147円ですから、平米掛けるとその金額になります。多分、行ってもお会いしてくれないであろうと言われておりますけれども、これは行かないと分かりません。きちんと前もって、ぽつんと行くのではなくて、丁寧なお願いの文書を差し上げた上で、そ

して係と一緒に、ここにお住まいの方ではありませんので、現状、どのように今活用されているのかということも鑑んで、お願いをして、売っていただけるものであればお譲りいただきたいし、また交渉に応じては借地料の軽減、減額をしていただけるものであれば、お願いしてきたいと思います。

やはり交渉というのは、日本の大学で教えていないのは交渉学なんです。漢字とか数字とか英語とは教えるんですけども、諸外国は交渉学を教えるんですね。日本が一番、これは余計な話ですけども、交渉術が下手だと言われてますが、私もあまり得意ではありませんが、誠心誠意を見せることによって相手に伝わるものがあるかと思います。それはこちらの言葉で誠心誠意お伝えして、お会いしていただくときには思いを伝えて、経費削減に今後、そのほかでも借りているところもございますから、そのように努めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それともう一つなんですけれども、前田団地、以前もこれは取り上げてもらったんですけども、聞くところによるとまだ耐用年数というか償還年数、県のほうの建物に対する期限がまだ残ってるというふうに伺っておりますけれども、それらについてのあれは、前執行者時代からその交渉はしますというようなことだったんですけども、その経過についてちょっと。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） これは前田団地の用地なんですけど、前村長のほうでもですね、前田議員のほうからも重なる質問がありまして、あの団地は平成6年と7年と8年、9年と4年間に分けて建設しておりまして、まず一番最初、平成6年に建設した4棟につきましては、平成5年度まで取壊しや何かできないということになっておりますし、その1年後、平成7年に建てた4棟につきましては、1年遅れの平成6年度まで、さらには平成8年が平成7年度までと平成9年が最後になりますが、平成8年度までに取壊しをしてはならないということでもありますから、片方ずつ取り壊すのか、一遍に取り壊すのかということで、あの土地は解体をして地主さんに土地をお戻しするという前村長のお考えもありましたし、そのような計画であります。取り壊しをですね、平成9年度に一括で取り壊すのかということは……

〔「令和ですよ」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） ごめんなさい、令和。先ほどからのあれは令和でした。失礼しました。5年度、6年度、7年度、8年度、9年度は令和です。

令和8年度までに明渡しの完了ということで、説明会は5年度までには終了したいということで、9年度には解体工事を終了してお返しするという、このような計画になっております。ですから、国・県の補助金をいただいて建てたものが取壊しができない状況になっておりますから、計画的に片方からやるよりも、工事発注の場合にですね、職員比率の関係もありますから、一括でお返ししたほうが経費的には安くあがるのではないかと今試算しております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） この件については、前村長時代から、一応壊す期間に達したならば全部解体、更地にして返すというような約束でありましたので、そのようにして、村長もそのような考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公有財産の処分見直しについてをお願ひしたいと思ひますが、まず私、これも以前話した公有財産として取得した昔の越虫住宅、大関では別荘にしてたんですけれども、前村長が欲しくて求めたやつなんですけれども、現況はどうなってるか。恐らく物置状態であるというふうに思っておりますし、当時1,000万、築二十数年経過したものを1,000万で買ひ求めた建物なんですけれどもね、それらについて、これはその後、取得者がいれば競売したいというような、村で何度もそういうふうな考えを持って作業されたと思うんですけれども、結局は売れなかったということで、現在何に使用されているのか想像はつきませんが、どういふ状況になっているか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 越虫住宅は平成22年に取得している建物であります。当時、議会の議決を経て1,000万で購入して、その後、医師住宅として活用していた状況であります。医師の方が鮫川から去っていった後は空き家状態になっているという状況であります。

現在、ホームページでこの売却を公開しておりますけれども、今、宅地と土地と建物合わせて450万円の売値価格で公開はしておりますが、なかなかご指摘のとおり買手が見つからない状態にあります。その公開している中の注意事項として、修繕が必要なところとして合併浄化槽の改修、それからお風呂の配管関係、あと2階の電気温水器とか、その他もろもろ備品があるんですが、一番は合併浄化槽が壊れているようであります。これを改修するにはかなりの金額がかかるということで、何人かの方は現地を見ていただいているんですが、まだ買手が見つからない状況にあります。

様々な方から、この450万は高いですよと言われておりますが、果たしてこれどこまで値

下げしていいのかということも、今まだ決めかねているところではありますが、できれば金額が決まれば、きちんと、公開はしておりますけれども、早く、全く価値がゼロにならないうちに売却をするか、また本村に住みたいと思う方が来村したときにご案内するんでありますが、入村したい人ってこの道路の近くはあまり好まないらしくて、やっぱり里山に離れて入り組んだ自然環境の豊かなところだと決まるようなんですが、なかなか選んでいただけない状況にあります。

今後また、この値段を下げて、このような直さなくてはならないということをきちんと明確にして売らないと後から大変トラブルが生じますから、現状のままということで、この金額で買っていただける人あればいいんです、なければまた値下げをせざるを得ないなと思っておりますから、今の段階ではまだホームページでは公開している状況にはございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど6番議員に答弁された公共施設の管理計画、何か業者に依頼するというようなことで、今後調査に向かうということなんだけれども、例えば今の450万で売却、1,000万のものを、いろんな後の追加工事1,200万だか投資しているんだよね。平成22年に求めたときには、築20年過ぎているんだよね。だから資産価値からいったら全くないんだけれども、あれはいい買物だ、立派な建物だということだね、そういうことで買っちゃったと。全く大変な村の無駄な財政を費やした建物なんだよね。全然使用もできない、22年から何年なるの、もう8年、10年なっちゃうよね。だから築30年になっちゃうんだよね。それで今村長、大分あそこは道路筋で、見通しのいい、山沿いにあるような景観は感じられないというふうに言うけれども、あれ289なくなったら本当に山の中ですよ、あれ、人通りもない、カラスも鳴かないような場所になっちゃうの。だからあれを、今の都会の人とか何かホームページでやってると言うけれども、そういう人たちは全然応募ないということなんですか。全然ないの。

○村長（関根政雄君） 実際はあるんですね。実際は、見たいと思って案内はするんですけども、その先になかなか到達しないんですよ。その合併浄化槽って幾らかかるかって試算すると、約300万ぐらいかかるんじゃないかって今言われております。あそこは多分、補助金、村の合併浄化槽の村の補助金を使っておりますので、その補助金該当の要件をまた村で継ぎ足せば、ある程度できるのかどうか、1回補助したところに出せないとなれば、買主はそれなりの負担をしなくてはならないということもあります。

ですから、今、議員ただされるように、289が向こう通れば通んねべと、全くそのとおり

ですから、非常に交通量が少なくなります。そしてまた土地が、全部の土地ではないですけども、土地つきだということで、何とか村としても早く売却したいなと思っております。ただ、その450という数字が果たして高いのか、安いのか。皆さんからちょっと高いよと言われておりますが、それを下げてまで、あと100万とか200万下げてまで売れば売れるのかどうかというところなんです。もう30年、あれから10年過ぎましたから、どんどんとまごまごしてると40年の建物になるとまた買手もつかなくなりますので、ここ本当に二、三年が勝負で早く処分をして、処分といいますか、売却をするような努力をしていきたいなと思っております。

あと一つは、金額を道路で見えるように表示をして、目をつくようにして、問合せをこちらに、問合せをしていただけるようにできないかということで、今、財政担当には指示をしております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 合併浄化槽は、多分7人槽で十分だよ。そうすると、あれを売りに出すということになれば、合併浄化槽と下水、上水道の整備をしなかったら、これは売り物にならないですからね。今はそういうこと言ってもしょうがないけれども、それはできるだけ早く処分するような方法を。

それとですね、これから絶対そういう無駄遣いする、村民の意に反するような不動産の業者みたいな取引は絶対行政としてやるべきじゃないということですね。当時私は、あのことに對しては真っ向から反対して、そんな鮫川から逃げてく会社、逃げる算段でもって売りつけられんだから買ってなんねえってことで私は猛反対したんですけども、いや鮫川にいるために村さ安く提供するから買ってくださいということですから買うんだというようなことで、反対を押し切られて買ったような状態。そういうような、やっぱり最終的には村民がいかにか恩恵を被るかということを考えてもらわないと、そういう状態になりますんで、村長も当時それは議員であって、採決に加わった人間だからよく分かると思うんですけども、そういうことは決してやってもらっては困るということで、肝に銘じてこれから執行に当たっていただきたいと思っております。

それから次に、指定管理制度なんですけれども、今朝ほどちょっと住民課長にも資料提示してもらった関係上、伺ったんですけども、現在6か所ぐらいあるんだよね、指定管理。その中でも一番利用度の低い山王の里、これは開設以来の、今実際20%しかないんだよね、利用率が。それで大分指定管理料も値下げされてやっってるみたいだし、一番多いのが、村長

が管理者になっているのかな、ひだまり荘、それからさぎり荘、あとは住宅、それが約6,000万か、年間、年間6,000万、指定管理料のほかに事業資金として出しているんだけどもね。そういうふうな感じで総額かなりの指定管理料が村から持ち出しでもって支出されているというような状況ね。

前回の全員協議会でも、ほっとはうす、指定管理者で依頼してというような話もあったけれども、6番議員も言われたように、指定管理ほど財政負担を強いられるものはないと、これは体裁はいいけれども、詭弁であるけれども、あまりいいような運営方法ではないというようなことで指摘されたと思うんで。今後、一番管理者である村長のほうの部門の福祉協議会、それに対する持ち出しとかそういうものはこれからどんどん増えていくのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 指定管理料の中で一番、社会福祉協議会のほうですね、多分2,600万だったですか、の指定管理料を計上していると思います。大変、年々経営状態も大変厳しくなっておりますので、そういったところまで含めて、今後、社会福祉協議会の民間委託部分の経営についても大変逼迫している状態でありますので、決して安くなるということはないかと思いますが、今、福祉施設の資格取得者がなかなか集まらない状態しておりますが、看護師、それから福祉関係の資格者が集まらないとなかなか点数が上がらない、収入が見込めないという状況になっておりますが、今そこのところへの募集も懸命にしております。

社会福祉協議会に指定管理をして、まず村民の健康、それから高齢者対策、これを推進するのが村の一つの施策でありますけれども、指定管理や民間委託することによって質の高いサービスが期待できるというような目的で、管理制度を皆さんにお諮りをして承認をいただいておりますが、それからあとは、大きいのは総合スポーツクラブのNPOですか、ここへの金額も非常に大きい金額であります。これは経営そのものも年々、若干の金額のずれはありますけれども、推移しているところだと思います。

一番大きいのが間違いなくその指定管理施設のひだまり荘、また、さぎり荘、高齢者優良施設でありますから、こういったところまで含めて、今後指定管理をしていながらも高齢者対策、また村民の健康づくり、これからまだまだ増えようとする高齢者の受皿づくりということで進めていきたいと思っております。あとは民間事業所においては、経営の安定を図っていただけるように、これからもまた指導してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、村長、同僚議員の質問に答えて、今、振興公社準備室、あるわね、それを解散して別なものに立ち上げて準備に入ると、協議に入るということで、その今言ったひだまり荘とさぎり荘は一緒になっているんだけど、そのさぎり荘を分離して、あと手・まめ・館、堆肥センター、それと鹿角平、これは組合組織、有限会社というような形でもって運営させているみたいだけれども、それにも指定管理料を支払っているということであるけれども、そのものを、山王の里はちょっともう、私は運営はちょっとこれから厳しくなると思うんだよね。だからこれは委託者によくその辺をどうするかはこれから指導をすべきと思うんだよね。

だから、その残りのものを、振興公社というか、これに一括して運営するような方向でいけば、おのおのこの指定管理料を払ったりなんかするとロスが出ると思うんだよね。だからこれをいかに、やっぱりそういうのも行革だから、よく考えて協議してもらいたいと思うんですよね。

それで、まず手・まめ・館、これもかなり経営が厳しいですね。それと堆肥センターは、これは農家の施策のためにはなくすべきではないし、これは何か別な方法で強固なものを立ち上げるというような、そういう再生方法を考えるというようなことで。まずその手・まめ・館。それはもう私、平成17年から言っていることなだけで、それで当然コンサルタントからも言われてるし、もう平成13年に立ち上げたもの、実際は平成15年からですからね、あれは。17年には前の村長は、法人化、振興公社に立ち上げるということで約束してただけだけれども、つつい今まで来ていると。誰が見てもああいうのは法人化すべきなんですよ。村で何でもかんでもそうやってるから今火だるま形式でもって、村民に対して恩恵を与えられないような状態に来ているわけだから。

ますます鮫川にいられなくて人口も減少するというような、そういう状況を、これから同様の施策を講じていったら、これはもう必ず行き詰まりますから、そういうものをいち早く食い止める、改善する、そういう施策が、やっぱり俺は新しい執行者に与えられた宿命だと思うんだよね。それをできるために村長になったと思うんで、そこら辺の信念を強くしっかり持ってもらいたい。

それで、その手・まめ・館の運営方法なだけで、私も資料を見させてもらったけれども、かなり行政支援がなかったらもうとうに倒産ですよ。そういういつまでも村民の村税をつぎ込むような状態じゃないってことを考えながら、村長の答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 人口ビジョン総合戦略ですか、この戦略を立ち上げたときの13のプロジェクトの中に環境公社設立というものがうたっています。先般の議会でも、この環境公社をいつどのように具体的に立ち上げるのかという質問がありまして、既にもう何回も環境公社準備室の協議を今進めております。第6回ぐらいやったんですか。副村長をチームリーダーとして6回の会議を重ねてまいりました。

いよいよ新年度はこの環境公社を、環境公社というからどうしても環境だけを守るという会社に捉えられがちなんですが、この公社の中身はやっぱり農業の振興も含めて、すぐには新年度に移行はできませんけれども、今までなかなか10年間、推し進めることができなかった振興公社準備室がずっと農林商工課の中にありましたが、なかなか前に進むことができなかったと。この環境公社の準備室が今年6回協議会を重ねてまいりました。新年度さらに今度は準備室をやめて、振興公社の準備室は閉じて、今度は切り替えると。新しい令和4年度ですか、令和4年度に稼働できるように、新年度で会社設立を目指しております。その設立の会社の経営の定款の中には、直売所、それから様々な間口を広げた、そのような経営の内容の定款を盛り込んで会社設立をまず見たいと。

しかしながら、その中では資本金が必要でありますから、その資本金の捻出はどうするかというのは、具体的に今検討しております。じゃ、振興公社はなくなって、手・まめ・館はどうするんだという話になりますが、環境公社という仮の名前ではいけますが、新しい会社の名前ができた暁には、年次計画で手・まめ・館、それから堆肥センターも一緒の会社に合計するという形の計画を今持っております。

あともう一つ、今ご指摘あったさぎり荘をその新しい公社の中に入れ込むかどうかという検討も、その6回の検討の中で、プロジェクトの職員間の中で検討されております。やはりこれだけ赤字、マイナスの会社を引きつけることによって、会社の経営が黒字になるのかということが大きな課題でありますから、今後、年次計画の中で、手・まめ・館をいつの時期にこの公社の中に入れるのか、あと堆肥センターをいつの時期に、最終的にこのさぎり荘が入っているものかどうかということは今、検討をする立ち上げの準備を推し進めるということでもあります。

ですから、新しい公社が立ち上がれば、まずは役員構成も決めなくてはなりませんし、雇用創出も決めなくてはなりませんから、そういった大変な村の指定管理をできるだけ少なくして、村の財政をどうやって抑えるかという瀬戸際でありますから、これは真剣です。ですから、そういった令和3年度の中で準備を進めていながらも、まずは令和4年度からスタ

一トさせたいと、前回の副村長の答弁にもありましたとおり、そのような意気込みの中で今、進めておりますので。

なお、詳細につきましては、副村長から答弁させます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊君。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまの村長の答弁の補足ということで、ご説明申し上げます。

今ほど村長の答弁の中には、さぎり荘も含めて、今後の、仮称で環境公社と申し上げますが、その公社の中に取り込みながら、例えば、まずは堆肥センターからその公社の中に取り込みたい。あとは将来的にそのさぎり荘も含めて、または直売所、手・まめ・館ですね、というところも見据えながら、まずはできる範囲で公社の設立を進めていきたいと考えてございます。

具体的には、来年度から私が、一応その準備室というような組織を設けずに、私が特命でその準備の業務を担いまして、あと私以下職員も、サポートを受けながら、まずは公社の立ち上げを来年度中には進めていきたいと。令和4年度に、どこの分野まで取り込めるかは、まだすみません、定かではございませんが、具体的には来年度からの準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 指定管理、一応これぐらいでもって。

次に宿泊施設ですね、これは前々から言っているわけですがけれども、冒頭に私読み上げましたとおりに、令和元年、令和1年の3月最終議会の定例会でもって、村長が答弁した内容でありますね。その後、9月の定例会でも私一般質問しておりますね、そのときに答弁された村長の内容について、村長、承知しておりますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） このほっとはうすの件は、交流施設の件は、前田議員が前々から幾度にわたって質問をしております。9月議会の段階で、じゃいつどのように、いつの時点で閉鎖というか、切り離すんだということでもあります。新年度の予算の編成もあるので、できれば指定管理か譲渡、民間譲渡を視野に入れながらも、つるやの開所が年度内に開所されれば、そのような公募をしながらも譲渡に向けて公開していきたいという答弁をいたしました。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君）　それで、3月のときには、一応まだ村長の考えは、答弁したとおりで、具体的な考えは定まっていなかったというふうには私は承知をしてるわけですね。あのときは、最悪の場合は閉鎖と。それで、できればあの施設は残したいというような気持ちは表明しておりましたし、ただ、もう役目が、今まで努力したけれども、当然村の財政負担だし、目的は果たした施設であり、村から切り離して、再来年度には切り離したいということで、そのとき、議事録書にはないんですけども、特別会計からも離したいというような話したよね、特別会計からも。多分、村長が言ったと思うんです。

　　そういうことで、閉鎖しながらも運営は、処理に対してのあれはしていくというような答弁であって、当然その準備はしていくというような。先ほど申し上げましたように、切り離し、それからできれば民間に移譲したいと。それまでに建物評価とか何かを、ある程度専門家に見てもらって処分法を考えるというような答弁であって、継続ということは全然言っていなかったね。それから9月の定例会でもそのようなことは述べてなかった。前に申したとおり、私は意志は変わりませんと、ちゃんと約束守りますというようなことで。3月のその答弁されたときには早急に、再来年度、新年度に入ったならば早急に協議を持って、そして皆さんにお諮りしながら進めていくというような答弁であったけれども、結局は9月の定例会で私が一般質問して、そして最終的に全員協議会に諮ったのが11月25日ですね、もう半年以上過ぎていたんですね、早急どころじゃなかったんだよね。

　　そのときに、全協で示されたときに、その閉鎖、切離し、それから解体、処分、そういうことに対しては一切説明がなかった。ある程度、あの建物を壊す場合には相当な金がかかるくらいの話でもって、結局は我々の、各議員の意見を述べたんですけども、意見述べた中の、これ全員協議会ですから、多分議事録書は残ってるはずですね、残ってんでしょ、事務局で。

　　私も、1番議員、これは真っ先に思い切って閉鎖すべきと、それから2番議員は、さっき言った指定管理制度で、3番議員も指定管理のほうでと、それから5番議員は、これは継続してと、それから6番議員は、指定管理というのは名はいいけれども決して財政的によくなるものじゃないと、これは慎重を期すべきだと、7番議員もそのとおり、8番議員は、あそこを349、289が通って便利がいいって言うけれども、決してあべこべだと、素通りされて、それで将来性は望めないと、私はこれは当然、これはやっぱり閉鎖すべき、それから民間移譲、村長が言うようにね、そういうふうな形でやるべき、10番議員は、いや継続してというようなことで、半数以上は、あのときには全員協議会だからね、採決も承認も議決もないん

ですよね。そういうことで、全員協議会が終了したわけね。帰り際に村長が、いや継続の方向で進めさせてもらいますということと言い残して解散になったわけなんだけれども、決して我々議会、これ議決機関であるけれども、あのときには議決はしてないですね、承認もしてない。

今回の令和3年度の予算にまた特別会計で、元どおり1,000万ですね、持ち出し、村予算1,560万ぐらいの。そういう予算を上程したということは、村長の言うことが、村民はこれ全部、ホームページも全部見てますからね、議事録書というのは。

○議長（星 一彌君） 村長。ただいまの質問に対して。

○村長（関根政雄君） いまだに民間譲渡を、今回、毎回、前田議員から、これは村の財政逼迫しているから、目的果たしたものは、そういう施設は切り離すべきだという、その意向はありがたいと思っています。ですから、私も答弁したとおり、民間で買っていただける方があればご相談に応じたいし、また貸してくださいという方にあればご相談に応じたいということは、いまだ変わっておりません。

何回の定例議会、全員協議会でも話しましたとおり、まずは村の中の民間譲渡をした場合にも、条件とすれば、宿泊施設が今のところ、つるやが今年夏ということになってしまったんですが、今のところないということで、どなたにお譲りしても、条件として宿泊施設の機能を果たした施設であるから、これを基本としてお願いしたいということで指定管理も公募もしました。また今も、ホームページは載っております。しかしながら、指定管理をすれば特別会計から切り離して、なくして、一般会計の中で多分経費だけ考えると今1,000万、新年度の予算1,000万で上程して、皆さんにご意見をいただくわけなんですけれども、指定管理にすれば多分半分の費用で済むであろうと試算をしました。しかしながら、その指定管理を受ける団体がございませんでした。

実は有限会社の鹿角平等で経営しておりますから、交渉させていただいたんですが、いや、あの施設の経営というのはなかなか難しいというような状況で返事はいただけなかったということもあって、今回、宿泊機能を有する、あと民間の、これから現れれば、新年度の中であっても、また雇用の、今、勤められている方々の関係もありますが、新年度の中であっても、応募があれば応じて、幾らでお譲りするのか、しないのかという、そんな交渉には入りたいと思っておりますので、決して約束を破るとかではなくて、まずは宿泊地は確保しなくてはならないということもあって民間譲渡、または貸与、指定管理はこれからも続けて、公募して、その相手先が見つかりましたら、皆様に幾らぐらいで売ったらいいのか、公有財産

の売却ですから、それをご相談していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

時間が迫ってますので、まとめてください。

○9番（前田武久君） 村長は、公選法、鮫川でしばらくぶりの選挙で選ばれた村長だね。これは村民も期待してるんだよね。そして、村長ならば絶対嘘はつかない、約束は守る、公約は守る、答弁も、答弁したことに對しては責任を持つというようなことをみんなが思ってるわけだ。だから、決して、村長、私もこれは約束破るというふうには思っていないけれども、私は嘘つくことも、人生のうちには何回かあるかもしれないけれども、嫌いだし、嘘つかれるのも嫌いなんですね。だから、これは自分が言った信念、ぶれないように、これは村民との約束、村民に對する、大半の村民の貢献になるということをもう十分分かってきたと思うんだよ、ほっとはうすを残すかか残さないでね。だからそれだけは必ず守ってもらうということで、私、質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

16時45分まで休憩をいたします。

（午後 4時29分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時45分）

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は、午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について、時間内での終了が見込まれないため、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することと決定いたしました。

◎承認第1号～承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））から日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第8号））までを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第1号、承認第2号の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから4ページ、令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細46ページから47ページをご覧ください。

予算総額の増減はありません。

本件につきましては、寅卯平地区給水施設設備工事において、舗装、表装の下にアスファルト安定処理が施工されていたため、その取壊しやアスファルト処分とともに、横断暗渠が当初設計より高い位置にあり配水布設の支障になるため、横断暗渠の下越しに変更することに伴い、工事費が増額となることから、道路修繕の工事請負費の執行残を当該工事費の増額分に活用させていただくものであります。

なお、当該工事は工期内に完了させるために緊急に対応する必要があり、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年12月25日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから8ページをお開きください。令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書1ページから2ページをご覧ください。

補正前の予算総額41億3,864万4,000円に対して、今回275万7,000円を増額し、補正後の予算総額を41億4,140万1,000円とするものであります。

歳出についてご説明を申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策歯科診療所運営補助金200万円の増額につきましては、保健センターに設置しています

歯科診療所が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大する中においても、医療水準の安定的な確保を図るとともに、本村の歯科医療の環境を確保するため、歯科診療所の運営を支援するものであります。

次に、同じく2目予防費275万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種について、65歳以上の住民に対して今年度内の接種を開始するために、接種券の発行や接種履歴等の管理を行うためにシステムを改修するものであります。

いずれも新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本村の医療環境の緊急的な確保や今年度内のコロナウイルスワクチン接種開始に向けて緊急的に対応する必要があり、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月23日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

以上で、承認第1号、第2号の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

それでは、ちょっと日にちを間違えておりましたので、訂正をいたします。

最後のくだりの部分ですが、いずれも新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、本村の医療環境の緊急的な確保や今年度内のコロナウイルスワクチン接種開始に向けて緊急的に対応する必要があつて、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「令和3年2月23日」と申し上げたようですが、「2月3日に」と訂正させていただきます。2月3日に専決処分をしたために、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

以上、訂正してご説明を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の承認でありますので、討論を省略します。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第9号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第1号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から日程第15、議案第9号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第1号から議案第9号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、私のほうから議案の詳細につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページから11ページをお開き願います。

初めに、議案第1号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されたことを受け、村議会議員及び村長の選挙運動の費用の一部を公費で負担することにより、資産の多少にかかわらず立候補者や選挙運動の機会を保てるようにするため、新たに条例を制定するものがあります。

議案書の12ページをお開き願います。

次に、議案第2号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、職員がこれまで想定されていなかった抗原検査などの感染リスクが高い業務に当たった場合に、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等の作業手当としまして、新型コロナウイルス感染症に特化した特殊勤務手当を創設するため、新たに条例を制定するものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

次に、議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、職員のサービスの宣誓に関する政令に規定する様式中に押印箇所がないことを受け、本村の様式におきましても押印欄を削除するものであります。また、「任命権者の面前において署名する」旨の規定を政令改正案と本村の実情に合わせ、「任命権者に提出する」と改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の14ページをお開き願います。

次に、議案第4号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月3日に交付されたことを受け、条例の条文に記載する新型コロナウイルス感染症の定義を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の15ページをご覧ください。

次に、議案第5号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、第9期鮫川村高齢者福祉計画、第8期鮫川村介護保険事業計画が今月策定されたことに伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の16ページから20ページをお開き願います。

次に、議案第6号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が令和2年4月1日から施行されていることを受け、道路占用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の21ページから22ページをお開き願います。

次に、議案第7号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申

上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されていることを受け、関連する文言を整理するものであります。また、中学生以下の児童・生徒がいる世帯等の入居者の要件緩和に関しまして改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の23ページから24ページをお開き願います。

次に、議案第8号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されていることを受け、関連する文言を整理するものであります。また、見渡、道少田、新宿にごぞいます移住定住促進住宅3戸を定住促進住宅に加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の25ページをご覧ください。

次に、議案第9号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、議案第8号におきまして、移住定住促進住宅3戸全てを定住促進住宅へ加えることに伴い、条例の廃止を行うものであります。

以上で、議案第1号から議案第9号までの提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第10号～議案第19号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第16、議案第10号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第25、議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの10議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第10号から議案第19号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、年度末の整理予算や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した各種事業費の変更など、所要の経費を計上いたしました。特別

会計補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など9会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

これらを用いた議案の説明につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） 初めに、議案第10号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の26ページから32ページ、令和2年度歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをお開き願います。

補正前の予算総額41億4,140万1,000円に対し、今回1億7,380万3,000円を増額し、補正後の予算総額43億1,520万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、1節現年課税分734万9,000円を増額は、個人村民税所得割の増加によるものでございます。

次に、2款地方譲与税、4項1目1節森林環境譲与税678万8,000円を増額は、国が災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林環境譲与税の贈与額を前倒しで増額することによるものでございます。

次に、6款1項1目地方消費税交付金、2節地方消費税交付金（社会保障財源分）744万2,000円を増額は、社会保障財源分の割当ての増額によるものでございます。

6ページをお開き願います。

次に、9款1項1目1節地方交付税7,645万9,000円を増額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節農業費分担金360万1,000円を増額は、令和元年度及び令和2年度の農地等施設災害復旧事業受益者分担金の徴収によるものでございます。

7ページをご覧ください。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金1,926万4,000円の増額は、事業費の確定によるものでございます。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金3,437万6,000円の増額は、今年度配分されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入れによるものでございます。

同じく4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金2,278万9,000円の増額は、国第3次補正予算における社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の配分額の内示に伴うものでございます。

8ページをお開き願います。

次に、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,237万2,000円の減額は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの実績の確定によるものでございます。

同じく8目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1節農地等災害復旧事業費補助金5,500万3,000円の増額は、令和元年度及び令和2年度の農地等災害復旧事業費の確定に伴う補正でございます。

9ページをご覧願います。

次に、15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、2節土地売払収入484万3,000円の増額は、赤坂西野見渡地区の宅地分譲地4区画の売払いによるものでございます。

次に、16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金189万円の増額は、11月からのふるさとづくり寄附金176件分の受入れによるものでございます。

10ページをお開き願います。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、12目1節主食用米価下落対策基金繰入金1,000万円の減額は、12月議会でご議決いただきました主食用米価下落対策事業費の財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源変更したことに伴うものでございます。

11ページをお開き願います。

次に、19款諸収入、5項1目1節雑入2,557万円の減額のうち、国道289号線整備事業に伴う光ファイバーケーブル移転補償費2,549万2,000円の減額は、国道289号線の改良工事に伴う光ファイバーケーブル支障移転工事のうち、本年度実施できなかったことによるものでございます。

次に、20款1項村債、2目1節過疎対策事業債430万円の減額は、買い物弱者支援施設運

営支援事業や公共交通維持対策事業などにおける事業費の確定によるものでございます。

同じく 3 目災害復旧事業債、1 節公共土木施設災害復旧事業債2,550万円の減額は、令和元年東日本台風による災害対策事業費などの確定によるものでございます。

同じく 5 目 1 節減収補てん債259万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大による地方財政の悪化を受け税収減を補うため、国が今年度限りの措置として発行を許可したものでございます。

同じく 6 目 1 節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,530万円の増額は、国の第3次補正予算にて対応いたします村道3路線の舗装補修事業の財源として充当するものであります。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書13ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、12 節委託料241万円の減額は、財産台帳整備事業など事業費確定によるものでございます。

同じく24 節積立金 2 億854万4,000円のうち、財政調整基金 2 億642万4,000円の増額は、普通交付税や予算整理に伴う歳入歳出の差額の一部を積み立てるものでございます。

14ページをお開き願います。

同じく 6 目企画費、14 節工事請負費2,279万円の減額は、今年度県の発注しております国道289号線の道路工事の進捗に伴い、当初見込んでおりました光ファイバーケーブルの一部につきまして、移転工事が生じなかったことによるものでございます。

同じく18 節負担金、補助及び交付金522万1,000円の減額のうち、むらづくり協議会549万5,000円の減額につきましては、中心地域活性化協議会事業の中止等によるもの、また、移住者定住促進補助金200万円の増額は、空き家バンク登録者の2世帯に対して補助金を交付するものであります。

16ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、7 節報償費129万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、筋力づくり教室等の開催自粛によるものであります。

同じく14 節工事請負費245万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、高齢者総合福祉センターの壁紙や床の張り替え、畳の入替えなどを実施するものであります。

17ページをご覧ください。

同じく 4 目介護保険事務費、27節繰出金970万円の増額は、介護給付費の増加等に伴うものでございます。

同じく 5 目障害者福祉費、19節扶助費176万2,000円の増額は、障害児施設措置費及び身体障害者更生医療給付費等の増加によるものでございます。

19ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、27節繰出金289万1,000円の減額は、簡易水道事業特別会計の事業費の確定によるものでございます。

20ページをお開き願います。

同じく 5 目診療所費、27節繰出金840万2,000円の減額は、国からのへき地診療分の特別調整交付金が当初予算計上額から増額したことを受けて、国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金を減額するものでございます。

21ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、12節委託料277万1,000円の増額は、広葉樹林再生事業で伐採された雑木をまきステーションで購入し、まきを製造するために要する経費でございます。

同じく 3 目農業振興費、7 節報償費744万円の減額は、昨年の天候不順の影響で大豆の生産量が大きく落ち込んだことに伴い、大豆生産奨励報償が当初見込みより減額したことなどによるものでございます。

同じく12節委託料1,189万円の減額は、米全袋検査からモニタリング検査への移行に伴うものでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金794万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応緊急支援策に伴う営農継続支援事業の当初予算額を超える申請件数に対応するため、所要の経費を計上したものでございます。

22ページをお開き願います。

同じく 5 目畜産業費、17節備品購入費132万円の減額は、自走式マニアスプレッターの購入請け差によるものでございます。

同じく 8 目多面的機能維持支援費、18節負担金、補助及び交付金1,417万3,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業の事業費確定によるものでございます。

23ページをご覧ください。

同じく 2 項林業費、24 節積立金 1,538 万 5,000 円の増額は、森林環境譲与税を同基金へ積み立てるものであります。

次に、7 款 1 項商工費、1 目商工業振興費、18 節負担金、補助及び交付金 211 万円の減額のうち、買い物弱者支援事業費 200 万円の減額につきましては、アサヒグループの支援を受けたため、村補助金を 200 万円減額するものであります。

24 ページをお開き願います。

同じく 3 目観光費、12 節委託料 609 万 9,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、8 K で作成したタイムラプス映像の常設展示、新型コロナウイルス感染症の終息後の観光 P R や来村機会を創出するため 360 度の V R 画像と景勝地の P R 画像を作成し、物販時やホームページ等で活用するもの、また、鹿角平から食体験オンラインイベントを実施することによる牧場や地元食材の P R やふるさと納税者向けの体験コンテンツの実証などを実施するため、所要の経費を計上するものであります。

25 ページをご覧願います。

次に、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路新設改良費、14 節工事請負費 3,821 万 1,000 円の増額は、令和 2 年度の国の第 3 次補正予算における社会資本総合整備交付金を活用しました村道改良工事等に要する所要の経費を計上したものであります。

同じく 3 項住宅費、2 目定住対策費、24 節積立金 484 万 4,000 円の増額は、赤坂西野見渡地区の宅地分譲地 4 区画の売払い額を定住促進奨励基金に積み立てるものであります。

次に、9 款 1 項消防費、4 目災害対策費、12 節委託料 235 万 4,000 円の減額は、国土強靱化地域計画策定業務の委託料の請け差によるものであります。

29 ページをお開き願います。

次に、10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、14 節工事請負費 116 万 9,000 円の増額は、放課後児童クラブにおけるエアコンの設備を更新するため所要の経費を計上したものであります。

30 ページをお開き願います。

同じく 6 項保健体育費、2 目体育施設費、14 節工事請負費 132 万 4,000 円の減額は、青少年広場大規模改修工事の事業費の確定によるものであります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、2 目過年度土木施設災害復旧費、14 節工事請負費 300 万円の減額、31 ページをご覧願いまして、同じく 2 項農林水産業施設災害復旧費、2 目過年度農業施設災害復旧費、14 節工事請負費 600 万円の減額は、いずれも災害復旧

事業の事業費確定によるものでございます。

次に、議案書の31ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてご説明申し上げます。

本表に記載します18事業合わせまして、合計金額の記載はございませんが、1億8,427万4,000円でございますが、各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰越しして実施する必要が生じたものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第11号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページ、歳入歳出事項別明細書の36ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億3,351万円に対し、今回772万6,000円を増額し、補正後の予算総額4億4,123万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の37ページをお開き願います。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金774万3,000円の増額は、へき地診療所運営費に対する特別調整交付金などの確定によるものであります。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

38ページをご覧ください。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金773万8,000円の増額は、国のへき地診療所運営費に係る特別調整交付金が確定したことによる直診勘定への繰出金の増額であります。

次に、議案第12号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の35ページ、歳入歳出事項別明細書の39ページをお開き願います。

補正前の予算総額7,440万5,000円に対し、今回267万6,000円を減額し、補正後の予算総額7,172万9,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の40ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入376万8,000円の減額は、診療収入が当初見込みよりも減収となるものであります。

同じく2項その他の診療収入、1目諸検査等収入、1節現年度分164万6,000円の増額は、予防接種委託料等の増額によるものであります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金840万2,000円の減額は、国からのへき地診療分の特別調整交付金が当初予算計上額から増額したことを受けて、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

41ページをお開き願います。

同じく2項1目1節事業勘定繰入金773万8,000円の増額は、へき地診療所運営費に係る特別調整交付金分を増額補正するものであります。

6款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金、1節診療所費補助金11万円の増額は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金を補正するものであります。

42ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

2款1項医業費、3目医薬品衛生材料費、10節需用費240万円の減額は、医薬材料費を減額するものであります。

次に、議案第13号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の37ページ、歳入歳出事項別明細書48ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億3,551万9,000円に対し、今回228万6,000円を増額し、補正後の予算総額1億3,780万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書49ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節水道使用料216万8,000円の増額は、所要見込みに伴う補正でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金289万1,000円の減額は、水道使用料の増及び国道289号線の道路改良に伴う配水管移設補償費の増額に伴い、減額するものでございます。

6款諸収入、2項2目1節雑入211万6,000円の増額は、国道289号線の道路改良工事における配水管移設補償費の受入れに伴うものであります。

次に、歳出でございますが、事項別明細書50ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、24節積立金350万円の増額は、簡易水道

事業基金に積み立てるものであります。

次に、議案第14号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の39ページ、事項別明細書の53ページをお開き願います。

補正前の予算総額1,107万8,000円に対し、今回20万3,000円を減額し、補正後の予算総額1,087万5,000円とするものであります。

事項別明細書の54ページをお開き願います。

初めに、歳入につきまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節村営バス使用料66万5,000円の減額は、利用者数の減に伴うものであります。

次に、歳出につきまして、1款総務費、1項村営バス事業費、1目村営バス事業費41万7,000円の増額は、バスの修繕に要する経費などを計上するものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の41ページ、事項別明細書の56ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,427万4,000円に対し、今回5万円を減額し、補正後の予算総額3,422万4,000円とするものであります。

歳入歳出とも事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、議案第16号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の43ページ、事項別明細書58ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億9,611万2,000円に対し、今回511万1,000円を増額し、補正後の予算総額5億122万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の59ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料199万7,000円の増額は、実績見込みによる補正でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金970万円の増額は、介護給付費の増加などに伴うものであります。

60ページをお開き願います。

歳出につきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サー

ビス給付費、18節負担金、補助及び交付金1,269万6,000円の増額は、利用者の増に伴うものであります。

次に、議案第17号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の45ページ、事項別明細書の65ページをお開き願います。

補正前の予算総額1,829万5,000円に対し、今回310万円を減額し、補正後の予算総額1,519万5,000円とするものであります。

事項別明細書の66ページをお開き願います。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節交流施設使用料の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる利用者の減に伴うものであります。

歳出につきましては、事業実績に伴う減額補正でございます。

次に、議案第18号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の47ページ、事項別明細書の68ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億884万1,000円に対し、今回405万2,000円を減額し、補正後の予算総額1億478万9,000円とするものであります。

なお、歳入歳出とも事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の49ページ、事項別明細書の75ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,996万8,000円に対し、今回1万1,000円を増額し、補正後の予算総額3,997万9,000円とするものであります。

事項別明細書の76ページをお開き願います。

初めに、歳入につきまして、4款諸収入、3項1目1節雑入1万1,000円の増額は、令和元年度の後期高齢者医療広域連合負担金の返還金の受入れに伴うものであります。

次に、歳出につきましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の財源を変更するものであります。

以上で、議案第10号から議案第19号までの10議案につきましての提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

◎議案第20号～議案第29号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第26、議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算から日程第35、議案第29号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算の10議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第20号から議案第29号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度の事業方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

当初予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和3年度一般会計、特別会計予算書及び予算説明書をご覧ください。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） ご説明申し上げます。

説明に当たりましては、以下、令和3年度一般会計、特別会計予算書及び予算説明書でご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり26億8,900万円でございます。

次に、7ページをお開き願います。

第2表地方債につきましてご説明いたします。

なお、各起債の詳細につきましては、26ページに記載のあります21款1項村債をご覧ください。

まず、辺地対策事業債1,090万円につきましては、村道戸草・関口線舗装補修事業ほか2路線の整備のほか、小型動力ポンプ更新事業に充てるものであります。

次に、過疎対策事業債3,700万円につきましては、小型動力ポンプ更新事業、村道青少年広場舗装補修事業、過疎地域自立促進特別事業に充てるものでございます。

財源の不足に対処するために発行いたします臨時財政対策債につきましては、8,290万円を計上してございます。

緊急防災・減災事業債につきましては、酒垂消防車庫改築事業に充てることとしてございます。

次に、ページを戻りまして8ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

令和3年度の当初予算総額につきましては、前年度当初予算額と比較いたしますと、歳入歳出の合計欄のとおり5億1,000万、率にして15.9%減となっております。歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などいわゆる自主財源につきましては約6億50万円、予算総額の約22.5%となっておりますが、昨年度よりも約2億8,300万円の減となっております。また、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などのいわゆる依存財源につきましては約20億8,300万円、予算総額の約77.5%となっておりますが、こちらも昨年度よりも2億2,600万円ほど減となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

1款村税、1項村民税は、合計1億800万3,000円を計上してございますが、人口減少や昨今の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、昨年度とほぼ同額を見込んでございます。

また、2項固定資産税から5項入湯税まで昨年度とほぼ同額を見込んでございます。

11ページをご覧願います。

次に、2款地方譲与税につきましては、各項の税目とも昨年度とほぼ同額を見込んでおりますが、4項1目1節森林環境譲与税につきましては、国が令和2年度から森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額していることを踏まえ、令和2年度当初予算ベース比で700万円多い1,300万円を見込んでおります。

13ページをお開き願います。

次に、10款地方交付税は14億1,607万3,000円を見込んでおり、昨年度と比較いたしまして4,842万6,000円の減となっております。減の主な要因につきましては、昨年度まで震災復興特別交付税で財源措置しておりました汚泥処理施設建設費に係る東白衛生組合分担金につきまして、施設が完成したことを受けまして、その分減額となるものでございます。

16ページをお開き願います。

次に、14款国庫支出金の主なものにつきましてご説明いたします。

17ページをご覧いただきまして、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金1,945万5,000円につきましては、村道橋梁等の防災安全対策に要する補助金であります。

同じく2節住宅費補助金885万4,000円につきましては、公的住宅事業などに対する補助金でございます。

18ページをお開き願います。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節障害者保護費負担金2,499万4,000円につきましては、障害者保護のための県負担金であります。

次の2節保険基盤安定負担金1,791万3,000円につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業運営のための県負担金であります。

同じく2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金1,552万1,000円のうち、市町村生活交通対策事業費600万円につきましては、村営バスの運行及び廃止路線バス事業、埴・鮫川線に対する補助金であります。

次の地域創生総合支援事業費875万8,000円につきましては、里山の景観維持と魅力を引き出すため、四季の風景づくりと村の美しい景観撮影教室を開催するとともに、ふるさとキャリア教育の一環とした郷土愛を育む取組について、教育委員会及び小・中学校と連携して実施するための県のサポート事業の補助金であります。

19ページをご覧願います。

同じく4目農林水産事業費県補助金、1節農業費補助金9,570万6,000円のうち、中山間地域等直接支払交付金6,645万8,000円、多面的機能支払交付金1,255万8,000円を計上してございます。

次の2節林業費補助金8,571万4,000円のうち、ふくしま森林再生事業6,448万円、広葉樹林再生事業1,500万円につきましては、森林除染の効果を高める間伐等促進事業の補助金となっております。

22ページをお開き願います。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1億9,510万円につきましては、橋りょう点検事業費ほか7事業の財源としまして繰り出しするものでございます。

同じく3目1節福祉基金繰入金2,000万円につきましては、福祉対策事業費に繰り出しす

るものでございます。

同じく10目1節森林環境譲与税基金繰入金699万8,000円につきましては、森林環境整備計画事業に繰り出しするものでございます。

24ページをお開き願います。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目1節衛生費受託事業収入887万1,000円のうち、625万3,000円につきましては、後期高齢者への保護指導等を行う高齢者の保健事業と介護事業の一体的な実施受託料でございます。

次に、歳出予算でございますが、先月19日の議会全員協議会で主要な事業につきましてご説明させていただきましたが、事業の主なものにつきましては、お手元に配付いたしました議案要旨の10ページの次のページでございます令和3年度一般会計予算（案）主要事業調書をご覧くださいませう、よろしく願いいたします。

次に、108ページをお開き願います。

次に、議案第21号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

112ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億2,037万2,000円、前年比312万8,000円の減となっております。

113ページをお開き願います。

1つ目の表の欄外に記載がございますとおり、国保世帯数が456世帯、被保険者数は786人となっており、前年度比13人減となっております。また、1人当たりの保険税額は11万9,931円、前年比1.5%増となりますが、保険税の本算定におきましては、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議され、6月定例会において決定いただくこととしてございます。

127ページをお開き願います。

次に、議案第22号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

129ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は7,050万円、前年度比90万5,000円の減となっております。

130ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入の合計3,352万8,000円につきましては、対前年度比728万4,000円の減で見込んでおります。

132ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきまして、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費につきましては、医師に対する給料、手当を含む総額で4,849万8,000円となっており、前年度とほぼ同額を計上してございます。

134ページをお開き願います。

2款1項医業費につきましても、多少の増減はございますが、前年度並みの予算額を計上してございます。

139ページをお開き願います。

次に、議案第23号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

142ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は1億5,421万円であり、前年度比2,610万4,000円の増となっております。

次に、第2表地方債についてご説明いたしますので、141ページをお開きいただくとともに、各起債の詳細につきましては、144ページの7款1項村債をご覧ください。

簡易水道事業債1,850万円につきましては、寅卯平地区簡易水道事業に充てるものであります。

辺地対策事業債1,500万円につきましては、簡易水道事業債と同様に寅卯平地区簡易水道事業に充てるものであります。

公営企業会計適用業務委託事業債780万円につきましては、令和6年度から公営企業会計への移行準備のため、公営企業会計移行支援業務に充てるものでございます。

146ページをお開き願います。

次に、歳出につきましては、2款施設費、1項1目施設管理費、14節工事請負費597万3,000円につきましては、楸木田第3水源深入れポンプの設置工事に要する経費でございます。

同じく2項1目施設整備費、14節工事請負費6,694万3,000円につきましては、生活基盤近代化事業補助金を活用して水道の未普及地を解消するため、寅卯平・草牛地内までの配水管を布設するものであります。

152ページをお開き願います。

次に、議案第24号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計予算につきましてご説明申し

上げます。

154ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は1,110万円であり、前年度比210万円増となっております。

155ページをお開き願います。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、村営バスの運行収入として249万6,000円を見込むものでございます。

なお、歳出につきましては、多少の増減はございますが、それぞれ前年度並みの予算額を計上するものでございます。

160ページをお開き願います。

次に、議案第25号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

163ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は3,709万6,000円であり、前年度比487万3,000円の増となっております。

次に、第2表地方債についてご説明いたしますので、162ページをお開きいただくとともに、起債の詳細につきましては、165ページの6款1項村債をご覧ください。

公営企業会計適用債480万円につきましては、簡易水道事業特別会計予算と同様に、令和6年度から公営企業会計への移行準備するための公営企業会計移行支援業務に充てるものであります。

166ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款施設費、1項1目施設管理費、12節委託料におきまして、公営企業会計移行支援業務で489万9,000円増額する以外は、それぞれ前年度並みの予算額を計上するものであります。

169ページをお開き願います。

次に、議案第26号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

172ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は5億392万6,000円であり、前年度比1,709万3,000円の増となっております。

173ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につつま

しては、昨年度より1,400万円ほど多い9,154万6,000円を見込んでおります。

なお、令和3年度から令和5年度までの保険料は、標準額で月額6,300円となっております。

次に、歳出でございますが、178ページから180ページに記載しております2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、3目地域密着型介護サービス給付費において前年比1,574万8,000円の増となるのを含め、介護サービス等諸費は合計3億9,967万6,000円を見込んでございます。

189ページをお開き願います。

次に、議案第27号 令和3年度鮫川村交流施設特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

191ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は1,560万円であり、前年度比200万円減となっております。

なお、歳入歳出とも前年の実績を踏まえまして所要の経費を計上しているものであります。

196ページをお開き願います。

次に、議案第28号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

198ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は1億34万7,000円であり、前年度比7,000円増となっております。

199ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金6,021万7,000円は、前年度比239万円の減を見込んでおります。

なお、歳出につきましては、多少の増減はございますが、それぞれ前年度並みの予算額を計上してございます。

208ページをお開き願います。

次に、議案第29号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

210ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は3,943万9,000円であり、前年度比20万6,000円の減となっております。

なお、歳入歳出とも多少の増減はございますが、前年度並みの予算額を計上してございます。

以上で、議案第20号から議案第29号までの10議案につきましてのご説明を終わります。

原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、各議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

◎議案第30号～議案第33号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第36、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）から日程第39、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運営管理組合）までの4議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第30号から議案第33号までの4議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお開き願います。

初めに、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘、鮫川村村民保養施設、交流福祉センターさざり荘、鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

議案書の52ページをお開き願います。

次に、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所手・まめ・館、鮫川村特産品加工施設、鮫川村農産物保管調整施設、鮫川村農産物備蓄倉庫、鮫川村豊かな土づくりセンター、鮫川村薪ステーションの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

議案書の53ページをご覧願います。

次に、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去2年間の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定するものであります。

議案書の54ページをお開き願います。

次に、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、戸倉地区簡易排水処理施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去5年間の実績に基づきまして、戸倉地区簡易排水施設運営管理組合を指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第30号から議案第33号までの4議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第40、議案第34号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、最後の議案の説明となります。

それでは、議案第34号 村有財産の無償貸付についてのご説明を申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

本案は、本村が公設民営で進めます旧つるや温泉旅館につきまして、土地、所在地、大字赤坂東野字広畑194番の1、地目、宅地、地積812.76平方メートル、所在地、大字赤坂東野字広畑195番の1、地目、宅地、地積132.42平方メートル。建物、所在地、大字赤坂東野字広畑194番の1、構造、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建。床面積、1階346.14平方メートル、2階308.88平方メートル、地下1階39.74平方メートルの土地建物及び附属設備を議決の日の翌日から令和8年3月31日までの5年間において、経営者の募集により既に決定しております古殿町大字田口字内畑にお住まいの坂本弘美氏に対して無償で貸付するた

めに、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第34号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11日から15日までは常任委員会で議案調査をお願いいたします。

12日の午前中は現地調査を予定しております。

16日午前10時から本会議を開きます。なお、13日、14日は休会といたします。

ご協力ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 6時07分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年第1回鮫川村議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月16日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための職員の特殊勤務手当に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 4 号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 5 号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 6 号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 7 号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第 8 号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 9 号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 10 議案第 10 号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）
質疑・討論・採決

- 日程第11 議案第11号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第12号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第13号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第14号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第15号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第16号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第17号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第18号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第21号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第22号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第23号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第24号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
質疑・討論・採決

- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 3 年度鮫川村交流施設特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 3 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 3 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物加工・直売
所運営協議会）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社鹿角平観光セン
ター）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水施設運
営管理組合）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 村有財産の無償貸付について
質疑・討論・採決
- 日程第 3 5 発議第 1 号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 日程第 3 6 発議第 2 号 村長の専決処分の指定についての一部改正について
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 日程第 3 7 請願について
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第1号～議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第1号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から日程第9、議案第9号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 介護保険の件についてお聞きいたします。

先ほど、議会控室でお話は伺ったんですけども、留保財源の中から例えば1,400万引き出した場合に、これ一般財源の12.5%、例えば地方交付税全体の平均を見ると19億4,000万弱になっております、3年間の平均を見ると。これを端的に3年度に充てて、当初予算が14億1,607万3,000円になります。これを引くと3億3,028万7,000円になります。そして今度、令和3年度に一般会計繰入金1億9,910万、これを繰り入れた場合、留保財源として1億3,490万残ります。これが留保財源だと、私は余裕財源取った金額と思います。ここから例えば1,400万切り崩した場合に、さっき言った一般会計の繰入金から12.5%の限度額になるかならないかちょっとお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 財源の数字につきまして、今、副村長から答弁をさせます。

また、今、宗田議員の質疑は、一般財源からの繰入れが財調、新年度、1億9,000万以上

の財源を繰り出しての厳しい予算であっても、財源的には繰り出し、繰り入れる余裕があるのではないかという内容で受け止めました。

私は、先ほどご説明もしましたとおり、今回の介護保険の値上げに関しましては、900円というと年間にすると大変な金額でありますよ、1万以上も。特に高齢者にとっては、年金で暮らしている方々、またコロナで所得が本当に激減してしまった方々においては本当、値上げは心苦しいところではありますが、私は基本的に介護料の月額を金額を下げるために先ほど2つほどの、まずは高齢者のフレイル、要するに高齢化防止に対して村として全力で取り組むと。さらには、2つ目としては、被保険者、介護保険料を払う方々を、何とか人口減少を食い止めるためにも維持していきたいという考えを示させていただきました。一般財源を投入すること自体が法定外繰入れはならないようではありますが、そのところの詳細につきましては副村長から答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） 宗田議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、すみません、時間外にご説明申し上げましたとおり、まずは基本のお話でございますが、一般会計からの介護特別会計への法定負担割合が市町村では12.5%と決まっていることは先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、現在、当初予算におきまして一般会計からこの12.5%分の財源をまず入れさせていただいているところをまず前提としてご説明いたします。

あと、宗田議員のほうから、すみません、私の認識が誤っていたら大変申し訳ないんですが、剰余金があるのではないかというようなご指摘を頂戴しましたが、当初予算を編成するに当たりまして、この介護保険のみならずほかの一般事業も含めまして、その事業予算を編成するために、歳出と歳入のバランスが取れずに結局、財源不足というものが生じていたために、財政調整基金から1億9,000万円の繰入れをしてございますので、この当初予算におきましては剰余金があるという認識は私にはございませんでしたので。

以上、答弁申し上げます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 私も5号の鮫川村介護保険条例の一部についてお尋ねをしたいと思っております。

鮫川村は、近隣市町村においても村民1人当たりの所得が非常に低い、最下位に近いほう

だと思っております。そういう中で、今回の値上げで近隣市町村で一番高くなると。今、コロナ禍で、未曾有の大災害の中でね、みんな所得が落ちている。また、昨年の不作ですか、米価の下落、こういうもので村民の暮らしはこれからが本当に苦しくなる時期になると私は考えております。そういう中で、村長も議会の冒頭でね、小さな村でも心豊かな、持続可能な村を構築し、幸福度の高い村を目指していく必要があると、このように答弁しております。今、コロナ禍でますますここ二、三年ひどくなるろうと、経済が低迷してくるんじゃないかと、こう予想される中で、もう少し村のほうでも村民に寄り添って、少なくとも3年ぐらいは値上げを留保すると、待つと、そういう気持ちが村長さんにはおありでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま質疑をお受けいたしました。

まず、困窮するといいますか、コロナ禍の中で村民の方々が大変な思いをされていることは承知をしておりますし、私はこの3年間、介護保険料も上げずにこのまま保持して、何とか村民の軽減負担をしていきたいという気持ちはあります。しかしながら、この制度の仕掛けの内容、さらには私は、先ほど議員控室でご説明しましたとおり、他町村がこれだけだから本村は値上げしてもいいという考えはございません。

ただ、先ほども10番議員の宗田議員にお答えしたとおり、被保険者の介護料の入ってくるお金、それから介護を今度お使いになる方々の出るお金、このバランスを考えると本当は6,300円以上になってしまうかもしれません。しかし、そこはそれ以上にしたくないということで今回、1,200万の基金の投入をして、調査をしましたところ近隣町村の特に類似している自治体等よりもちょっと安めの状況になりますが、決して私は他町村が、例えば西会津の町は8,000円台ということがあるから安堵はしておりませんから、何とか軽減していきたいと思えます。

その1つの方法として、先ほども言ったように、この保険料を維持していくかそれ以上上げないための最大の努力は、村として高齢者の支援の福祉を充実して行って、介護認定を受ける人をできるだけ少なくしたいと。さらには、人口減少を本当に食い止めながらも働き盛りの方、特に若い方から、だんだん4歳になりますから、被保険者になる方々の人口を減らしたでは何にもならないということで、そういった努力を辛抱強く重ねていながらも、3年後にまた改正ということになります。そのときにどのような改正金額になるのか予想もつきませんが、人口減少を抑える、さらには少ない人口でも幸福だったというためには、やはり鮫川に住んでいる幸福感を高めるために様々な要因がございます。金銭的に本当に生活で

きないという状況でも心は本当に病みます。また、お金があっても鮫川村に住んでいて何となく不便で嫌だという、そういった方々もなるべく少なくするための各方面からの施策を講じていきたいなと思っております。

あともう一つは、懸念するのは、やっぱり介護保険料が高まると負担する方々も何でこんなに上がっちゃったのかと。当然、周知をされれば何で月こんなに上がるんだという状況にもなりかねません。しかしながら、その高くなる理由、なぜここまで上がってしまったのかというのはきちんとやっぱり村民に伝えていかななくてはなりません。まさに、その要因は先ほど言ったような2つの要因がございますが、やっぱりこれを低く抑えるか維持していくためには一体何をしなくてはならないのかということも、私どもも議員の皆様もここまで一生懸命考えていただいて質疑をいただきました。

また、村民の方にもきちんと説明をさせていただいて、そして村を離れていく方々は抑えていただきたいし、なお介護を受けなくてはならない高齢者をできるだけ少なくしていただくために、私は、村民の方にもご理解をいただくためにきちんと説明をして、よしみんなで、んじゃ、それは介護保険料を維持していくための村民運動に結びつけましょうよと言うくらいまでやっぱり今回の状況は明らかにして、この次の3年後に上げないためにも今から高齢者福祉、それから村民の福祉の充実を図っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「議長、再度いいですか」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 2回目ですね。

〔「いや、一度質問しませんから」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

関根君。

○7番（関根英也君） いろいろ、村長より丁寧な答弁をいただきました。

しかし、こういう困窮した中で、介護保険というのは役場に直接納めるのではなくて年金から自動的に引かれてしまうものです。本当に年金を当てにして生活している人が予定が狂って、やっぱり生活が困窮するようになって、鮫川の人ってみんなじっと我慢するんですね。そういう状態にさせていいのか。

また、今日、数多くの同僚議員さんがいますが、この値上げに賛同できないとすれば、そのときはどういう形になるんでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、高齢者の方々が、納めるんでなくて年金から引かれるシステムになっているんですね。これは知らずのうちということもあるかもしれませんが、やはり高齢者の方々は通帳を見ながら自分の生活設計を、特に独り暮らしの方々はしておりますし、そういった方々には非常に申し訳ないと思っておりますが、低所得者は1号から9号までありますが、低所得者の方々への軽減措置というのがございますので。ただ、その金額が少ないから高いからいいであろうという考えはございません。ただ、その状況もご理解いただく必要があるかなと思っております。3年前から今回にかけて約15%前後の値上げになっておりますから、心苦しい限りでございます。

今日、私どもも一生懸命、皆さんの議案調査と質疑の中身も全く軽視しておりませんから、これは皆さんも村民を思うことがあってのご質問でありますし、今、議会で否決されたらどのようにするのかということではありますが、条例案ですから、皆さんの賛成多数で賛成をいただけるように私も一生懸命答弁をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための職員の特殊勤務手当に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決されました。

これから議案第6号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第10号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第19、議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 交流施設の特別会計補正について質疑をしたいと思います。

補正減、それから補正増がありますが、その要因についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 特別会計の交流施設の件につきましては、担当課長からご説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。ただいまの質疑についてご説明いたします。

まず、歳入、使用料の減ですが、当初見込み658万7,000円に対しまして400万円を減額し、258万7,000円の補正後の予算とするものでございます。主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして利用者の減によるものです。一番の要因につきましては、4月から5月にかけての緊急事態宣言、また1月から2月にかけての緊急事態宣言によりま

して、その時期に予約がありましたものが全てキャンセルとなっております。ただ、250万ほど歳入となっておりますのは、利用者がそれだけいたことと、あとは県民割等によりまして県内の利用者が増えたことによりまして少しでも財源の確保ができました。

歳出につきましては、当初、会計年度任用職員の人数を3名で予算化しておりましたが、最終的に2名で調理業務等の従事に当たりましたので、その分が大きく減額しております。

また、歳入で、不足財源を補うために90万円ほど一般会計からの繰入れをしているところがございます。

以上が詳細の内容となります。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和2年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第20、議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算から日程第29、議案第29号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番。

手をはっきり挙げてください。ちょっと見えないものですから。

○9番（前田武久君） いや、さっきから手を挙げていたよ、こんなにして。

○議長（星 一彌君） いや、もっと。分からない。

○9番（前田武久君） 顔がこっちに向かないんだかね。

○議長（星 一彌君） 左手を挙げてください。

○9番（前田武久君） 一般会計ですけれども、予算書の73ページの下から一番目で、繰出金、商工費の繰り出し、交流施設特別会計繰出金1,000万であります。

私、この予算書を見たときに目を疑ったような状況でございます。交流施設の繰出金、令

和3年度に対しての当初予算等については、2年度の9月の一般質問等において村長は、3月中旬に、旧つるやですね、先日だか委託経営者が「結び」というような称号でもって屋号を我々に報告されました。その「結び」のオープンと同時に閉鎖ということで、これは2度ほど確約しているわけでありませう。

そういった中で、3年度に対しての予算等は、オープンと同時に閉鎖しても、これは閉鎖後、民間譲渡かあるいは競売か、それから民間移譲かまでには時間がかかるから、その間、空き家状態で管理もしないわけにいかない。管理するくらい費用は、これは準備しなくちゃならないというふうな話をされたと思うんですね。旧つるやの改修工事もそのときには12月21日の工期は絶対守らせると。それから、3月中旬のオープンを約束されておりますし、そしてまた閉鎖も約束されておる。

ところが、この予算書を見ると1,000万ですね。誠に、額としては過年度と全然変わらないような繰出金ですね。これに対して、それと特別会計ですね、27号ですか、これは令和3年度には特別会計をなくすというようなこともおっしゃっている。

村長、有言実行型でいかなければまずいと思うんですね。ちょっと信用できないような状態で、今まで言ってきたものが全部約束を守られていないというふうに私は感じております。このことについて、どうしてこのような1,000万というふうな予算をつくられたのか、そのことに対して答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 交流施設の件につきましては、10日に前田議員からも一般質問を受けまして、長時間にわたってご答弁をさせていただいたところでありますし、また、前回の全員協議会におきましてもご説明、さらにはこの交流施設そのものの今後の運営につきましても前の全員協議会でご説明をしてきたところでございます。

10日の一般質問でもご答弁をいたしましたけれども、年々1,000万台の、過去には700万等ありましたが、の繰出金が交流施設に投入されているということで、早い時期に村から切り離してというご提案の下に、できるのであれば指定管理はさせていただいて、指定管理していただける団体が見つければ最低限度の費用の支出だけで収まるであろうという、そのような予想もしておりましたが、なかなかあの施設の指定管理をしてくれる方が見つからないと。さらには、今、譲渡を視野に公開をして、建物をお受けしていただける方も募っておりますが、今の段階ではなかなか見つからない状況にあります。

さらには、つるや温泉旅館がコロナ禍の中で、議案調査していただいたとおり、坂本さん

の、経営者の中から、店はオープンいたしますけれどもなかなか宿泊までは当面、準備はできないと、この状況の中で難しいということで、目安とすれば夏頃というお考えをお持ちだということもありまして、このまま村の中の宿泊施設を空き家にするわけにはいかないということで、今回、苦肉の繰り出金を計上させていただいたわけでありまして。

昨年は1,100万でしたが、今年度のコロナ禍の中で、お客様がいらっしゃれば開けるという状況にはなっておりますが、どのくらいのお客様が、また夏以降、コロナが去っていく状況もまだ分からない状況でありますから、今後、予定がつかないということもありまして、当面、指定管理を受けていただける方、そしてまた譲渡を希望する方が現れれば交渉をして、村からの手を離れるということに努めていきたいなと思っておりますが、今回、そのような要因で、前の一般質問、さらには全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、予算の繰り出し、また特別会計の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、話がだんだん変わってきて、今、言ったことは、全協では指定管理なんて誰も承認していないですよ、前にも言っておきましたけれども。村長も分かっていると思うんだけど。

それと、今、夏頃とかという話。先日、坂本弘美さんから話を聞いて、宿泊、それから風呂の使用等は夏頃から始めたいというような話は承っております。しかし、交流施設の予算というのは、これは永久に見越しての予算というふうに考えられるけれども、閉鎖に対しての考えとかなんかというのはさらさらないということなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私は、10日の一般質問で前田議員の再々質問にお答えしているとおおり、閉鎖ということでなくて、閉鎖というか村から離すという譲渡。私は、取壊しとか閉鎖でなくて、村から切り離して民間譲渡を視野に入れて公開をしていくと。それから、借りたいという方があればそれも視野に入れるということです。

ですから、全員協議会では、星農林商工課長がほっとはうすの今後の運営の仕方を皆さんにご相談したときには、譲渡あるいは指定管理も視野に入れて何とかこの宿泊施設を継続したいという提案書をお示しさせていただいたつもりでありますから。ただ、さっきも言ったように、その後の指定管理者は現れてこないということでありまして、いまだ私はあの施設を村直営から民間譲渡を視野に入れてということには変わりありません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 日程第26、議案第26号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算について質疑させていただきます。

先ほど、日程第5、議案第5号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例が賛成少数で否決をされたわけでありましたが、現在、提出されている予算書を採決するというところでよろしいのでしょうか。大変稚拙な質問でございますけれども、ご答弁、お付き合いよろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどは、議案第5号、賛成少数ということで否決をして、これは皆様の、議会の意向ですから、これは、否決される以上は同意を得られるためのさらに掘り下げた、どのようにしたらいいかというのは今後、検討しなくてはなりません。

また、今、指摘があったとおり、日程の第26号、こちらの上程議案も、条例が否決されているわけですから、予算案を上程して皆様にご審議いただく余地はございません。この26号は取り下げさせていただいて、なお20号から32号までの間は、26号につきましては、議案の取下げを議長にお諮りをいただきたいと思いますと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 議案第27号 令和3年度鮫川村交流施設特別会計予算について1つお伺いをしたいと思います。

昨年も利用料が200万ちょっと。今年も、コロナ禍で二、三年は利用客が見込めないのかなと思っております。また、地元の人でも令和2年度は大分利用していただいたというような報告も聞いていますが、今回、旧つるやで「結び」という店が開店します。湯の田温泉とともに利用しながらやっぱりプロの料理を味わいたいということで、一時はほっとうすの利用客が非常に少なくなる、売上げも去年より見込めないんじゃないかと、このように私は考えております。この際、ほっとうすを思い切って休止して、その村民の血税をもっと有効な方向に使ったほうがいいと思っておりますが、村長のお考えをお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご提案ありがとうございます。

つるや温泉が新年度、開所すると、また夏以降にも宿泊をするということで、宿泊施設の

充実を図られてくるものだと思っております。思い切ってほっとはうすをやめて、歳出のお金を別な方向に使ったらいいのではないかとこのところでございますが、まずは私は、全員協議会で何遍もご説明しましており、まずほっとはうすの宿泊機能は失いたくないということでご説明は何度もしておるところでございます。

今、鹿角平を中心として非常にキャンパーが多くなってきているということで、国道289号線が通過するというのもあって、ほっとはうすの外でも今、キャンプが非常に、支配人も努力をされて、別な角度からアウトドアの見込みのお客様が増えつつあるということで、新年度以降、鹿角平の観光施設をまた検討するという予算書も上程しておりますが、何とかあの周辺一円にアウトドアの拠点となるべきところで今後、脚光を浴びるような観光資源の開発をしていきたいと考えております。

ほっとはうすにつきましては、思い切ってやめたらどうだというご意見に対しては、今後の状況、アウトドアの、これからどこまで鹿角平を中心としてほっとはうす周辺の利用客が増えるだろうかということも鑑みて、すぐに決断するわけにはいきませんが、ただ実際アウトドアのメーカーが鹿角平の周辺で宿泊を、民間会社ですけれども、宿泊を請け負いたいと、民間でお願いできませんかという大手メーカーが視察に来ております。ほっとはうすも当然ご案内いたしました。そういった方々が間違いなく運営の1つとして経営をしていきたいということであればすぐにでも交渉して、内容の検討は必要であります。推移をして民間譲渡をしていきたいと考えております。あそこには今のところ雇用されている会計年度任用の職員も1名、またパートで使われている方もいらっしゃいますから、新年度途中で決断をしてやめるというわけには、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） まず、私は、誠に残念ではありますが、反対討論をせざるを得ないという立場で討論いたしたいと思っております。

私は、令和3年度議案第20号、一般会計に計上されておる交流施設繰出金1,000万円並びに議案第27号、特別会計、交流施設予算に反対の立場から討論するものであります。

議会では、廃業する民間旅館旧つるやを村が買収したい旨、役割を果たし終えた交流施設ほっとはうすの閉鎖をするとの条件つきで旅館取得し、改修費を含め1億円以内での財政支出を議決しております。このことは当時議員であった村長も承知のはず。令和3年3月中旬、新装旅館オープンと同時に交流施設を閉鎖、村からの切り離しとの再度の村長の確約は村民の方々も十分承知しておる。村長が公約不履行するという事は、それを議決した我々議員に尊い権利を授けてくださった村民への裏切り行為であり、行政へのチェック機能、村長の監視役としての責務を果たさないことである。

一般会計からの繰出金1,000万円はほぼ例年と変わらない額。なくすと言っていた交流施設特別会計1,560万円は、なくすどころか今後、継続ありき。独断専行の予算であり、承服できない。誠に村民、議会を愚弄し、無視するものであります。

交流施設ほっとはうすは、村民のほとんどの方が不必要、疑問視している。施設運用開始から1億7,600万円の建物への償還金の支払い、そしてそのほかに問題視してきた運営費。何度となく経営改善を図ると村は弁明してきたが、平成10年から令和2年度までの24年間、毎年、赤字補填し、財政の中、貴重な村民の血税を3億5,000万以上投じてきた。交流施設への代わりと求めた旧つるやの支出を加えると4億5,000万以上となります。

現在、鮫川村はコロナ禍のさなか、介護保険税の大幅な値上げや増税を余儀なくされており、生活困窮が予想される中、村民の方々のご理解は得られない。村民重視の施策、修正予算を組むべきであります。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

良識ある同僚議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和3年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決されました。

これから議案第21号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

○6番（北條利雄君） 議長、さっきのこと、3番、遠藤議員の質問等の関係は大丈夫ですか。

議案を取り下げたとすれば、それをちょっとやらなきゃならない。

○議長（星 一彌君） 取り下げてよろしいかお諮りしますか。26号を取り下げたいと。

じゃ、村長。

○村長（関根政雄君） ただいま、遠藤議員の、第5号で否決をされた中で、議案第26号、介護関係ですね、特別会計をこのまま上程していいのかという質問がありましたので、否決された以上はこの上程議案を皆様にご審議する意味合いはなくなりましたので、この議案を取り下げてよろしいかどうかお諮りをお願いします。

○議長（星 一彌君） 今、村長のほうから答弁がありました。この26号の議案を取り下げてもよろしいでしょうか。

〔「それしかないと思います」「はい」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） それでは、26号の介護保険特別会計予算は取下げをいたします。

これから議案第27号 令和3年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立少数です。

したがって、本案は原案のとおり否決されました。

これから議案第28号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第30、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）から日程第33、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（戸

倉地区簡易排水施設運営組合)までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について(鮫川村社会福祉協議会)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について(鮫川村農産物加工・直売所運営協議会)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について(有限会社鹿角平観光センター)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について(戸倉地区簡易排水施設運営管理組合)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第34、議案第34号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 村有財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第35、発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 提案者及び賛成者を代表いたしまして、鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明をさせていただきます。

今回の改正案の内容は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動

しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものがあります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

全国町村議会議長会が参考等を示している標準議会会議規則が改正され、男女の議員が活躍しやすい環境整備と全ての行政手続における押印義務の廃止をする方向で検討が行われていることが示されました。通知に基づき、鮫川村議会会議規則の一部を改正するものであります。

なお、近年の男女共同参画の状況や行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われていることに鑑みまして、鮫川村議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進、さらに請願者の利便性向上を図るため、この規則改正案を提出した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第36、発議第2号 村長の専決処分の指定についての一部改正についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 提案者及び賛成者を代表いたしまして、議会の指定する村長の専決処分
の指定についての追加について趣旨説明をさせていただきます。

現在、村長の専決処分について、平成4年6月4日第1号議決、地方自治法180条第1項
の規定により、村長において専決処分することができる事項が指定され、運用されておしま
すが、新たに事項を追加するため所要の改正を行いたく、本提案をするものであります。

今回の追加の内容は、交通事故等による損害賠償における専決処分事項として、相手方へ
の早急な補償の実施のため、損害賠償額の上限額を定め、議会の委任による専決処分の対象
事項に追加し、能率的かつ効率的な行政を行う上からも、簡易な損害賠償は村長の専決処分
とすることが望ましいと思われます。ここに議会自らの積極的な意思によって議員提案する
ものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたしま
す。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号 村長の専決処分の指定についての一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第37、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 請願審査結果報告を申し上げます。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月11日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージとさらなる経済の縮小を引き起こします。そして、消費増税による物価変動への影響も注視しなければなりません。よって、福島県の一層の発展を図るため、労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額、中小・地場企業に対する支援策を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備することが重要なことと判断し、採択することに決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において以上のとおり決定しましたので、報告といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願に

ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時12分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、9番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出されたことについて、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時18分）

上記会議次第は事務局長鈴木隆寛の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年3月16日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 雅 秀

署 名 議 員 前 田 武 久